のである。

この豫科學科の改正と同時に、職制も改められるところがあつた。卽ち初めて豫科長一名を置き、監事を學監と改め、司書・助手を廢したのである。因みに、この年八月從來寄宿舍たりし西甍北寮を改造して、教室及び研究室とした。後に述べるやうに、大學令による大學設立の申請は、既に昨九年九月提出されてゐるのであつて、前述の如き諸種の改良は、すべて昇格を前提としてなされてゐるのである。

第三十九章　龍谷大學の設立

一　大學令による昇格

既に一言したやうに、大正七年十二月六日勅令第三百八十八號を以つて、單科大學令が發布されてから私立大學の昇格は各方面に於いて論究され、またそれが實現しつゝあつた。本學の昇格についても、本學當局初め派内識者の間に考慮されつゝあつた。卽ち早くより本山内局と本學當局との間には、これについて審議討究してゐたが、大正八年一月講師森川智德・宇野圓空が東上して文部省に交渉し、二十九日には歸學して學生一同に對し、單科大學の内容を說示した。次いで是年二月、集會の開催されるや、本學の昇格が建議され、六月十六日臨時教育調査會規程を設けてこの問題を研究することゝなり、その會合を開くところがあつた。かくて翌九年二月開催の集會に於いて、昇格とその財源が審議され、次いで九月二十一日愈々大學令による大學の設立と、金六拾萬圓の佛教大學財團の設立認可とを主務省に申請した。

前述の大正九年四月以來實施された講座制、並にその他の設備の充實は、昇格を前提とせるものであつて、次第に學内の體制は整備されてゐた。然し十年四月より、更に昇格の準備として甍舍の改修工事その他が開始された。卽ち下間氏邸宅以來依然舊態を存した、東甍の古長屋と大門とは取り除かれて、新にコンクリートの塀と鐵門と一棟の門衞所が建築せられ、また南北兩寮を連接する廊下は東側の塀に沿ふて建てられ、東甍の面目は一新した。更に從來寄宿舍であつた西甍北寮は、上下兩階の北側に一間幅の廊下を設け、階下に七室の研究室と、階上に五室の教室を造り、講堂階下の研究室をこれに移した。かくて西甍南寮は先に改修されてゐるので、こゝに南北兩寮共に舊態を改めて、研究室または教室となつた。

次いで十一年二月十七日、財團基金を金百萬圓に增額の件を申請したが、この外專任教授の招聘・圖書の購入等種々の準備を整へた。而して文部省の調査も終り、當局の昇格の内意をも得てゐたのであるが、主務省に於いては種々の政治問題が頻出し、本件の進行を障碍して、認可は遲延した。然し十一年五月二日開催にかゝる文部省教育評議會には、遂に本學設立の認可が可決せられ、同二十日を以つて認可の指令が達せられた。本學の大學規程や財團等は申請の通り認可されたのであるが、大學には宗教・宗派の名稱を附し得ないと云ふので、急に校名を改むる必要を生じ、「佛教」の二字を廢して本派の別名とも云ふべき

「龍谷」の名に改めたのである。

認可の指令を受けた本學では、その翌二十一日は宛かも宗祖降誕會に相當するので、午前八時先づその祝賀式を行ひ、九時より講堂に於いて昇格祝賀の式典を擧げた。卽ち先づ大學設立者大谷尊由管長事務取扱の挨拶、學長鈴木法琛の昇格經過報告等あり、つゞいて松島執行長、中橋文部大臣(代理)・若林京都府知事・馬淵京都市長・荒木京大總長・本學卒業生總代尾立卓爾等の祝辭あつて式を閉ぢた。會するもの、右來賓以下卒業生四百餘名、本學教職員學生七百餘名に及んだ。次いで二十三日午後一時より、校庭に於いて壬寅會主催の昇格祝賀園遊會が開かれ、管長事務取扱の臨場あり、本學教職員・山内事務員・卒業生・學校關係者等約五百名の來賓あり、餘興として種々の催物あつて後、午後四時半全學生と共に晩餐を取つて散會した。

龍谷大學財團は、六月十三日財團の登記を終へ、同十五日供托局に於いて供托の指令を受け、同二十日日本銀行へ公債額面金壹百萬圓を供托して、すべての手續を了した。更に六月二十日臨時集會が召集せられ、本學の昇格に伴ふ寺法細則・學校條例・財團法人設立準則・佛教大學財團設立條例・その他の更改が討議された。而して翌二十一日には、第一回龍谷大學財團評議員會が本山鴻ノ間に於いて開催された。

龍谷大學設立當時の本學の概況は次の如くである。

一　基本財團　金一百萬圓

薗田元學長

前田元學長

花田前學長

足利現學長

一　敷地　一萬二千二百七十七坪一四

一　教室及研究室　二十八室（外に大正十一年新設の研究室十室・教室三室）

一　教授　一百一名（勸學・司教十一名・輔教三十名・博士十三名・學士三十六名）

一　學生數　六百二十七名

一　本學の構成　豫科三年・本科三年・研究科三年・專門部三年

一　圖書數　二萬七千三百十八部　十七萬六千九百四十册

一　大正十年度經費　金二十萬〇五十七圓五十錢

一　卒業生數　一千二百七名

一　卒業生活動範圍　學術・教育・教化・社會事業・公職其他

一　留學生二十一名（內、海外四名・內地十七名）

（出版事業・學內の諸會等は後に至つて述べるであらう）

二　昇格後の龍谷大學

昇格より現在に至るまで凡そ十六年、その間種々記すべきこともあるが、世人の記憶に新しいところであるから、次にその概略を一言するにとゞめよう。

先づ昭和十一年二月四日本學に御眞影が下賜され、六日午前十一時よりその奉戴式を行つた。

昇格の年九月鈴木學長は自坊の都合によつて辭職したので、前田慧雲が後任として就職し、九月二十四日その式を講堂に擧げ、引きつゞき全學生に對して學問の意義、研究の方法等に就いて說き示すところが

あつた。因みにこの後十五年二月、鈴木前學長の功績を記念するため、學内有志は奬學資金の募集を開始し、昭和二年四月二十日その事務を閉ぢ、金五千圓を鈴木奬學金に充てた。その後昭和三年七月、前田學長は病氣の故を以つて辭表を提出したが、翌四年五月弓波瑞明學長に任せられた。この時に當り、學長任命に關して、種々紛議され、學内一時騷然たるものがあつたが、やがて鎭定した。然るに同六年一月弓波學長は病氣によつて歿したので、次いで花田凌雲その後を受けて學長に就任した。かくて同十四年一月に至り、花田學長職を辭し、足利瑞義學長に任せられて現在に及んである。

東甍の造營成り、西甍南北兩寮また修理改造せられて、昇格當時舍は面目を一新したのであつたが、その後學生の增加夥しく、新教室の增築は焦眉の問題となつた。されば大正十四年夏構内の西北隅に工費約四萬圓を投じて三階建鐵筋コンクリート教室六室の工事を起し、翌十五年完成したので、二月二十二日學内に質素な祝賀會が催された。當時本學諸方面の發展著しく、校内の狹隘が痛感され、移轉問題が屢々論議されつゝあつた。然し容易に實現し得る豫想もつかないので、若し移轉不可能の場合は、右の新教室は東側へ更に增築し得るやう設計されてゐるのである。かくて翌年に至り、學生の數も一千名を超えるに及び、移轉問題は次第に表面化し、昭和二年六月二十五日、學友會新理事會の席上、移轉期成同盟會が結成せられ、同九月二十八日の本學評議會は移轉を決議し、更に同十二月二十五日には、同窓會は移轉提進の檄を會員に頒布した。こゝに於いて、本山當局とも交涉し、實現の曙光を見出しつゝあつたが、内局の交迭があり、また何分巨額の費用を要するので、實行に行き惱み、遂に實現は不可能となつた。從つて學生の增加による教室の不足は、何等かの形に於いて打開されねばならなくなり、昭和四年二月、構内西南隅に、五間に十二間の木造二階建教室の工事を起し、五月に至つて完成した。この後別項敘述の如く、圖書館は本山廓内に新築され、西甍南北兩寮の研究室がこれに移轉したので、その後を教室または學會室となして現在に及んでゐる。因みに、大正十五年十一月下京區唐橋西寺跡の地に學生の運動と軍事教練のために三千二百餘坪の運動場を設備したが、同八年五月同唐橋川久保町西に三千八百七十坪の地に移轉設備した。而して同十三年五月この地に寄宿舍の工を起し、十四年度新學年より豫科・專門部各第一學年生を收容することゝなり、昇格以來杜絶えてゐた寄宿舍は再びこゝに設備されることゝなつた。

文學部の講座は、昇格當時は大正九年四月實施の制と大なる變化はなく、佛教學六講座（眞宗學三講座、佛教學三講座）・佛教史・宗教學・宗教史・哲學・心理學・倫理學・教育學・社會學・印度學・支那學・國學・英文學各一講座であつた。學生の專攻科目は十であつた（以上の講座より心理學、倫理學・教育學の三を除く）。然るに、翌大正十二年四月眞宗學二講座・佛教學三講座、その他各一講座となり、十三年四月には眞宗學二講座、佛教學四講座・佛教史二講座・宗教學宗教史二講座、その他各一講座で、英文學は西洋文學と改められ、學生の專攻學科は講座數と同樣十三科となつた。次いで十五年四月に至り、心理學は廢止され、佛教史二講座は史學二講座と更改され、國學は國語國文學と改められた。更に昭和三年四月西洋文學は英文學に復舊し、八年四月には史學二講座

は一講座となつて新に佛教史學が設定され、宗教學宗教史二講座は一講座となり、印度學は梵典學と改稱し、また研究科にもこの年より講義が常設されることゝなつて、現在に及んでゐる。また文學部學生の必修單位は昇格の頃二十單位であり、次いで二十四單位となつたが、昭和三年から語學の二單位が除かれて二十二單位となつた。猶、軍事教練は大正十五年より實施されたが、昭和三年四月講座制となり、數年を經過したが、昭和八年四月また學年制に改められた。

大學豫科は昇格と共に高等學校令によることゝなり、前述十年八月改正の學科課目は多少修正された。卽ち獨逸語・佛蘭西語・國語漢文の選擇科目の五時間は三時間となつて、獨逸語二時間が必修となり、第三學年の歷史は自然科學に更改された。然るにその後また改められて、十三年四月から次の如く實施された。

第一學年			第二學年			第三學年		
學科	毎週時數		學科	毎週時數		學科	毎週時數	
修身	一	同	上	一	同	上	一	同
英語	一〇	同	上	九	同	上	九	同
獨逸語	(五)	同	上	(五)	同	上	(五)	同

佛蘭西語	(五)	同	上	(五)	同	上	(五)	同	上
國語	二	同	上	二	同	上	二	同	上
漢文	三	同	上	三	同	上	四	同	上
地理	二	歷史	上	二	同	上	二	同	上
論理	二	心理	上	二	哲學	上	二	同	上
佛教學	四	同	上	四	同	上	四	同	上
法學通論				二	經濟學通論	上	二	同	上
自然科學	三	自然科學	二						
計	三二			三二			三一		

獨逸語及び佛蘭西語の中括弧を附したる時數は其一を選修すべし

この後大正十五年四月より各學年に體操（教練）が課せられて、各學年二時間の增加があり、次で昭和六年學科課程が變更され、翌七年四月より實施した。卽ち十三年の制に比すれば、各學年を通じて選擇科目であつた獨逸語・佛蘭西語は、各學年獨逸語五時間（第三學年は三時間）、第三學年佛蘭西語四時間の必修となり、第一學年・第三學年の英語は各九時間となつて增減あり、第一學年の地理は歷史地理三時間となつた。更に同八年二月更改あり、九年四月より第三學年の佛蘭西語四時間は新設の梵語四時間と選擇科目となり、十三年三月に及んでゐる。

專門部の學科課程は、大正十三年四月より次の如く更改實施され、同五月この制による卒業生は高等學校・大學豫科卒業生と同等以上と認定された。

第一學年		第二學年		第三學年	
學科	毎週時數	學科	毎週時數	學科	毎週時數
三宗綱要論	八	七祖釋義	八	祖釋義	八
佛教概論	七	唯識論義	七	天台華嚴教義	七
眞言宗史	四	宗教學那佛教史	四	日本佛教史	四
論理學	四	倫理學史	四	哲學概論 社會學、教育學	四
漢文	四	同上	四	同上	四
英語	五	同上	五	同上	五
計	三二	計	三二	計	三二

この後大正十五年四月より豫科と同樣、體操二時間の課せられたが、昭和三年四月より學科課程が改められて實施された。これは一面に於いて本科卒業生に、修身科中等教員無試驗檢定の特典を得るためでもあつた。而してこの後同八年四月より各學年に演習各二時間が增課されて、十三年三月に及んでゐる。

第一學年		第二學年		第三學年	
學科	毎週時數	學科	毎週時數	學科	毎週時數
實踐倫理	一	同上	一	同上	一
宗義綱要論旨	八	七祖釋義	八	祖釋義	八
佛教概論	七	唯識論義	七	天台華嚴教義	七
眞言宗史	四	宗教學那佛教史	四	日本佛教史	四
論理學	四	倫理學史	四	哲學概論 社會學、教育學	四
漢文	四	同上	四	同上	四
英語	五	同上	五	同上	五
體操	二	同上	二	同上	二
計	三四	計	三四	計	三四

學生々徒の定員は、大正十一年十二月認可されたところでは、文學科三六〇・豫科三六〇・專門部二四〇であるが、同十五年七月文學部四八〇・豫科四八〇に變更の件認可され、昭和二年十一月專門部は三六

○に更改された。更に昭和四年一月文學部六〇〇・豫科六〇〇に改められ、同七年二月文學部四八〇・豫科四八〇・專門部四八〇に變更することが認可された。而して昇格當時の全學生數は六二七であるが、昭和三年七月には一一〇七名（研究科三五・文學科三〇六・選科二）、同九年十一月には一一二二（研究科五三・學部三三一・選科六・豫科二七七・專門部四五六）、同十三年四月末は一一二二（研究科三八・文學部三六六・選科四・豫科二五二・專門部四六二）である。

先に一言した如く、專門部は大正十三年五月文部省告示を以つて、大正十五年三月以後の本科卒業生は、高等學校・大學豫科と同等以上と認定されたので、本學文學部へも入學し得ることゝなり、十五年三月末、本年卒業生中文學部入學希望者の選拔試驗あり、初めて六名の入學が許された。この後專門部卒業生の文學部への入學者は、年々增加の傾向を示しつゝ現在に及んでゐる。また女子聽講生の規定は早くより存したが、十五年四月初めて三名の入學者あり、次いで昭和三年一月京都女子高等專門學校（國文研究科・英文研究科）等八校の卒業者に對し、文學部入學が認可されて男女共學となつたが、その後宮城縣女子專門學校（女科）等十三校の卒業生も入學を許すことゝなつてゐる。

本學の卒業生に對する教員無試驗檢定は、大正十三年一月並に昭和二年二月文部省告示を以つて、文學部卒業生に對し、修身・教育・國語・漢文・英語・日本史・東洋史の六科、豫科卒業生に對し、英語科について中等教員無試驗檢定の件指定され、また大正十三年四月・同十四年三月及び昭和二年九月には、文學部卒業生に對し、修身・國語・漢文・英語・哲學概說・日本史及東洋史について高等教員無試驗檢定の件指定された。また專門部卒業生に對しては、昭和四年十一月八日修身科につき中等教員無試驗檢定の件が指定されてゐる。

更に本學の學位規程は、昭和九年十月二十日認可され、正規の手續を經て、文學博士の學位を授與することゝなつてゐる。

三　出張講座及び出版部

本學に於ける教授の講義を以つて、學外一般大衆に呼びかけ、講義を學內より社會的に進出せしめたものとしては、明治四十五年一月教職員によつて計畫組織された龍谷學會の『佛教講義錄』を第一に擧ぐべきであり、第二には大正九年より刊行された『佛教大學通信講義』を推さねばならぬ。これ等の詳細は別項に述ぶるが如くで、當時大に一般の歡迎を受け、著しい反響のあつたものである。然し斯うした講義錄ではなく、教授自身が象牙の學窓を出で、本學の名に於いて一般民衆を對象として開講する謂はゆる公開講座または出張講座は、大正十年に初めて計畫されたところである。蓋しこの前年十一月創刊された『佛教大學通信講義』は佛教の正しき民衆化を企圖したものであつたが、今の公開講座も同樣の趣旨によるもので、六條の舊套を打開し、清新の氣運を呼び起さんとしたものである。卽ち十月四日より七日まで毎夜七時より三時間宛、市公會堂別館階上に於いて開催され、是山惠覺「正信念佛偈の要義」、吉澤義則「國文學と國語」、野

上俊夫「思想批判の態度」が講ぜられた。この企圖は教學界に於ける新しい記錄として一般に宣傳され、多大の反響を呼んだのであつた。

次いで大正十三年に至り、更に出張講座が企圖された。即ちこの年十一月出張講座として第一に神戸に於いて行ふことゝなり、事務所を同市兵庫切戸町寶球寺に置き、縣廳前神戸小學校に於いて第一期講座が開かれることゝなつた。即ち講師講題は教授湯次了榮「佛教概論」、同宇野圓空「宗教學」で、十一月六日より十二月二十五日迄八回で、毎週木曜日午後六時半より九時半迄一人一時間半宛開講した。聽講は男女を論せず、學歴の如何を問題とせず、聽講料金五圓を徴收したが、毎回凡そ八十餘名の出席があつて相當成功した。次いで第二期講座は同じく神戸で、翌十四年一月二十六日より三月十六日まで同樣八回、教授梅原眞隆「眞宗概論」、同森川智德「現代哲學」を講じた。

更に昭和二年十一月第一週より四週間（一週火・金の二回）大阪相愛高等女學校講堂に於いて、擴張講座の名によつて開講された。講師講題は教授杉紫朗「眞宗學概論」、同小林照朗「社會哲學」である。而してこの翌三年には三月九日より十一日まで三日間名古屋和敬學園に於いて、教授梅原眞隆「淨土眞宗の根本義」、同玉置韜晃「佛教空思想概說」、同赤松智城「宗教の本質」等を開講した。

この後暫し出張講座も開かれなかつたが、昭和八年に至り、東京帝國大學に於ける本派出身者の組織する勝友會主催の下に、本學教授の出講による第一回佛教學講座が開催されることゝなつた。即ち十月二日より七日まで東京帝大法學部二番教室に於いて、教授杉紫朗「親鸞聖人の方便論」、同禿氏祐祥「眞宗史の特異性」が毎夜開講された。この企圖は東都の教學界に異常の反響を與へ、連夜知識階級堂に溢れるの盛況を呈した。こゝに於いてか、この後本學の東京出張講座は例年の行事となつて現在に及んで居り、それ〴〵相當の成功を收めてゐる。第二回以後の講師講題は次の如くであるが、第一回の講義は兩者共東京山喜房より出版されてゐる。

第二回（昭和九年十月八日より十二日まで）　學長　花田凌雲
天觀菩薩往生淨土論の概觀
眞宗に於ける行と信との交涉　教授　西谷順勢
第三回（昭和十年十月一日より五日まで）
親鸞聖人の大經觀　教授　豐水業勝
唯識概說　同　深浦正文
第四回（昭和十一年十月一日より五日まで）
教行信證大綱　教授　雲山龍珠
往生要集概論　同　佐々木憲德
第五回（昭和十二年十月四日より八日まで）
佛教原理概說　教授　湯次了榮
他方法成立の基礎原理としての佛性の問題　同　西谷順然

第六回（昭和十三年十月一日より五日まで）

第三十九章　龍谷大學の設立

善導大師の觀經疏について　　學長　花田凌雲
眞宗中興の歷史的意義　　教授　西光義邃

大正八年の頃六條學報社同人の間に、本學の教授や同窓の研究を出版して、學界教界に公開せんことが企圖せられた。『佛教大學叢書』即ちそれである。而してこの年七月學長薗田宗惠の『佛教と歷史』がその第一編として刊行され、次いで翌九年三月第二編として鈴木法琛の『眞宗學史』が出版された。かくて本學の出版は先づ六條學報社の手によつてなされたのであるが、同年四月右『大學叢書』等の完成と出版の完全とを期するため佛教大學出版部が設立された。而して同年六月中井玄道の『校訂教行信證』が印行され、更に同年十一月には『佛教大學通信講義』を創刊して、確固たる基礎を作つた。その後本學の昇格と共に出版部も龍谷大學出版部と改稱し、種々の目的の下に諸方面の刊行が企てられた。大正十四年六月までの出版の組織と書名を掲ぐれば次の如くである。

（一）龍谷大學叢書

本叢書は本學教授の學究的著作を網羅せんとするものである。

佛教と歷史	薗田宗惠	大正八年
眞宗學史	鈴木法琛	同九年
支那佛教史之研究	山内晉卿	同十年
華嚴大系	湯次了榮	同十二年
西嶺教義概論	杉紫朗	同十三年

（二）龍谷大學文化叢書

イ　研究資料

本學刊行の著作中研究資料を網羅す。

校訂教行信證	中井玄道	大正九年
一休骸骨（古版）	本學史學會	大正十三年
蓮如上人法語集	同上	同上
眞蹟複製蓮如上人御文	禿氏祐祥	同十四年
須彌山圖譜	同上	同上

ロ　佛教叢書

本學教授の著作中民衆を對象として說かれた平易簡明なるものを網羅す。

漢和對照　原人論新釋	湯次了榮	大正十年
淨土三部經要旨	鈴木法琛	大正十一年
法華經要旨	日下大痴	同上
和譯維摩經講讃	增山顧珠	同上
眞宗の法式と故實	西光義邃	同上
佛教文化史	禿氏祐祥	同十二年
教行信證解說	中井玄道	大正十二年
眞宗史	同上	同十三年
眞宗概論	小山法城	同上

第五篇　學校時代

宗教法略述　藤島祐寛

ハンフレットシリース

本學に於てなされたる佛教並に科學一般の特殊講義を刊行せんとするものである。

宇宙進化論　新城新藏

大正十四年

(三)　佛教大學通信講義

難解な佛教・宗教哲學に對する一般知識を明確に與へ、眞宗教理に對する古來の諸學說を統整して示し、また現代文化問題に對する解說・批判を與へることを目的として、大正九年十一月一日創刊したもので、翌々十一年まで二卷二十五號を刊行した。而してこの中には後に至つて單行されたものも少くない。

第一年度講題及び講師

淨土三部經要旨	鈴木法琛
淨土文類聚鈔略解	是山惠覺
法華經要旨	日下大痴
原人論新釋	湯次了榮
願々鈔講義	武田龍栖
西鎭教義概論	杉紫朗
眞宗相承論	梅原眞隆
唯識概論	玉置韜晃
現代教育思潮の基調	谷本富
弘明集講義	山內晉卿
佛教研究法	深浦正文

宗教法略述　藤島祐寛

婦人職業問題　海野幸德

第二年度講題及び講師

佛教概論	妻木直良
眞宗概論	小山法城
教行信證大觀	中井玄道
先聖遺文講讀	梅原眞隆
維摩經講話	增山顯珠
西鎭教義概論	杉紫朗
佛教文化史	禿氏祐祥
眞宗の法式と故實	西光義遵
宗教法略述	藤島祐寛
英譯和讀	大島馬太郎

次いで大正十五年一月出版部は京都圖書組合に加入し、出版上諸種の便宜を得ることゝなつたが、その後現在まで出版された書目は次の如くである。

藏漢和譯對校二十唯識論解說	明石惠達	大正十五年
安樂集解說	鈴木法琛	同上
眞宗僧名辭典	井上哲雄	同上
龍谷大學和漢書分類目錄(眞宗之部)	本學圖書館	同上

第三十九章　龍谷大學の設立

河	楠基道	昭和二年	
眞宗要義	本學	卷上 昭和二年・卷中・下 同三年	
五教章講義	湯次了榮	同　二年	
佛教要義	本學	卷上 昭和三年　卷中　同六年　卷下　同十二年	
龍谷大學和漢書分類目錄（佛教之部）	本學圖書館	同　四年	
眞宗學匠著述目錄	井上哲雄	同　五年	
佛教學關係雜誌論文分類目錄	本學圖書館	同　六年	
講本三論玄義	本學	同　上	
龍谷漢文資講	同　上	同　七年	
講本八宗綱要抄	同　上	同　上	
冠導華嚴手鏡	同　上	同　九年	
天台四教義並集註	同　上	同　上	
講本大乘起信論	同　上	同　八年	
講本正信偈釋	同　上	同　上	
唯識論解說	深浦正文	同　上	
講本略述法相義	本學	同　上	
講本因明三十三過本作法	同　上	同　上	
龍谷勤行聖典	同　上	同　上	
Leben des Buddha	花田信之	同　上	
華嚴學概論	湯次了榮	同　十年	

龍谷大學增加圖書分類目錄（眞宗・佛教之部）　本學圖書館　同　上

龍谷大學圖書館善本目錄　同　上　同十一年

三帖和讃の口語學的研究　梯俊夫　同十二年

第四十章　圖書の蒐集と圖書館の建設

一　圖書の增加

學林の藏書目錄として作製されたものは、『龍谷學嚢大藏目錄』十二冊・『眞宗學庠漢籍目錄』一冊・『漢籍部目錄』一冊・『新函寫本目錄』一冊・『書寫本納藏目錄』一冊・『喜捨納藏書籍錄』一冊・『新購求幷寄附書錄』一冊等の七部があつた。この後明治五年夏知藏大和一道が『眞宗學庠藏書目錄』四冊を作つたが、更に明治十九年十二月時の知藏服部範嶺はこれ等の諸目錄を調査し、現存書籍と對檢して缺本の有無・記入事項の訂正等を施して、新に一目錄を編纂した。『眞宗學庠藏書目錄』二冊が卽ちそれで、內容の相當整備された目錄である。收錄の部數は、佛書三千二百九十一部・外典七百八十一部、計四千七十二部である。これは當時の藏書數を示すものであるが、これを天明の智洞の目錄に對比すれば、必ずしも增加したとは云ひ得ない。

「寫字臺文庫」扁額

然るにこの後一般世間文運の進展・學界の發展に伴つて、圖書の刊行もその數を增し、從つて藏書も著しく增加を來した。明治二十七年四月刊行するところの『傳道新誌』（第七卷第四號）に傳ふるところによれば、當時本學の藏書數は和漢洋合して五千有餘部、二萬六千有餘冊と記され、「京都諸山第一」と稱されたと述べてゐる。

斯く藏書の增加は年と共に多くなつたが、この後本學藏書の數と善本の增加を著しく躍進せしめたものは、明治三十七年四月の、東京高輪大學合併と、寫字台文庫の本山よりの下附である。佛教圖書館の建設を早く企てたのは文學寮であるが、その事業は、東京高輪大學に繼承され、佛教典籍の蒐集には非常な努力を拂つた。然るに三十七年四月の高輪大學の廢止と佛教大學の設立に際し、その所藏典籍は、すべて京都に移管されたのである。從つて佛教大學の藏書は、舊藏書とこの高輪の藏書を合して著しくその數を增加した。この間の消息は次節に至つて述べるからこゝには省略しよう。

次に寫字臺文庫は、本願寺歷代宗主の文庫である。本文庫の初まり、寬永・明曆の頃から、その文庫を御風樓文庫と稱したが、天保年中廣如宗主が寫字臺文庫と改められたのである。而して最近本山より本學に寄贈された「寫字臺文庫」の扁額（縱四尺・橫三尺一寸六分）は廣如宗主の筆になるもので、その裏面の銘記によれば、本文庫の藏書は『大藏經』以下經・史・子・集より本邦の典籍卷帙浩瀚汗牛充棟の有樣であつたので、弘化三年より整理に着手し、安政三年夏に至つて成就したので、新に庫藏を造り、この扁額を揭げたと云ふ。この後明治二十四年明如宗主はまた前田慧雲・上原芳太郎に命じて整理せしめ、翌年二月二十九日その中の十九函を當時の大學林に下附したことがある。然るに三十七年十一月に至り、前田慧雲の斡旋により、その藏書全部が本學に下附されることゝなつた。『寫字臺藏書御下附目錄』によるに、その下附典籍は、

淨土門	眞宗部	一〇七五部	三三六五册
	淨土他流部	三五九部	一〇四九册
聖道門	經論部	二六六部	三二四〇册
	華嚴部	七四部	三二三册
	天台部	三三一部	一三一三册
	眞言部	一一四部	四六七册
	禪部	五三部	一四八册
	三論部	二〇部	八二册
	六釋部	一三部	一三册
	八軻部	六部	九册
	律部	六四部	一一二册
	俱舍部	四七部	二五二册

日宗部	二三部	六三冊		雜著部	三一部	六六冊
諸宗通學門	纂集・傳紀・歷史部	一二六部	六四九冊	圖書門	雜著部	八部	三四冊
	法數・音義・目錄部	一六部	一〇三冊	漢籍門	經・史・子部	八部	二五冊
	護教・辨難部	六四部	一六五冊	雜門	傳紀部	五部	三八冊
	勸道部	二三部	一一〇冊		外教部	七部	一〇冊
	天文部	六部	一三冊				
計	內典部	三七一部	一一五四二冊				
	外典部	二八部	一〇七冊				
合計		二七三九部	一一六四九冊				

等の多數である。就中歷代宗主の書寫・手澤本より古寫本・古刊本等また數多く、本學現在藏書の中、貴重書の質量共に勝れたものあるのは、多くこの寫字臺文庫移管によるところである。因みにこの時清の西太后より本願寺に寄贈されてゐた龍藏本『大藏經』等も共に本學に下附されたと云ふ。當時圖書館の建物未だ存せず、本館階下西側二室に藏書を收納し、出納も同所で扱つてゐたのである。

この後本學の藏書の增加は、次第にその度を深化し、たとへば『六條學報』を見ても、この頃には年々增加する寄贈等の書名が揭げられてあつて、相當の數に上つてゐることが推察出來る。『龍谷週報』第五〇號（明治四十三年二月五月發行）には明治四十二年に於ける佛大圖書館の入藏一覽並に開館日數及び閱覽者に關する統計表が揭げられてある。以つて當時の圖書館の概況を推知すべきであるから、左にこれを引用しておかう。

明治四十二年圖書入藏一覽表

種別	和漢內典		和漢外典		洋書		合計	
	部數	冊數	部數	冊數	部數	冊數	部數	冊數
前年度迄入藏數	八、二〇三	四六、五二七	二、七三	六五、五八六	一二、八四七	一七、六五二	一七、六五二	一七、六五二
本年數 寄贈	二六八	六二〇	三二〇	一、七九一	六六八	九八三	九八三	九八三
本年數 購入	四一	一五三	五三	三一〇	六一	六七	六七	六七
本年數 謄寫	二	二	—	—	—	—	—	—
合計	八、五二三	四七、三〇二	二、九五五	六七、二〇八	一二、九三五	一八、六四〇	一八、七〇〇	一八、七〇〇

明治四十二年圖書館開館日數並閱覽者表

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
開館日數	二一	二三	二五	一九	二五	二六	九	—	一五	二一	二一	一七	二三三
來館職員數	二三	一五	二一	八	二一	二〇	一〇	—	二五	一〇	九	八	一八〇
來館學生數	四〇五	四二三	二四九	二四一	三二五	三一七	九九	—	二六八	二八九	二四一	二六六	三、一三三
來館校外生數	九	五	二	五	二	九	五	—	五	二	三	七	七二
貸與部數	四六一	四八〇	三七二	三九二	四一八	三七二	一五五	—	三五二	三五九	二八五	四七五	四、二〇四
貸與冊數	一、三二八	一、二二三	九八三	一、〇二五	八九五	一、〇七五	四四七	—	一、〇八六	一、〇五三	九五四	一、五六九	一一、五五九

二　文學寮・高輪大學の圖書蒐集

早く佛教圖書館の設立を企圖し、明治二十二年三月先づ雜誌閱覽所を傳道會が開設したことは別項叙述の如くであるが、本格的圖書館建設を計畫したのは文學寮である。初め明治三十年七月薗田宗惠寮長に任ぜらるゝや、同寮附屬圖書館の擴張を計畫し、單に學生研鑽討尋の資に供するのみならず、普く輿學の上に大なる資助となさんとした。而してこの擧は一般の贊成を得、次第にその緒についたが、この七月創刊せる『敎海一瀾』（第一號）はこの企圖を「佛教圖書館の萌芽」と題してこれを報じ、また當時水原慈音（護持會長）は自坊の藏書中より天台『三大部科本』を寄贈し、また小田雋順（執行）は目下寄附書を調査中なることを報じてゐる。この時水原慈音寄附するところの『三大部科本』の卷首にはその寄附緣起を題して次の如く述べてゐる。

> 此天台三大部科本、舊吾圓照寺所藏、嗣外行間朱若墨書者、多係三誠實院・開善院二老之手記一焉、本山嚢設二文學寮一而藏書未レ備、今玆寮長薗田宗惠、慨レ之將二廣謀一衆、集二內外書籍一、普嘉二其志一、寄二附此本一、夫祖先德澤所レ存、爲二其子孫一者一宜レ自十襲保持、而今不レ然者、抑有レ說焉、法寶之益、在二讀誦流通一而積レ書遺二子孫一、子孫未二必讀一、則藏二之吾刹一、不レ如レ寄二之文學寮一、切請主レ庫者披露者、諒二普徵志一、使無二散佚之患一矣、明治三十年七月近江國犬上郡高宮圓照寺第十五世住持水原慈音識

また大洲鐵然『漢魏叢書』に題言して

> 予目レ少壯二購レ書成レ癖、貯書稍富、而事務紛冗、未嘗レ有二閑讀之暇一、頃者有レ所レ感二獻二漢魏叢書一百二十卷於文學寮一、以二納其文庫一、但有時觸二學生諸士之手一、得レ免二竇魚之憂一、則幸甚
>
> 明治三十年七月　　周防國　大洲鐵然

と述べてゐる。更に赤松連城・香川葆晃等またこの擧に讃するところがあつた。かくて圖書館擴張企圖の發表と共に、その反響は大きかつたが、次いで鏡如嗣法は『淵鑑類函』縮刷合本四十八冊を下附され、本山は學務科の手を經て御藏版書冊『七祖聖敎』以下十六部六十一冊を下附した。而して九月に至り、更に次の趣意書を廣く頒布し、一般からの寄附を募つた。

> 天下佛教圖書館の設置を望む、已に久しからずとなさず。而も未だ曾て此種の計畫を見聞せず、教界の不幸豈に維れより大なるものあらんや。本寮玆に見るあり、先づ本寮附屬の圖書館を擴張し、苟も天下の佛書は勿論、比較研究上及び歷史上の研究として、東西古今宗教・哲學・文學・歷史の種類より歐米人の佛教評論に至る迄、大概の書籍を網羅し、進みては梵語及び巴利語の經典をも蒐集し、世界に於ける最も完全なる佛教圖書館たらしめんと希望す。然れども此事たる至大至難にして天下志士仁人の後援を仰ぐに非らずんば、其志願を成就する能はざるや、素より明らかなり。仰ぎ願くは大方の諸君子、本寮の微意を翼賛して、各自寄贈の恩を垂るゝのみならず、更に又此主義を天下に傳達し、一日も速かに完全なる佛教圖書館の、山紫水明の間に屹立して、天下公衆を利益するの實を擧げしめたはんことを。

この趣意書頒布するや、上下の翼賛を得ること夥しく、或は自己の著作を投じ、或はその藏書を寄せ、或は金圓を以て本寮必用の書目購入を托し、或は記念圖書として寄贈し、或はその祕書を寄托するもの等甚だ多く、僅か兩三箇月で數百部數千卷に及んだと云ふが、『敎海一瀾』第七號（明治三十年十月）以下に寄贈者氏名並に書目の報告第一回を載せたところを見るに、前記の外當代知名の宗門人は、何れも多少の寄贈をな

し、その類また和漢洋梵等各方面に及んでゐる。この後、同樣募集寄附はなされ、明治三十二年四月には、その數總計千八百四部八千百八十冊と報告されてゐるが、更にその後兩三年にして、寄贈購入併せて一萬餘冊に及び、これに從來の藏書を加へて二萬數千冊に達した。かくて公開佛敎圖書館の設立近きを思はしめたが、三十三年三月文學寮の名を改めて佛敎高等中等となり、次いで東京高輪への移轉となつた。薗田宗惠の後を承けた酒生慧眼またその志を繼ぎ、圖書館を高輪の新校舍内に移し、新式書架を購入して書冊の保存を圖り、閱覽室を設けて學生の便を開き、三十四年二月には、開校式に先立つて、早くもこれを學生に開放したのであつた。かく事漸く緒についたので、更に一大圖書の蒐集を企て、倦くまで宿志を貫徹せんとし、本學經費を節約して古今の圖書を購入したが、三十四年十二月には、更にこの旨を一般識者に訴へ、その助成を懇請した。その趣意書は『高輪學報』(第二號)以下卷頭に揭げられ、また寄附典籍目錄が卷尾に連續載せられて、その後次第に藏書は豐富となつた。學生また學校當局の素志に贊し、三十五年三月の卒業生は、本學第一回卒業を記念せんため記念圖書を圖書館に寄せ、三十六年三月の第二回卒業生またこの例に倣つた程である。

明治三十六年五月一日鏡如宗主繼職に當り、東西兩佛敎大學に記念として金七百五十圓宛を下附された。本學ではその幾分を割いて圖書館費に充て記念圖書として、京都藏經書院『大藏經』以下佛典八部・洋書八部・新書二部を購入し、「第二十二世傳統奉告記念圖書」と捺印して、それを記念した。この年夏期休暇に際して、學生の歸省するものには、特に多人數に佛敎圖書館の必要を說き、知己友人に本學圖書館のために圖書金品の寄贈を慫慂されたきこと等を托し、また夏期傳道には同樣趣旨を說いて、圖書館完成に學生にも助力を乞ふた。この點に於いて文學寮・高輪大學が圖書館の必要を一般に徹底せしめた效果は大きい。而してこの頃(七月)圖書館に於いては、各種目錄の編纂に着手しつゝあり、既に『原書目錄』は完成し、『和漢書いろは目錄』は大半功を成し、佛典以下諸子百家雜著等に至る『和漢書分類目錄』は最も難事業で猶着手に至らぬが、來學期中には、各圖書館の分類法を參照してこれを編纂せんとしてゐる。

三　圖書館の造立とその後

既に第二篇の中に述べた如く、學林時代には特に經藏があり、書庫として使用されたが、明治十二年大敎校の設立以來そうした設備はなかつた。それで聲内の一部に藏書を保管し、一般の利用に供する程度であつた。明治の中頃よりは、現在の本館階下の一部がこれに充てられてゐたことは、先に一言した通りである。而かも前述の如く、文學寮には佛敎圖書館の設立を企て、高輪に於いては、ともかく一往その設備を整へたのであるから、京都の佛敎專門大學でも、圖書館建設の議の起るのは當然である。明治三十六年二月九日開催された壬寅會臨時大會に於いて、時の監事岩橋輿隆が圖書館設立の急務なることを說いて、一同の贊成を求めたる如きその一例である。然し機未だ熟さなかつたが、明治四十一年三月に至り大阪市

の信徒竹田由松の寄附により、本學附屬圖書館を構内西北隅に建設されることゝなつた。建坪八十坪二階建工費約金三萬圓、卽ち今の學友會事務所がそれである。その工事は三月一日に開始されたが、立柱式は同月二十七日講堂に於いて擧行し、四月七日盛大なる上棟式を施行した。かくて九月には既に竣工し、階下の一室は『眞宗大字彙』の編纂所に充てられてゐる。されば九月十七日より閲覽を開始する豫定であつたが、都合で遲延し、十月十八日開館式を擧げた。乃ち恒例の報恩講の後午後二時より開かれたので、宗主臨場されて左の祝辭を朗讀され、薗田學長の挨拶があつた。

本日を卜し、茲に本學圖書館開館式を擧行するを得るは予の深く喜ぶ所なり。抑も萬古不變の至理も典籍に由らずんば焉ぞ遠く之を遐代に傳へ、以て群萌を利するを得んや。我教興院宗主本學創立以降歴代宗主常に意を茲に用ゐ、典籍の貯藏に怠らず、其數今や十萬に垂んとし、佛典の蒐集粗盡せり。此文庫に出入する者希くば蠹魚の譏を招くなく、研鑽其宜きを得、適應其道を過たず、以て護國扶宗の實を擧げんことを。

次いで大谷執行長・赤松名譽講師・菊地京都帝大總長等の祝辭あつて式を閉ぢ、式後各種の餘興があつた。この時宗主は開館記念に「インペリアル、ガゼッチーア、オブ、インデヤ」一部二十五冊を下附され、圖書館寄附者竹田由松へは、宗主染筆の一行物及び御紋付羽織を贈られた。この新築の館内には、館長室・事務室・應接室・閲覽室等が設備され、更に内側五間に三間の二階建土藏の書庫が造築された。更に大正四年藏書激增について、内側八間に三間の二階建書庫を增築した。

この後大正九年四月佛教大學に再び講座制度を採用し、佛教學六講座以下二十講座を開設し、學課の内容を著しく擴張したについて、それ等學科關係の典籍の購入著しくなり、また研究室も設けられて圖書の充實を圖ることゝなり、更にこの頃より個人藏書の寄托等も增して、圖書館の内容は充實し、やがて龍谷大學圖書館の成立過程を形成しゆくのである。

猶、圖書館の職制は、前に本學の制度の變遷を述べた條下に言及するところがあつたが、左にこれを要約しておかう。元來舊學林時代には知藏の職があつて、圖書に關する事務を掌つたが、明治初年これが廢止され、十三年に至つて復活し、二人これが置かれた。知藏は勿論圖書の購入・出納を掌るが、この時の規則には、當時教科書や參考書をも學生に貸與する制があり、これも知藏の職掌となつてゐる。この後二十二年一月より實施された大學林例には知藏の職は見えないから、この時以後廢止されたものなるべく、圖書のことは、庶務部の書器掛が扱つたのであらう。然るに三十一年九月一日職制を更め、藏監一人(稟授)を置くことゝなつてゐるから、こゝにまた圖書專任の職が出來たわけである。かくて數年を經過し、三十七年四月佛教大學職制が發布されたが、これには藏監の職は見えず、廢止されたやうである。而して更に四十一年四月謂はゆる三科制度が布かれて、職制の改められた機會に、初めて圖書館長一名(稟授又は親授)圖書係若干名(例授又は稟授)が設置されてゐる。恐らく前述圖書館の新築に對應して職制を整備したのであらう。然るに四十五年七月の職制更改に當り、右の二者は置かれず、大正四年四月また兩者は復活し、同八年三月、更に司書若干人(稟授)が設置された。而かもまたその翌々十年十月如上の司書は廢止され、圖書館また司事の

名に於いて取り扱はれることゝなつてゐる。明治四十五年七月置かれた圖書館長には、楠基道が初めて就任し、次で禿氏祐祥・中井玄道・杉紫朗・豐水樂勝等歷任して、現館長湯次了榮に及んでゐる。

また藏書の分類法は、智洞の天明目錄以來種々變化してゐるが、大正十年以後綜合目錄刊行の方針を確立し、事務の運用上分冊目錄が刊行されることゝなつた。これがため大正十二年に分類法はデユウイ氏の十進分類法に準據して、先づ眞宗の分類表を作製し、これによる分冊目錄をそれ〳〵刊行し、更に兩部の追加目錄を印行してゐる（出版部の項參照）。昭和六年森氏の日本十進分類法の第二版出づるに及び、同書の門・綱・目等を適宜改配して綜合分類表を作製し、爾來それによつて分類し、從前の圖書もこの新分類法に則つて編入してゐるが、分類の細目の數は凡そ一萬近くに分かれ、幾種かの『目錄』やカードによつて藏書運用の完全を期せんとしてゐる。かくて次に述べる圖書館の新築によつて內外共に近代圖書館としての機能を發揮するに至つた。

四　圖書館の新築

明治の末年造立された圖書館は、その後年々の藏書の加增によつて次第に狹隘となり、學生の增加はまた設備の不充分を痛感せしむるに至つた。それのみならず、町家に接近せる木造建築で、何等の防火の設備なく、多數の貴重書の收藏は事實危險極まる狀態であつた。從つて圖書館の改築は焦眉の急務として、本學關係者を初め派內識者の重大關心事となつてゐたが、多額の改築費や、本學自身の移轉問題等のため、容易に實現に至らなかつた。然るに昭和九年二月二十一日本山定期集會は、明如宗主三十三回忌法要記念として金四十八萬圓の豫算を以つて新圖書館の建築を可決し、その後龍谷學園商議會に於いて屢々協議された。かくて本學新圖書館は、龍谷學園圖書館並に研究室の藏書を移管し、第二學期より開館することゝなつた。

日本學同窓會前期大會は、この新築に贊同して同窓者は應分の資金を醵出して助成し、その建築の速かならんことを決議し、直に寄附金募集にとりかゝつた。而して同窓會は始終この新築に多大の努力を拂つたのであるが、その他にも特志家の寄附もあり、次第に具體化し、諸方面の手續も了つて、本山廓內監正局跡に東京松井組の手によつて建設されることゝなつた。

昭和十年九月二十五日午後一時、右敷地に於いて法主猊下御臨場の下に、來賓並に關係者二百餘名參會して起工の式を擧げ、約一年を以つて完成の豫定で着工した。而して翌十一年五月には主要建築略々成就したので、當年暑休暇を利用して舊圖書館並に研究室の藏書を移管し、第二學期より開館することゝなつた。

かくて典雅な和風趣味を加へた近代洋風建築は、こゝに偉容を完成し、十月二十一日より學生の閱覽を開始し、次いで二十四日より三日間この新圖書館に於いて日本佛教學協會の大會並に大藏會が開催され、全日本東西の佛教學者の來集があつた。落成式は十一月五日早朝より行はれたが、午前中は教職員及び來賓・建築寄附者等約四百名の參集あつて賑々しく式を運び、平生文部大臣（代讀）、京都府知事（代讀）、松井京大總

長の祝辭あり、最後に花田本學々長の挨拶があつて式を閉ぢた。また午後二時よりは一般學生の祝賀式が圖書館屋上にて催された。猶、この時全藏書數は二三四、九五一冊であるが、その中に貴重書四六九部一四五二冊、准貴重書六二三部一〇四三冊、特別書五九六部二九八二冊を含んでゐる。而してこの新圖書館落成を記念して、貴重書及び准貴重書中より二五〇點を選び、略解說並に圖版を加へて『龍谷大學圖書館善本目錄』として出版された。

この度成るところの新圖書館の概況は次の如くである。

建築工程　起工昭和十年一月十八日　竣工同十一年五月三十一日
敷地面積　一、〇三五坪七六
工事費　五拾萬圓
建築樣式　日本趣味を基調とせる近代式
建築平面積　間口二七間、奥行一九・五間
建築延面積　一、一四九坪（但し書庫を除く）
各階平面積　地階　三二七坪・一階　三七〇坪・二階　二六二坪・三階　一七七坪・屋上塔屋　九・五坪　他に書庫は平面積七〇坪（七階建とす）
各部高さ　三階屋根棟迄　五二・一四尺・塔屋屋根棟迄　五九・四尺
構造　鐵筋コンクリート造
外部仕上　腰廻り筋瓦タイル貼り　下部人造石洗出し仕上　上部モルタル仕上　屋根本瓦葺き　陸屋根面モルタル仕上　出入口廻り及庇掛等モザイック　タイル貼りとす
內部仕上（一階）　車寄　柱・壁共テラゾブロック貼付　床テラゾ磨出し仕上　桁廻りモザイック　タイル貼付　天井プラスター塗　水性ペンキ塗り仕上げ
正面廣間　壁テラゾーブロック貼付　床テラゾー磨出し仕上げ　天井プラスター水性ペンキ塗り仕上げ
館長室・應接室・陳列室　壁パルボイド塗り　床テラゾー磨出し仕上げ　天井プラスター水性ペンキ塗り　床楠フローリングブロック貼り
特別閲覽室　床壁共館長室に同じ　天井テックス貼り
大閲覽室　天井壁共パルボイド仕上げ、床フローリングブロック仕上げ
事務室・大會議室・整理室・出納室・新聞雜誌閲覽室　共壁、天井プラスター水性ペンキ塗り　床　巾木ボーダー人造石研出し　楠フローリングブロック貼り
（二階）　研究室・特別閲覽室・豫備室　共天井壁プラスター水性ペンキ塗り　床ブローリングブロック貼り
（三階）　貌下室・次の間　床寄木貼り　壁腰地貼り　天井プラスター塗り油性ペンキ仕上げ
講堂・控室・研究室　天井壁プラスター水性ペンキ塗り仕上げ
（地階）　食堂・學生控室　腰タイル貼り　壁天井プラスター塗り　床人造石研出し仕上げ
機關室・電氣室・倉庫・物置・荷解室　壁天井共モルタル塗り仕上げ
（其他）　出入口・窓・書庫出入口等鐵製　內部は木製建具嵌込み　書庫內書架等は鐵製ラッカーペイント燒付仕上とし一隅に圖書用電動昇降機を取設く

設備

（電氣設備）　地階電氣室主配電盤より各階分電盤を通じ　電燈各種動力に配電・其他時計・呼鈴及室內電話共設備す
（衞生設備）　各便所は水洗式とし淨化の上公共下水へ放流し、上水の給水は市水道より屋上構設の水槽に導き各所に配給す
（消火栓）　各階に二ヶ所設備し水道直結とす
（煖房設備）　重力式低壓蒸汽煖房裝置とし　自動塗炭機据付け　各所放熱器に依る直接煖房とす

使用延人員　二四・三八〇人
監督　德岡鼎　添田秀夫
施工　松井組

第四十一章　學校時代の經濟

一　學校經濟の維持

舊學林の經濟は、所化の負擔によつて支辨し、本山の保護を受けたものではなかつた。寧ろ本山に對して、ことある場合獻金することも珍らしくなかつたことは、既に述べた通りである。然るに明治時代に入り、舊學林の制度を廢して、新しく學校制度を採用するや、その規模が擴張されたばかりでなく、學問奬勵の意味から、學生より束修や授業料を徴收せず、普通教校や文學寮を除いては、却て學生の學資を扶助したのである。而してこの學資補助を廢し、授業料を全學生から徴收するに至つたのは至極最近のことである。從つて學校經營の資財以下學生の扶助に至るまで、すべて本山の資助を仰がねばならなかつた。

さて明治八年四月舊學林の制を改めて學校制度となした時、發表された林門改正規則書の最後の條によれば、普通學科教師の給料等從前の林門乏少の費用を以て辨ずべき由もないから、本山度支課及び林門の役員等相謀り、林門の出納を度支課に歸し、懸續籍の入貲は錄事が計算して度支課に入れ、林門役員の給料以下必須の諸件は、度支課より錄事に附し、歳末に出納表を作り、過不足を詳記して、これを備へ置き、他日度支粗ぼ備はるの日、これを清算すべきことを規定してゐる。卽ち當時は猶舊學林同樣學生より懸續籍の入貲を徴收し、それを本山度支課に收め、學校の諸費は度支課より全部支拂つて、その要を辨じ、後に至つて過不足を清算するので、云はゞ學校の經濟は本山に委ねたわけではないが、その保護の下にあつた。然し次いで大教校が開けるや、學生より授業料は徴收せず、却てその學資を補助したから、その經營の資財は、全部本山に委ねられることゝなつた。次下に述べる如く、學資の補助は、明治十三年の大教校更改規則より見えるところであるが、それは相當多額に及んだのであつた。されば時にその減額削除が問題とされたこともある。然らばこの時代の本學に於いては、全額如何程の歳費を要したであらうか。それについては、明治二十四年頃までの時代は、何等所徴を見出し得ず、不明であるが、その後は本學所藏の『立案裁決綴』や集會の記錄等に散見するところを拾へば、大體次の如くである。勿論年々各々事情を異にするものがあらうが、これによつて凡その概略は推知し得るであらう。

年度	豫算	支出
明治二四		八四九八・四六七
二五	一一九一〇・八七〇	九九九七・五一二
二六	一三七九一・四四五	
二七	一四〇〇〇・〇〇〇	一二八四八・〇〇八

二八			一三〇七・五七七		
二九	一七六二二・七五〇		一四八九七・八四〇	三八	一三二三七・〇〇〇
三〇	一八四九五・七五〇		一六五一〇・二八三	三九	一三二三六・八八〇
三一	二〇二五八・七五〇		一六九四七・五四〇	四〇	一八九七六・〇〇〇
三二			一六九一五・九〇七	四一	一六九七六・〇〇〇
三三			一四一〇六・二四〇	四二	二四九一・〇〇〇
三四	一四四一三・一八四		七四三四・六〇〇	四三	
三五			八五四八・五五五	四四	二二八六九・六六〇
三六	八六六八・〇〇〇		（備考 高輪大學豫算 一八三四〇・〇〇〇）	大正元	二三七八九・三七〇
三七	一一六五〇・〇〇〇			二	二二五〇七・四〇〇
				三	二二六四八・〇〇〇
				四	二三二六九・七二〇

然し斯くの如く、經營の資財をすべて本山の下附に仰ぐことは、色々の點で不便であるは云ふ迄もない。殊にその財政が、本山當路者の方針によつて、伸縮されることがありとすれば、それは學問研究・學校發展のために忍ぶべからざることである。明治以後の本學の歴史に於いて、斯うした危險は餘りなかつたのは洵に幸ひであつたが、さうした問題は早くより識者の懸念に上つたところである。武田篤初によつて早く計畫された眞宗學田會は、如上の意味に於いて學校の經濟的獨立、門末子弟就學扶助のために企てられたものである。然し不幸にしてこれは失敗に終るや、このことはその後永く學校當局、並に宗内識者の懸案として殘された問題であつた。而して漸く大正の初年に至り、本學獨立財團の新組織が緒に就くのであるが、これ等の諸問題は次下に筆端を改めて說くであらう。

二　學生の學資扶助と授業料

古く學林時代には、所化から種々の入貲を徴收したが、また所化の經濟生活に對して、學林當局を初め本山乃至信徒等から保護を加へたことは、既に述べた通りである。明治時代に入り、學校制度となり、學校の經營は本山の手に移つたが、相當後世まで謂はゆる束修や授業料は徴收しなかつたのみならず、普通教校や文學寮は別として、學林の正系たる大教校や大學林乃至佛教大學等に學ぶ學生には、月々一定の給與を行つて、その學資を扶助したのである。從つて明治時代の宗内學生は、一面に於いて學林時代以上に經濟的保護を受けたわけで、これは勿論明如宗主初め一派の學問奬勵乃至内典尊重の精神の發露に外ならぬ。これは當代一般學校に比して頗る特異な一面であり、從つてこれが現行の如き制に至るまでには、相當の曲折があつたのである。

さて早く設けられた教授校には、貸費生の制度のあつたことは既に述べたが、大教校開設以前の明治初年の學林所化に、本山が學資を扶助したことは見出せない。大教校に於いてこのことの早く見えるのは、明治十三年八月改正の『眞宗學庠規則』で、その第二章入庠規則中に

第十六條　入庠の上は庠費を以て飲食を給す、但、筆墨紙及藥價等すべて自辨たるべし

と規定し、入庠學生にはすべて食費を給與してゐる。また第二十四章に預金規則なるものがあつて、一般學資は、常に父兄より學校役所に送附すべきことを定めてゐるが、若し送金の遲延した場合には、その事故を糺し、一箇月分は役所より貸費することを述べてゐる。然るに十九年二月の更改規則には、食費のみならず、一般學資をも給與することゝなしてゐて、扶助額は更に擴大されてゐる。この當時入庠寄宿の學生定員は三百名（實在數は百名餘）であるから、その總額は恐らく相當多額に上つたであらう。されば、翌二十年二月大教校の改革に當り、この點が問題となつた。卽ちこの時發布の規則には、たゞ「本校學生は總て特別の保護を加へ、且等級によりて學資の幾分を補助す」とあるのみであるが、『日本宗教新聞』の報するところによれば、大教校は今般學事擴張のため經費節減の立場から、從來學生から食費及び授業料を徵收せず、更に補助金を下附しつゝあつた制を改めて、豫備門初年生徒よりは金九拾錢、二年生金六拾錢、三年生金參拾錢の食費を徵集し、且本科生へ附與の補助金は、上科生へは金貳圓、下等生へは金壹圓を減額したので、學內忽ち紛擾を惹起し、二月八日在校生二百名中九十餘名を處分したと云つてゐる。この紛擾は間もなく鎭定したが、翌二十一年五月七日發布の更改規則には、如上の二十年二月制定の扶助金につい

（第十一章第五十四條）

本校學生は總て特別の保護を加へ、且等級によりて學資を扶助する事左の如し、但、研究生を除くの外は、食費に充るの餘分ある者は、教科用書及定服費に充るものとす。

一豫備門初年級	一ケ月　金參　拾　錢
一同　二年生	一ケ月　金九　拾　錢
一內學若くは兼學科初年生	一ケ月　金壹圓五拾錢
一同　二年生以上	一ケ月　金貳圓五拾錢
一研究生	一ケ月　金參圓五拾錢

大教校の學生は、學資給與を受くること上述の如くであるが、明治十八年開校した普通教校はこの種の特典を受けない。それは一面に於て、內典尊重の精神から來るものであり、また普通教校は僧俗共學で、而かも在俗生徒の中には、素封家の子弟が多かつたにもよるであらう。明治二十年七月改定の『普通教校規則』によれば、本校に授業料は徵收しないが、入學に際し豫備金として金參圓を收めしめ、卒業に當つて返附することゝなしてゐる。また學資の中、寄宿生の食費は一月約金壹圓八拾錢乃至貳圓四拾錢とし、書籍被服其他雜費を加へて、一月學資金額豫科生金四圓、本科生金五圓內外と定めてゐる。而かもこの『規則』の卷末には「普通教校生徒費額一覽表」があつて、その大概を示してゐる。これは當時としては相當進步的な本校生のことであるが、またこの頃の學生の經濟生活の一斑を知るべき資料でもあるから、煩を厭はず左にこれを引用しておかう。（因みに明治二十年四月より實施された規則では、大教校學生には本山の補助があるので一ケ月被貸其他で金三圓五十錢を出でないと云つてゐる）

品目	第一年度			第二年度			第三年度			第四年度		
	度數	代價	月額	度數	代價	月額	度數	代價	月額	度數	代價	月額
被服費												
冬上衣ズボン	二組	三・六〇〇	〇・三〇〇	二組	三・六〇〇	〇・三〇〇	一組	一・八〇〇	〇・一五〇	二組	三・六〇〇	〇・三〇〇
冬シヤツズボン下	二組	一・一六〇	〇・〇九七	二組	一・一六〇	〇・〇九七	二組	一・一六〇	〇・〇九七	二組	一・一六〇	〇・〇九七
夏上衣ズボン	二組	二・六〇〇	〇・二一七	二組	二・六〇〇	〇・二一七	一組	一・三〇〇	〇・一〇八	一組	一・三〇〇	〇・一〇八
夏シヤツ	二組	〇・四〇〇	〇・〇三三	二組	〇・四〇〇	〇・〇三三	二組	〇・四〇〇	〇・〇三三	二組	〇・四〇〇	〇・〇三三
帽	一個	〇・五〇〇	〇・〇四二	一個	〇・五〇〇	〇・〇四二	一個	〇・五〇〇	〇・〇四二	一個	〇・五〇〇	〇・〇四二
靴	二足	一・七〇〇	〇・一四三	三足	二・七〇〇	〇・二三八	二足	一・七〇〇	〇・一四三	三足	二・七〇〇	〇・二三八
靴下	十二足	〇・六〇〇	〇・〇五〇	十二足	〇・六〇〇	〇・〇五〇	十二足	〇・六〇〇	〇・〇五〇	十二足	〇・六〇〇	〇・〇五〇
脚半	一足	〇・二五〇	〇・〇二一	一足	〇・二五〇	〇・〇二一	一足	〇・二五〇	〇・〇二一	一足	〇・二五〇	〇・〇二一
外套	一枚	三・五〇〇	〇・二九二									
小計		一四・三一〇	一・一九四		二三・八一〇	一・〇六八		七・七一〇	〇・六四三		一一・五一〇	〇・九五九
食費		二・一〇〇			二・一〇〇			二・一〇〇			二・一〇〇	
書籍費		五・六四〇	〇・四七〇		八・三〇〇	〇・六九四		一七・三〇〇	一・四四一		一〇・三一〇	〇・八五九
手當			〇・三五〇			〇・三五〇			〇・三五〇			〇・三五〇
筆紙墨			〇・〇四〇			〇・〇四〇			〇・〇四〇			〇・〇四〇
諸費												
小計		五・六四〇	〇・四七〇		八・三〇〇	〇・六九四		一七・三〇〇	一・四四一		一〇・三一〇	〇・八五九
修繕費			〇・一五〇			〇・一五〇			〇・一五〇			〇・一五〇
藥價			〇・〇八〇			〇・〇八〇			〇・〇八〇			〇・〇八〇
遠行費			〇・〇五〇			〇・〇五〇			〇・〇五〇			〇・〇五〇
小計		五・六四〇	〇・四七〇		八・三〇〇	〇・六九四		一七・三〇〇	一・四四一		一〇・三一〇	〇・八五九
合計		一四・三一〇	一・一九四		二三・八一〇	一・〇六八		七・七一〇	〇・六四三		一一・五一〇	〇・九五九

本表に記するところの定額は、現今の價格に據て概算するものにて、姑らく生徒及び父兄卽ち送金者の便利を計るに過ぎず、故に時價に隨ひ高低あるは勿論、尙ほ品目中便宜加減することもあるべし。

文具寢具其他入舍の際携帶すべき物品は、本表外別に用意あるべし。

次に明治二十二年一月より施行された大學林例は、內學院・文學寮・考究院の二院一寮の制を立て、內學院と文學寮卽ち從來の普通教校は同格となつた。この時の制では、大學林全體猶授業料を徵收しないが、從來普通教校入學生のみから徵收した入學豫備金は內學院にもこれを課し、文學寮と共に、金參圓を納めしめた。また內學院にはその學級に應じて相當の助資を支給する。文學寮では本科にこの特典なく、高等科に至つて初めて內學院と同樣の扱を受ける。文學寮本科生にして內學院に入つたものは、猶一般より多少增額され、選科生は正科生の半分を支給される。また全學級に特待生の制を設け、每級三人以內學業優秀品行方正のものを選び、必要なる書籍・物品を給與する。更に貧窮にして教科書を購入し得ない學生には、これを貸與するの制もある。考究院は定員があつて、その費用は支給されるが、統理の命によ

り、毎日一時間大學林支校其他に於いて講話または授業する義務がある。定員外のものは私費で、缺員のある場合補充される。考究院の學生は任意であるが、一般學生は必ず寄宿舍に收容されたが、その必須費用は書籍費・被服費・食費其他雜費等合して、凡そ金五圓内外と概算されてゐる。

大學林例は間もなく廢止されて文學寮を分離し、二十四年九月新に大學林規則が發布された。それによると本科の在學年限四年・同高等科三年で、高等科生には毎月學資金六圓以内を支給し、本科生へは次の如く學資を支給した。

第一學生	金參圓五拾錢	文學寮高等科及本科卒業生
第二年生	金四　圓	
第三年生	金五　圓	
第四年生	金六　圓	
	金參圓五拾錢	支校小教校高等科卒業生
	金貳圓五拾錢	
	金參　圓	
	金四　圓	

大學林から分離した文學寮も、大學林規則と同時に規則が發布されたが、普通敎校と同樣如上の學資扶助を受けず、入學に際して、從前通り豫備金參圓を納め、また本科には授業料を徵しないが、豫科では每學期の初め、金貳圓を納附せしむることゝなし、初めて授業料を徵收したのである。

次いで二十五年二月十六日「豫算の都合に據り」大學林學生扶助の儀を、月額金五圓に付六拾九錢・四圓に付五拾五錢・參圓五拾錢に付四拾八錢・參圓に付四拾壹錢・貳圓五拾錢に付參拾四錢の割合卽ち約一割三分八厘の割合で、減額することを令し、卽日施行した。文學寮にもこの年八月改正されるや、遂に入學豫備金を廢して、入學料金壹圓を徵收するの制を創設してゐる。

明治二十九年二月十七日大學林別則學資給與規則を左の如く更改發令した。

學資給與規則

第一條　大學林本科生にして校内に寄宿する者は、年級に拘らず、總て學生扶助費を以て之を賄ふものとす

第二條　前條賄の外、更に年級成績に依り、賞典として若干の學資を給す

第三條　文學寮高等科及本科卒業の上、本校入學の者には、年級に應じ、特待として別に若干の學資を給す

第四條　賞典及特待の學資は、每年學生扶助豫算に依り、其金額を定む

第五條　賞典は試業の成績に依り、每級の人員を三等に平分し、學期は次學期、學年は次學年の始めより每月其等級に應じ之を給す

但し、學年試業に於て落第の者は此限りにあらず

第六條　賞典及特待は、總て在舍一ヶ月に滿たざる時は、日割を以て之を給す

但し、一日分は月の大小を論ぜず、一ヶ月金額三十分の一とす

第七條　新入學及再入學の者には、第一學期試業の成績に依り、入學以來の賞典を一時に給す

第八條　學年の試業に於て落第の者は、次學年の始めより原級の賞典額十分の五を減じ、同第一學期以後の試業に於て、評點六十點以上なるときは第五條に準ず

但し、學年の試業を受くる能はざる者も、學期試業評點六十點未滿なる時は本條に準ず

第九條　懲戒の處分を受くる者は、賞典及特待の幾分を減じ、又全分を停止せらるゝことあるべし

第十條　歸國他行下宿中は勿論、通學特許の者にも總て給せず

これによつて略々この時の給與規則を知ることが出來るが、翌三十年十一月にはこの學生扶助費豫算に

ついて一つの波瀾が惹起された。卽ちこの年十一月四日定例集會は與學費に關する議事を開き、就中大學林學生扶助費豫算金壹萬七百貳拾貳圓七拾五錢を議し、金五千八百六拾八圓貳拾五錢に節減することを査定した。斯くの如き極端な削減を斷行したのは、蓋し當時の學生は年來の恩に慣れ、恩に浴して恩を思はず、學業に於いても每日の就業は半日に過ぎず、午後は多く漫に時を過すと云ふ有樣であり、また餘りに扶助することは、依賴心を增すのみであるから、その遊惰を誡め、奮勵興起せしめんとの議が有力であつたからである。然しこの査定では、凡そ半減に近い削除であるから、學校當局も議場に於いてその不當を反駁したが、遂に如何ともなし得なかつた。然し一方學生は默止せず、騷然たるものがあつたから、再議を圖らんとしたが、本山當路者は、昨年の扶助費決算額との差は金貳千六圓貳拾貳錢であるから、何れ常在會衆と圖り、何等かの形で助成せんとして多く問題としなかつた。こゝに於いて、學生の不穩の形勢は益々激化し、遂にこの月九日總退林の擧に出るに至つた。これには、外に何等かの事情が伏在する如くであるが、ともかくこの後學生側も反省し、十五日復歸の歎願書を提出したので、學校もまた強ゐて既往を咎めず、全部歸林を許した。これは大學林學生扶助費に關する一揷話に過ぎないが、當時學生の總數三百餘名であつたことを思ひ合せ、その扶助總額の相當多額に上つたことを推察し得るであらう。

次いで三十二年一月二十三日、前年定むるところの學資給與規則を更改した。既に引用した如く、前年のそれは、本科學生にして林內寄宿のものに限り、學資を給與したのであるが、今これを改めて、高等科學生には、一般に每月若干の給與をなし、本科學生は年級に拘らず、試業評點六十點以上の者一般に學資若干を支給するが、文學寮を經て本校に入つたものはその倍額とする。また每年級點數の順序により、優等生には賞典として別に若干給與するが、給與を受ける學生は、評點六十點以上の學生の半分に限り、また年級に應じてその額に等差を立てる。これ等がこの度の改革要領であるが、三十二年の豫算は、金壹千六百圓　高等科生一ケ年分・金貳千貳百圓　本科生滿六十點一般扶助一ケ年分・金貳千貳百圓、同優等生賞典一ケ年分である。

さて明治三十三年四月、大學林を佛敎大學と改めたが、この時發令された規則には、入學料及び授業料を徵收しないことは見えてゐるが、學資の給與には何等言及するところはない。卽ち學資の給與は大學林時代を以つて終つたのである。但し三十五年十一月二十日の佛敎大學考究院規則によれば、考究院生には、若干の學資補助し、報酬ある職業につくことを禁じてゐる。斯うした制度は、三十七年四月京都・東京の兩大學を廢して佛敎大學を設立しても、同樣に繼續された。猶三十七年の制では、聽講生からも聽講料は徵收しないこととなつてゐる。

かくて時代の推移と共に考究院の外は學資補助は廢されたが、猶授業料・入學料等は徵收されなかつた。然るに四十一年更改された規則は大體從前の制に倣つてゐるが、豫備科は入學料金貳圓を徵收し、試驗を必要とするものは受驗料金貳圓納附することゝしてゐる。而して更に明治四十五年三月三十日發表の規則

に至ると、初めて豫備科から授業料徴收が規定された。卽ち本科は依然授業料を要せず、考究院には若干の學資補助があること從前の通りであるが、本科入學にも受驗料參圓納附が義務づけられ、豫備科は入學に當り檢定試驗必要者は受驗料金參圓、選拔試驗のみのものは金壹圓を納附し、また入學料金參圓を納入しなければならず、更に一學年金參拾六圓の授業料が徴收された。これ本學に於ける授業料徴收の濫觴である。本規則第四十六條にこれを次の如く規定してゐる。

授業料は一學年金參拾六圓とし、之を第一學期金拾貳圓、第二學期金拾貳圓、第三學期金拾貳圓に分ち、每學期の始より五日以內に納めしむ。但當該學期の授業料を其學期內の各月（八月を除く）に分ち、每月五日までに納むるも差支なし。

次いで大正四年三月二十日發布した更改規則には入學料金參圓、試驗必要者は試驗料金貳圓と定め、本科は授業料を要しないが、豫備科は金參拾六圓を、第一學期金拾五圓、第二學期金拾貳圓、第三學期金九圓の割合で納附すべきことが定められた。

大正九年四月本科の講座制度が布かれて、學內諸般改革されるところがあつたが、この時に際し、初めて全學生より授業料を徴收することゝなつた。入學料金參圓、試驗を要するものは受驗料金參圓を必要とするが、授業料は一年金五拾圓である。大正十一年昇格してからもこの規定が行はれたが、その後研究科・文學部と、豫科・專門部との間に金額に差等をつけ、また何度か額は改變せられて現在に至つてゐる。

三　眞宗學田會興廢の始末

初め武田篤初は、本派の大學林の經費は、年々教學費として集會の協贊を經て本山より支出され、年によつて增減あり、從つて完全な教育の發達を圖り難いことを慨し、固定收入の財源を得んことに腐心してゐた。それで明治三十二年十二月、木村省吾が北海道管事として赴任する際、彼はこの旨を申し含めて、北海道に於いて財源捻出の方法を計畫せしめた。然るに、この月彼は嗣法鏡如に隨行して歐洲を視察するや、殊に英國の劍橋・牛津大學等には山林田地其他の固定財源を所持し、年々貳拾萬圓乃至七拾萬圓內外の收入があり、これによつて大學は獨立して經營されてゐることを知り、本派の教育もこれに倣はんとする念を一層深めた。而してその旨を法嗣に傳へて裁可を得、次いで東京に於いて歸朝の歡迎會の催されるや、席上右の事情を述べ、また京都でも佛教大學に於いて、同樣の趣を傳へて識者の贊同を求めた。然しその後具體案も作製されず、時日を經過したが、三十四年六月鏡如法嗣の東上された際、武田篤初や、執行松原深諦及び木村省吾等會合して愈々具體案を作り、右三人が發起人となつた。而して東京・京都の贊成を得、木村省吾は北海道に歸つて具體案の作製にとりかゝつた。その方法は當時盛んに開拓されつゝあつた北海道に於いて、土地の拂下を受け、これを開墾して學田を開かんとするのであるが、この土地購入には手續として財產證明が必要であるので、武田篤初は越中に下り、下新川の信徒長島武右衞門及びその一門

等を說いて金六拾五萬七千有餘圓の財產證明を得、一千六百萬坪以上の土地を得る資源を作つた。更に北海道に於いては、適當な土地を探索し、正規の手續を經て、同年十一月二十九日には、北海道廳より膽振國虻田郡俱知安原野字岩尾別に二百四十六萬坪の貸下を許可された。而してこの時の計畫では、右の土地へ小作人を移住せしめて開墾するのであるが、十年後にはこの地に百三十二戶の新殖民地を形成し、八百餘町の田園を開き、資本金參萬九千九百七拾壹圓五拾七錢八厘に對し、第十年の後には金六萬四千八百六圓拾參錢乃至七萬四千五百六拾圓貳拾七錢貳厘の純益が見られるのである。

斯く具體的に進捗して來たので、三十五年二月三日佛敎大學の講堂に於いて午後三時より松原・武田兩執行、佛敎大學敎職員及び高輪佛敎大學長酒生慧眼並に本山の慈善部員等參集し、佛敎大學々生と高等科學生一同を集めて、武田篤初右の趣旨を述べ、木村省吾はこの學田計畫一般を詳述した。聽衆一同深くこの擧に感銘し、感奮の色を起したと云ふが、また二月一日附を以つて次の趣意書並に規約を發表して廣く同志を募ることゝなつた。

學田會設立趣意書

我が本派本山の學制は、佛敎大學・佛敎中學の兩名稱下に統一し整齊せられ、茲に確乎たる學制組織を見るを得、本年四月より斷然學制の實施を見んとする好運に向へり。而してこの學制實施の曉、諸般の組織を完成し、嚴護法城の勇將猛士を得んとするには、學校經濟の豐富圓滿ならんを求めざるべからず、從來學制組織の鞏固ならず、濟々たる法門の多士を見るを得ざるもの一に學校財政の不鞏固より來る。一派本山として爲すべきの事業甚だ多く、舊業を維持すると新事業を各方面に興すとのためには、一歲の經費を擧て教育以外に投ずるも、尙ほ或は足らざるを憂ふ。たとひ諸般の規模を縮小し、重きを教育事業に置きて、一歲の財政豫算を編成するも、百年二百年の長歲月を期して、始めて赫々たる效績を目睹し得べき教育事業なれば、前途の經營實に寒心に堪へたり。況んや門末寺院の財政は日に窮乏を告げ、有爲の青年をして學資缺乏のため、空しく涙を呑んで蓬蒿の間に埋沒せしむるもの、夫れ將た幾何ぞや。靜かに泰西諸國が日に月に國勢の隆興し、人智の發達する所以を考察するに、その淵源實に智識の普及にあり。智識の普及せる所以は敎育制度の完全なるにあり。而してこの敎育制度の完全せるは、誠に學校基本財產の鞏固なるに依る。試に英國に見んか、牛津大學と云ひ、曲橋大學と云へば、今日我國に於て小學兒童も尙ほ能くその世界の大學校たるを知る。是等學校の、是の如く今日の盛名を得たるものは、財源强固にして各そが學田開墾地を所有し、優に學校の財政需要を供給し、幾多社會には政治上の變遷・盛衰あるも、學校は依然としてその面目を保持し、終始一貫その敎育主義を宣揚し、遂に隆々今日の威名を博得せり。歐米に於ける高等敎育の設備、その淵源基礎の鞏固安泰なる、すべて是の如し。人智此に於て普及し、商業此に於て發達し、政治・經濟・陸海軍諸般の機關も、人物なる一種の精神に依て、悉く有機的に活動し、人心を支配する宗敎の信仰、亦た隨て一般に普及せらる。世間的敎育の效果、尙ほ且つ然り。人間活動の中心たる精神敎育を專務とし、宗敎中の覇者たる佛敎々育の基礎にして、若し此の如くなるを得ば、我が日東帝國の爲め我が佛敎の爲め、その效果豈に燦爛たる光明を發するに難からんや。我等斯業を思念すること歲久し、北海道胷腋の地に就きて學田を設置し、我が佛敎大學及び佛敎中學の基本財產となさんことを計畫せり。しかも從來北海道は政黨政商輩の爭奪場として、その事業を興すもの、徒らに一攫千金の夢想を抱き、往々にしてその終りを能くせざるものあり。今若し北海道學田の名を聞かば、或はまた彼の夢想家の輩と同樣の感を懷くものあらん。然れども我等は決して自己の利福を營むものにあらず。我等は幸に白毫恩賜に浴して、一家妻子を衣食せしむる餘裕を有す。今回の事業また徒らに一時に一攫千金を夢想するものにあらず。眞實に佛敎百年のため、我等身後の遺物として斯業を完成し、謹んで我が大善知識猊下に貢獻し奉らんことを期す。嗚呼血あり涙あり、敎學興起の至誠を有する有志諸君、願くは我等の微衷を洞察し、奮然茲に贊助せられよ。熟心贊助の有志諸君は、永く芳名を佛敎大學歷史中に記載し、永く芳志を千歲に傳ふべし。斯業は實に十年計畫なり、十歲の春秋長からずとせず。然れども今にして奮然起て斯業に從事せずんば、夫れ將た何の時をか待たん。十年以前に着手せる大谷派本山の學田は、既に一千萬坪以上に及び、現に花笑ひ鳥啼ふ數個の村落を有せるにあらず

や。又若し今回我等が發起せる事業にして、完成するを得ば、十年を期して佛教大學及び佛教中學は獨立の財源を得べく、淚を呑んで蓬蒿に埋沒せんとせる有爲の青年は、一寺院の子弟約拾圓の學資を補助せられて、孜々吃々從學の本懷を遂ぐるを得ん。

若し夫れ現下既成の事業を語らんか、昨秋以來、富山縣下長島武右衞門外十餘名の熟誠篤實なる信徒諸氏の贊成に依り、終に瞻振國倶知安岩尾別に於て、未開地二百四十萬坪の貸下許可を得たり。本年六月を以て小作人五十戸を移住せしむべし。猶ほ續て良地を撰定し、貸下許可を請求せんことを計畫せり。斯業は更に我が大法主猊下に於かせられても、御滿足に思召さるゝ所也。冀くは法門有爲の士、併て熟心護法の信徒諸氏、我等が微衷を諒とし、斯業を贊成し給はんことを。事既に學事の根柢に關す、派内昇階の諸君子、悉く奮起して卒先斯業に盡瘁せられよ。

明治三十五年二月一日

この趣意書と共に學田會規約をも頒つたが、それは如上の本會の目的・事業等を述べ、本部を京都佛教大學内に置くことを定め、會員は派内の昇階者を正會員とし、緇素を簡ばず、本會の事業を翼贊するものを贊成會員とし、更に役員は、會長・副會長各一員、幹事・評議員・書記各若干員として、事業は會員の醵出金を以つて支辨することを定めた。またこれに發起人として名を列ねたのは、伊井智量・岩橋輿隆以下派内知名人士四十六名である。

この時會長に武田篤初を、副會長に松原深諦を推し、常任幹事に岩橋輿隆・乾寛了・妻木直良・島地大等・後藤環爾等五名を任じ、白水臥龍・金剛善雄の兩名は直に小作人募集に着手した。

かくて翌三月に至つて常任幹事を十名に增し、また地方幹事若干名を置き、常任幹事々務章程を作り、本部の事務を會計・醵金募集・小作募集・其他庶務の四項となし、當分毎日午後三時より本部に於いて熟議を凝し、務めて着實に事務を進行せしむることゝなした。この三月二十五日佛教大學の卒業式に當り、武田會長はまた學田會の趣旨を述べ、翌四月二日には高輪に於いても教職員學生一同に同樣演述した。また三月副會長を二名として新に藤島了穩をこれに任じ、松原副會長は專ら會計整理に、藤島副會長は庶務萬般の統理に任ずることゝなした。また三月木村省吾は土地拂下主任として北海道に歸任し、四月には白水臥龍が富山・石川・福井の三縣下の本派信徒より移住小作民二十一戸男女計一百餘人を引き具して渡海した。斯うした活動と共に、三月には各地方幹事に開墾設計書等を送り、資金の募集を本格的にしたが、それによれば、學田會の成立趣旨から、募金の對象は宗内昇階者並に布教家を主とし、併せて篤志家の寄附を待つことゝした。その寄附豫定額は勸學參拾圓以上（當時勸學）、司教貳拾五圓以上（當時司教十九名・准司教三名）、輔教拾五圓以上（當時輔教七十四名・准輔教六名）、助教拾圓以上（當時助教四百六十七名・准助教四十名）、得業五圓以上（當時得業六百八十八名・准得業二十七名）とすれば、總員一千三百三十六名（准階はすべて正階に準ず）であるから、最低金一萬〇七百五拾五圓あり、また布教使は現在凡そ一千名に充たんとするが、若し一等參拾圓以上・二等貳拾五圓以上・三等貳拾圓以上・四等拾五圓以上・五等拾圓以上・六等五圓以上とすれば、最低また凡そ金壹萬圓に達し、合して貳萬圓を得ることが出來、この上一般有志の寄捨を仰げば、必ずしも前述開墾費を得るは難くないとなしてゐる。この豫定の下に募集に着手したが、二月には越前に出張せる醵金主任護城惠猛は早くも寄附金參百圓以上に及んだことを本部に報告してゐる。

次いで四月に至り學制改められて、二十日佛教専門大學の開校するや、學田會の事勢所を慈善財團階上より大學事務所に移し（專門大學の事務所は元寄宿舍の一部に移る）、更にその活動を盛大となすことゝなつた。學田會への寄附申込は二月より初められ『教海一瀾』『六條學報』『高輪學報』等毎號にその報告が載せられてゐるが、二月より六月三十日迄の申込高は金貳千五百四拾貳圓（内金四百三十四圓四十錢は領收濟）に達してゐる。またこの六月學田會規約の一部を更改してゐるが、就中會員の條には派内の昇階者及び金五圓以上の寄附者を正會員とし、縞素を問はずに本會の事業に翼賛するものを賛助會員と定めてゐる。

かくて翌三十六年一月の報告（『六條學報』第十七號所載「學田會の現狀」）によれば、昨三十五年は北海道未曾有の凶年であつたが、移住民は山林を伐採し、草原を燒いて地を拓くこと五十餘町に達し、相當の收獲を收めた。それで去る十二月には更に小作十五戸を移住せしめたのであつた。また一方資金募集の狀況は、この時會員數六百餘名で、申込金高五千八百六拾壹圓であるが、三十五年十二月までの實際の納金は壹千貳百六拾五圓である。而してこの十二月までの總支出は壹萬貳千壹百五拾貳圓四拾六錢で到底收支は相應しないが、別途收入八千餘圓あるので、結局金參千圓程の缺損である。こゝに於いて、三十五年九月以後會長を初め、親しくその地の實狀を視察調査して、新に諸種の點に亘つて方策を立て、三十六年六月には小作人九十四戸を移住せしむることを豫定した。更にこれと同時に役員を更迭し、また會則をも變更したが、その要點は、本會の目的は「國家の公益を圖るを以て基礎とし、延て派内子弟の學資を扶助するにあり」となし、新に總裁を置くことゝし（これは實現せず、武田篤初）、會員を名譽會員（本會より特選したるもの・また會長たること從前の如し）・特別會員（金三十圓以上を收むるもの）・有功會員（金五圓以上を納むるもの）・正會員（金一圓以上を納むるもの）・賛成會員（多少の寄附をなすもの）の五種となし、新に會員のために毎年春秋兩度佛教專門大學に於いて永代經會を營むことゝなし、三十名以内の勧募員を置くこと等を規定したのである。かくの如く、着手後一箇年間は豫想通り萬事進捗しなかつたので、新に體制を整へて所期の目的を實現せんとしたのである。而して三十六年四月の計畫（「六條學報」第十九號所載「學田會記事　農場の概況」）の如くならば、面積三十八方里の倶知安村には、今年末には百五十町歩の田畑を開き、明治五十年には水田四千町、畑一萬町、桑畑六千町の耕作地を拓き、その收益金額金拾八萬八千圓を得ることゝなり、更に附近の鐵道や電氣事業の發展と共に、近在の金銀硫黄礦の開發・林産物の産出乃至工業の發達等を來すことゝなつて、金五拾萬の巨額を得るは必ずしも難しとしないと云ふ成案が立てられた。

然しこの學田會の事業に對して、一面にはこの開墾を非とし、また北海道に於いて成せるを非として、種々の惡評を流傳する一部の反對派があり、また永代經修行について種々の過説を流布して、それを惡用せんとする徒があつて、その後多少寄附の申込があつたにしても、資金募集は到底豫想通り進捗しなかつた。されば三十六年九月二十一日及び二十二日の兩日には、本年に限り常樂寺に於いて學田會記念法要を修し、佛教專門大學教職員學生以下北越・播・但・廣島等の會員の參列あり、足利義山・伊井智量等の說教あつて、前に規定した永代經は記念法要の名に於いて盛大に營まれたが、この年十二月には遂に本會の

財政整理を發表するの已むなきに到つた。卽ち本會の舊債及び農場小作人貸與金は小田尊順が引き請けて整理し、決算報告は追つてこれを行ふことゝなし、役員は會長及び會計係の外すべてこれを廢し、同時に金員の募集も、この十二月限り中止することを發表した。かくて翌三十七年九月二十一日には堀川專修寺に於いて、恒例の秋期記念法要は行はれ、佛敎大學敎職員學生以下參列者三百名に及んだが、これが本會行事の最後となつた。當時會長武田篤初は渡支中で不在のため、會計主任岩橋興隆が、萬般の事務を執つてゐるが、間もなく武田篤初は彼の地に於いて歿し、最初の遠大な計畫も遂に實現することなくして大團圓を告げたのである。

四　獨立財團の設立

既に述べた如く、本學財政獨立のために、嘗て眞宗學田會が設立されたが、これは結局失敗に終り、何等の成果をも齎さなかつた。而してその後本學の經濟は、依然本山の支持に據つたのであるが、その間財政獨立の志念は本學當局乃至宗內識者の念慮から消滅したわけではなかつた。されば何等かの機會に、これが實現を圖らんとしつゝあつたが、機未だ熟さなかつた。然るに大正四年の集會に於いて、佛敎大學特別會計規程が提出され、大多數を以つて可決された。こゝに於いて、年來の宿願漸く達したわけであるが、その規程は大正四年四月五日次の如く發布された。

佛敎大學特別會計規程

第一條　佛敎大學は資金を有し、本山の支出金・資金より生ずる收入・授業料・寄附金其他の收入を以て支出を特別會計とす

第二條　前條の本山支出金は、每年最低限度金壹萬五千圓とす

第三條　佛敎大學の資金は、本山の下附・他の寄附並に歲入剩餘より成る

第四條　前條の資金は、支消する事を得ず

第五條　佛敎大學の歲入歲出の豫算決算は、執行之を集會に提出す

第六條　佛敎大學豫算中には、本山會計法第八條規定の豫備金を設くべし

第七條　寄附金にして特に用途を指定したるものは、其條件に從ひ使用し、其決算は特別に之を集會に報告すべし

第八條　資金管理規程並に收入支出規程は、敎示を以て之を定む

附　則

本規程は大正五年四月一日より施行す。

次いで翌五年二月二十八日佛敎大學資金管理規程が發布された。

佛敎大學資金管理規程

第一條　資金は總額金壹萬圓に達するを待ちて、財團設立の申請をなし、之を管理す

第二條　財團設立の許可を得たる後に非ざれば、資金より生ずる果實を費消することを得ず

但、特別の用途を指定したる寄附金は此限に非ず

第三條　資金は常に國債又は地方債に換へ、日本銀行へ保護寄託を爲すものとす

但、其金額公債に換へるに不足なる場合は、其不足なる期間に限り、銀行預金の方法により之を管理するものとす

第四條　財團設立に至る迄の資金管理者は、佛敎大學長とす

第五條　每年度末資金の現在並に特別指定の收支は、次年度の集會に報告するものとす

附　則

本教示は發布の日より施行す

また同日佛教大學收入支出規程を發布した。

佛教大學收入支出規程

第一條　會計の年度は每年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る

第二條　會計年度所屬の歲入歲出に關する出納事務は、次年度四月三十日迄に終結す

第三條　本山支出金・授業料及其他の收入を歲入とし、職員俸給及其他の經費を歲出とし、共に豫算に編入す

第四條　歲入歲出豫定計算書は、前年十一月三十日迄に、佛教大學長より執行に提出すべし

第五條　佛教大學長は、其前年度末現在の資金明細目錄を調製し、每年度の豫定計算書に添付すべし

第六條　歲入歲出の決定計算書は、次年度五月三十一日迄に、佛教大學長より執行に提出すべし

第七條　歲入歲出の豫算決定額を執行より通告したるときは、佛教大學長は實行豫算を編製し、執行の認可を經て之を施行す

第八條　本山支出金は、每月二十五日迄に平均月額を下附す

第九條　資金より生ずる果實は、豫算調製の前年度末現在を元高として、佛教大學歲入中へ算入すべし

第十條　豫備金は避くべからざる豫算の不足、又は豫算外に生じたる臨時必須の費用に充つるものにして、其都度執行の認可を經て、之を支出すべし

第十一條　歲入剩餘ある時は、之を資金に組入るべし

第十二條　豫算に於て、一年度に終るべき工事又は編纂其他の事業にして、避くべからざる事故の爲め其事業を遲延し、年度內に其經費の支出を終らざるものは、執行の認可を得て、次年度に繰越し使用することを得

第十三條　數年を期して竣成すべき前條の事業にして、繼續費として總額を定めたる者は、執行の認可を得て、每年度の仕拂殘額を竣工年度迄、順次繰越使用することを得

第十四條　特別指定の寄附に依り、工事又は物品の購入をなさんとするときは、豫め執行の認可を經べし

第十五條　每月の收支明細書は、必ず翌月十日迄に執行に提出すべし

附　則

本教示は發布の日より施行す

かくてこの年四月より愈々獨立會計は實施されることゝなつたので、五月に至り先づ佛教大學財團設立事務所を本學內に設け、前田慧雲・足利瑞義・藺田宗惠以下二十二名の設立發起者の連名を以つて、左の如き設立趣意書と說明書を發表し、資金壹百萬圓の募集に着手した。またこの月九日講堂に於いて藺田學長は教職員學生一同に對して、獨立財團設立の趣旨を說き、募財の方針を述べ、誠意以つてよく人を感化し、この業を完成せんことを訓示したのである。

趣　意　書

佛教大學は一派最高の學府なり。宗運の盛衰繫りて此學府の消長如何に在り。不肖等多年此學府にありて乏しきを育英の職に承く。熟々既往を顧み現狀を察し當來を想ふて、意曩如たる能はざるものあり。若夫れ教育の方針が宗政當路者の意圖によりて、朝令に左右せらるゝが如きことあらん乎、何を以てか、能く育英の效果を奏することを得ん。若又財政の基礎堅固ならざらん乎、何を以てか、能く施設の完備を期する事を得ん。乃ち深く信ずらく、學府のことたる、永く宗門政治の圈外に立ちて、獨立の財政的基礎を確立せざる可からずと。而して是れ實に佛教大學百年の大計たるのみならず、又寔に一派將來の長計なり。頃者本山當局の諸公・集會參政の諸士亦不肖等の微衷を諒とし、昨春既に佛教大學特別會計の規程を發布し、今又佛教大學財團設立事務所の開設を見るに至れり。不肖等玆に

恭しく佛天の冥助を仰ぎ、廣く大方諸賢の厚情に訴へ、斯業の完成を期せんと欲す。

設　明　書

凡そ教育の事業は、短少の時間に於て、其效果を收め得るものにあらざるが故に、教育機關の制度は、朝變暮改す可きにあらざるなり。殊に政局の變化が、直に學校制度の更改を伴ふが如きは、最も忌む可き事に屬せずばあらず。されば佛教大學は、將來に於て永く宗門政治の圈外に立ちて、教育獨立の實を擧ぐる事を要す。而して財政上の獨立は、實にこれが必須の一前提にてあるなり。繰りて佛教大學の現狀を案するに、其經費は年額僅に金貳萬參四千圓を算するに過ぎず。然るに學生の員數は比年增加し、今や殆五百名に達せんとす。これを十年以前に比するに、一倍半强の增加を示せるを見る。從て教室・圖書館・寄宿舍等の設備に於て、改善を要するもの少からず。更に又學外留學生派遣の制度の如き、必ず施設すべき一事業にてあるなり。而して如上の改善施設は、目今の如き貧弱なる經費の到底支辨し得る所にあらず。本山財政の狀態、亦遽かに佛教大學經費の膨脹を許さゞるものあり。是れ佛教大學が財團を設立し、少くとも資金壹百萬圓を積立て、將來の發展を期せんとする所以なり。

猶資金の募集・保管等について、その方法を發表するところがあつた。卽ち資金積立額は金壹百萬圓以上とし、壹萬圓に達するを待つて財團設立の申請をなすことゝし、それまで資金は佛教大學長に於いて保管する。また本山に於いて募集中の本山講の事業を妨げないために、派內檀信徒よりの寄附申込は金百圓以上に限り受納するが、派內の僧侶・他宗他派人士の寄附、及び特に使途を指定したる寄附はこの限りでない。更に寄附金拂込は一回全納でも數回分納でも隨意であり、諸報告は『敎海一瀾』及び『六條學報』誌上に公表すること等々を豫定したのである。

かくて實際の募集に着手したが、この五月中に申込高金五千參拾五圓、領收高金參百八拾貳圓に及んだが、大正七年十月第十六回の報告には申込額金貳萬六千四百八拾九圓五拾錢、領收額金壹萬貳千五百拾四圓七拾九錢（外に公債額面參百圓）に達してゐる。

大正八年の頃より本學の昇格が具體化し、集會に於いても協贊せられたが、その財團は本山提供の資金・一般の寄附及び上述の佛敎大學財團等によつて成立したものである。九年九月二十一日設立認可を申請した時は、金六拾萬圓であつたが、本山より提供された金は多く本山講より廻附されたものである。然るに十一年二月十七日財團は金百萬圓に增額申請し、五月二十日認可され、次いで臨時集會第一回財團評議員會が開催された。かくて龍谷大學財團は成立したが、この間の事情は、既に第三十九章に述べたところであるから、今は省略し、次に十一年六月二十一日發布された本財團に關する諸規定を揭げておかう。

○龍谷大學財團設立條例

第一條　龍谷大學の經營及維持を圖る爲め、龍谷大學財團を設立す
第二條　本財團事務所は本山に置く
第三條　本財團の資金は、本山下附金並に一般有志者の寄附金總額壹百萬圓以上を以て之に充つ
第四條　本財團の資産より生ずる果實は、財團の經常費及龍谷大學の經費に使用す
第五條　本財團の基金は、如何なる場合と雖も費消することを得ず
第六條　基金は國庫債券若くは其他の公債に替へ、又は主務官廳の認むる確實なる方法に依り、保管するものとす
第七條　本財團に左の職員を置く
　總　裁（一名）管長を推戴す　理事長（一名）執行長を以て之に充つ　理　事（若干名）執行及龍谷大學長を以て之に充つ

監　事（若干名）寄附者中より選任す　評議員（六十名）集會々衆を以て之に充つ

第八條　本財團設立後は民法の規定に依る

第九條　財團設立に關する必要の規定は、教示を以て之を定む

附　則

一　從來蓄積せる資金は龍谷大學財團に寄附す

二　龍谷大學の經費中本財團の資產より生ずる果實・授業料其他の收入を以て支辨し能はざる金額は、每年本山より下附す

本法度は發布の日より施行す

○龍谷大學財團寄附行爲

第一章　目　的

第一條　本財團は龍谷大學の經營及維持を圖るを以て目的とす

第二章　名稱及事務所

第二條　本財團は龍谷大學財團と稱す

第三條　本財團事務所は京都市下京區堀川通花屋町下ル本願寺門前町官有地本願寺內に置く

第三章　資　產

第四條　本財團に屬する資產を、分ちて基本財產及通常財產の二種とす

第五條　財團の基本財產は、左の金員より成り、如何なる場合と雖も費消する事を得ず

一　設立者たる眞宗本願寺派本願寺より寄附したる金壹百萬圓

二　第七條第二項に依る通常財產より處分編入せらるべき金員

三　第八條に依る寄附金員

第六條　本財團の通常財產は、左の金員及物件より成り、規定に依り處分することを得るものとす

一　基本財產より生ずる果實　二　第八條に依る寄附物件　三　前年度剩餘金　四　雜收入

第七條　基本財產は、國債證券若くは其他の公債に替へ、又は主務官廳の認むる確實なる方法に依り、供託するものとす

通常財產は評議員會の議決を經て、之を基本財產に處分編入することを得

第八條　本財團は、設立の趣旨を贊成して寄附をなす者あるときは、之を受領す

第九條　基本財產より生ずる果實は百分の三を本財團の經常費に充て、百分の九十七を龍谷大學の經費に充つ

第十條　本財團の會計年度は、每年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第四章　職　員

第十一條　本財團に左の職員を置く

總　裁（一名）　顧　問（若干名）　理　事（四名）　評議員（六十名以內）　監　事（五名）

理事の內一名を理事長とす、但理事長は眞宗本願寺派執行長之に當るものとす

第十二條　總裁は眞宗本願寺派管長を推戴す

第十三條　顧問は學殖德望あり、本財團の目的を贊助する者の中より、總裁之を囑託す

第十四條　顧問は總裁の諮詢に應じ、本財團の事業を援助す

第十五條　理事は眞宗本願寺執行の中より、總裁の選びたる者三名及龍谷大學長を以て之に充つ

第十六條　評議員は眞宗本願寺派集會の會衆を以て之に充つ

第十七條　監事は寄附者中より、理事長の申請により、總裁之を任免す

監事の任期は四箇年とす、但、補缺者の任期は前任者の殘期とす

第十八條　第十五條及第十六條に依り職員となりたる者は、其職務を去りたるときは、當然其職を失ふものとす

第十九條　本財團職員は總て名譽職とす

第二十條　理事・評議員・監事更迭の場合は、後任者へ引繼を了する迄執務するものとす、但、總裁の特命ある時は此限にあらず

第四十一章　學校學代の經濟

第二十一條　評議員會は理事・評議員・監事を以て組織す

第二十二條　評議員會は定時並に臨時とし、定時は毎年一月若くは二月之を召集し、前年度決算並に翌年度豫算其他理事長より提案する必要なる事項を議するものとす

臨時評議員會は、定時評議員會以外の必要を生じたる場合に、之を召集するものとす

第二十三條　評議員會は理事長之を召集す、理事長事故ある時は理事會合議の上、召集することを得

第二十四條　評議員會は總員の半數以上出席するに非れば開會することを得ず、若し之に充たざれば更に之を召集すべし

但、再召集と雖も、總員の三分の一以上出席するに非れば開會することを得ず

第二十五條　理事長は評議員會の議長となり、議事は出席者の過半數を以て決し、若し同數なるときは議長の定むる所による

第二十六條　理事長は本財團を代表して其事務を掌理し、理事は理事長を補佐し、理事長事故あるときは合議の上理事長の職務を處理す

第二十七條　評議員は本財團の資產及業務の狀況を監査することを得

第二十八條　監事は本財團の資產及事務の狀況を監査するものとす

第二十九條　本寄附行爲に規定せざる事項は、凡て民法の規定に依る

第三十條　本財團は法定の解散事由發生するに非れば、解散することを得ず

第三十一條　本財團解散するに至りたる時は、評議員會の議決を經、總裁の承認を得て、其資產の全部を眞宗本願寺派本願寺に寄附す

第五章　附則

第三十二條　本寄附行爲は評議員會の議決並に總裁の承認を經、主務官廳の認可を得るに非れば、之を變更することを得ず

第三十三條　前條の議決に際しては、第一條・第五條・第七條及本條の規定を變更すべからず

第三十四條　第三十二條の議決は、評議員會員三分の二以上出席し、出席者の三分の二以上の同意あるに非れば議決すべからず

○龍谷大學財團處務規程

第一條　本財團に左の事務員を置き、理事長之を任免す

一　主事　一名
一　書記　若干名

主事は理事長及理事の指揮監督を承け事務を掌る

書記は上職の命を承け諸務に從事す

第二條　事務員には一定の手當を支給することを得

第三條　本財團の職員には慰勞を支給することを得

第四條　前年度剩餘金にして、本財團寄附行爲第七條第二項の編入處分をなさざるものは、次年度收入豫算に組入るべし

第五條　通常財產中の寄附物件の處分は、總裁の承認を經るを要す

第六條　決算期は每年六月三十日限りとす

第七條　本規程の更改に關しては、理事長は總裁の承認を經るを要す

附則

第八條　本規程は發布の日より之を施行す

○龍谷大學特別會計規程

第一條　龍谷大學は、龍谷大學財團より回附する收入・授業料・本山支出金・寄附金・其他の收入を以て、其一切の支出をなすものとす

第二條　龍谷大學の歲入歲出の豫算決算は、執行之を集會に提出す

第三條　龍谷大學豫算中には、本山會計法第八條規程の豫備金を設くべし

第四條　寄附金にして特に用途を指定したるものは、其條件に從ひ使用し、其決算は之を集會に報告すべし

第五條　收入支出規程は教示を以て之を定む

附則

本規程は發布の日より施行し、佛教大學特別會計規程は之を廢止し、佛教大學に關する會計は本規程を準用するものとす

○龍谷大學收入支出規程

第一條　會計の年度は、毎年四月一日に始り、翌年三月三十一日に終る

第二條　會計年度所屬の歳入歳出に關する出納事務は、次年度六月三十日迄に終結す

第三條　本山支出金・龍谷大學財團回附金及其他の收入を歳入とし、職員俸給及其他の經費を歳出とし、共に豫算に編入す

第四條　歳入歳出豫定計算書は、前年度十一月三十日迄に、龍谷大學長より執行に提出すべし

第五條　歳入歳出の決定計算書は、次年度七月三十一日迄に、龍谷大學長より執行に提出すべし

第六條　本山支出金は、毎月二十四日迄に、平均月額を下附す

第七條　豫備金は避くべからざる豫算の不足、又は豫算外に生じたる臨時必須の費用に充つるものにして、其都度執行の認可を經て支出すへし

第八條　歳入超過歳出剩餘あるときは、之を次年度收入に組入るべし

第九條　豫算に於て一年度に終るべき工事又は編纂其他の事業にして、避くべからざる事故の爲め其事業を遲延し、年度内に其經費の支出を終らざるものは執行の認可を得て、次年度に繰越し使用することを得

第十條　數年を期して竣成すべき前條の事業にして、繼續費として總額を定めたる者は、執行の認可を得て毎年度の仕拂殘額を竣功年度迄、順次繰越使用することを得

第十一條　特別指定の寄附に依り、工事又は物品の購入をなさんとするときは豫め、執行の認可を經べし

第十二條　毎月收支明細書は翌月十日迄に執行に提出すべし

附　則

本教示は發布の日より施行し、同時に從前の佛教大學資金管理規程及佛教大學收入支出規程を廢す

第四十二章　學內の諸團體と學會

一　反省會

教職員や學生間に結成された學內の團體は、その數可なり多い。學友會や同窓會は、その顯著なものとして別項に叙述する如くであるが、その外にも猶看過し難い團體があり、その社會的活動もまた特記されてよいものがある。

明治十八年の頃より普通教校學生有志は、その風紀頽廢を防がんために、相謀つて禁酒禁煙並に猥褻の場所に立ち入ることを禁ずべき規約を定めた。就中禁酒の一項が次第に組織的に發展して成立したのが、禁酒會卽ち反省會で、その發會は十九年四月六日である。當時レピットなる外人が、わが國に於いて頻に禁酒運動を行つて有名であつたが、反省會はこれとは全く別個の立場から組織されたものである。而して十九年十一月には大教校に於いても、本科學生一同の自發的希望により、十二月一日より禁酒すべきことが學生に令されてゐるが、蓋し反省會の運動は先づ本校に波及して效果を收めたわけである。この年十一月紀州沖にて難破船があつた際、普通教校教職員學生一同は溺死人遺族扶助のために金二十二圓九十八錢を義捐し、大教校また金十二圓を醵出した。これに類することはこの後にも尠くないが、これ等は如上の

運動の醸成されつゝある普通教校・大教校の雰圍氣を推察すべき挿話であらう。それはともかく、反省會としては、二十年一月禁酒の資を以つて宗教上有益なる典籍の出版を計畫し、この月先づ井上甫水の『眞理金針』を刊行して原價を以つて頒布した。

斯くて反省會は普通教校に成立し、先づ同校並に大教校の禁酒肅清に成功したが、明治二十二年以來本山でも、佛事には酒を廢したのは、この會の運動の結果である。然しかくの如き六條の天地にとゞまらず、反省會は更に外部一般にその主義を宣傳し、その運動を徹底せしめんとし、雜誌の刊行を企てた。その計畫は、早く發會後間もない明治十九年九月のことで、同校教師杉山案太郎の斡旋により、内外知名人士の寄稿を求めたのであつた。然し急にこと成らず、『反省會雜誌』として京都市下京區廿九組西八百屋町反省會本部より創刊されたのは、翌二十年八月のことである。爾來本誌は月刊して、大にその主義綱領を宣傳し、同志の參加を求めて運動を擴大した。最初櫻井義肇が編輯に當つたが、澤井恂（後の高楠順次郎）も主筆であつたことあり、また本誌によつて大に論陣を張つた人々には日野義淵・松山松太郎・古川勇（老川）・梅原融・秦敏之・名和宗瀛・平井欽三其他がある。

右の如くにして反省會運動は次第に擴大されて行つたが、その盛時であつた明治二十六年一月の同會規則を次に掲げて、その組織・内容等を見よう。

第一章　目　的

第一條　本會は禁酒進德の主義に依り、非禁酒の風を矯め、飲酒に伴ひ起る諸般の害毒を矯ひ去り、道德經濟衞生を全ふするを以て目的とす。

第二章　名稱及位置

第二條　本會は反省會と稱し、本部を京都に置く

第三章　會員及同盟員

第三條　本會員は飲酒の心身及び社會に害あることを認知し、日本酒及西洋酒の區別なく、終身酒類の飲用を全廢することを誓言せし人に限る。

第四條　本會の目的を達する階梯として、更に左の三類を置き、以て本會に附屬せしむ

一、節酒同盟員　二、甲佛事禁酒同盟員　三、乙佛事禁酒同盟員

第五條　節酒同盟員は漸次終身禁酒に進まんと欲し、限年禁酒或は節酒を誓言せし人に限る

第六條　甲佛事禁酒同盟員は佛教各宗派の僧侶にして、佛事に於て自己の禁酒は勿論、他人にも酒を供せざることを誓言せし人に限る

第七條　乙佛事禁酒同盟員は佛教各宗派の僧侶にして、佛事に於て自己而已禁酒を實行することを誓言せし人に限る

第八條　會員にして本部所在地に在留する者を常在員と稱す

第四章　入　會

第九條　本會の主義に同意する人は、身分信仰の如何に拘はらず、何人と雖も入會することを得

第十條　本會々員たらんと欲する者は、左の誓書を認め、調印の上會員一名の紹介を以て、二十錢以上の入會金を添へ本部へ申込べし

（誓書々式略）

第十三條　本部に於て、以上の申込を承認せしときは、各證票を交附す

第五章　轉員及退會

第四十二章　學内の諸團體と學會

第十四條　各同盟員中に於て轉員せんと欲するときは、其理由を認めたる轉員申請書に舊證票を添へ、本部に差出し、更に證票を申受くべし、但此場合に於ては、其更に轉ずる方の條則に定むる所の入會金に等しき轉員料を納むべし

第十五條　事故あり、退會せんと欲する者は、其理由を認め會員一名の保證を得て本部へ届出べし、但此場合に於る保證人は、可成入會せし時の紹介人を以てすべし

第六章　役員及其任期

第十六條　本會は常在員より左の役員を選任し、會務を處理す

一　會長　一名　公選　　二　副會長　一名　公選
四　主事　四名　公選　　五　委員長　一名　公選
七　書記　若干名　特選　　六　委員　十二名　公選
　　　　　　　　　　　　三　會幹　一名　公選

第十七條　役員の任期は各一ヶ年とし、滿期後再選を許す

第七章　事務及集會

第十八條　本部の事務を分て庶務部・主計部・編輯部・教育部の四とす

第十九條　本會は更に公會・演說及慈善市會等を開くことあるべし

第二十條　役員會は毎月一回役員及常在員會合して會務を議す

第二十一條　毎月一回役員及常在員會合して會務を議す

第八章　地方役員及地方支部

第二十二條　本會事業の擴張を圖らんが爲、全國各地に地方役員若くは支部を置く

第二十三條　地方役員規則及地方支部規則は別に之を規定す

第九章　章牌

第二十四條　會員及同盟員は、身分を表章する爲め、本會の章牌を佩用するものとす

第二十五條　前條の章牌は分て三種となす。但品質は白銅とす

一、會員章牌（佩は赤地に白筋）
二、節酒同盟員章（佩は紫地に白筋）
三、甲乙佛事禁酒同盟員章牌（佩は綠地に赤筋）

第二十六條　章牌申請の際は、金貳拾五錢の章牌料を納むべし、但し運送稅は當分先拂とす

第十章　雜則

第二十七條　會員は、本部役員地方役員若くは地方支部長副長となるの權利を有す

第二十八條　會員及各種同盟員は、本部の政治に對し意見を呈出するの權利を有す

第二十九條　會員及各種同盟員は、禁節酒の利益中より毎年一回以上隨意の義金を本部に寄贈し、以て我會の事業を完成せしむるの義務を有す

第三十條　會員及各種同盟員誓言を履まず、本會に對する本分を守らざる時は、議會の決議を以て戒諭退會の處分をなす
但時機に依り、議會の決議を待つ能はざる時は、會長之が處分をなし、(ママ)置次の議會に於て協贊を受くべし

第三十一條　死亡改氏名轉居轉職は其都度必ず届出べし

第三十二條　會員及各同盟員或は通常人より義金文書物品等を、本會に寄贈せし時は之を公にし、永く其芳名を本部に記存すべし

この二十六年一月十日の調査によると、會員數は、會員一三八一、節酒同盟員三二四五、甲佛事禁酒同盟員一〇六三二、乙佛事禁酒同盟員二三、合計一五二八二であるが、この年末十二月二十七日の調査では會員二二〇二、節酒同盟員三二五五、甲同盟員一〇八二七、乙同盟員一七〇、合計一六四五四である。更に翌二十七年十一月二十日現在は會員合計一八五七〇であつて、以つてその增加狀況を推察し得るであら

う。

反省會の事業は凡そ上記の規則に見える如くであるが、就中教育部はこの年一月設置に決し、三月より開いたところで、在京青年中未だ完全なる學校に入り難いものゝ普通知識を開發し、德性を涵養するを目的としたものである。その學科は二科に分ち、本科は佛教・國語・漢文・英語・歷史・地理・理科・數學・圖畫等を教授し、別科は佛教一科目としたもので、共に入學者は反省會員に限り、授業料は兩科共金四十錢とし、兩科併修者には金六十錢を納めしむるが、窮乏者には臨機の處置がとられることになつてゐる。また生徒は本部または附屬の宿舍に寄宿せしむる設備がある。この開校は三月六日で入學者は二十一名であつたが、四月には三十一名に達してゐる。この年九月文學寮の入學に受驗したものは生徒二十九名中、三名を除く外はすべて合格するの好成績を收めた。また同年十一月には生徒間に共研會が組織され、每月二回演說會を開き、歷史科學に關する事項を論究した。

かくて反省會は次第に發展の一路を辿り、明治二十七月三月には宣教部を設けて禁酒進德の主義擴張のために說教・講演・講義・法話等を行ひ、二十九年四月から京都の本部より婦人雜誌『反省之鏡』を月刊して家庭の婦女子に働きかけた。然し時の推移と會員の增加は漸く會紀の弛緩を將來し來り、また創立當初の精神がともすれば見失はれんとする傾向にあつた。こゝに於いて明治三十二年一月在京會員有志相議して會紀振肅の方策を立て、一方には會員の精選陶汰を圖り、また一方には從來東京より發行した『反省雜誌』は邦文・英文共に改題して一は『中央公論』と名づけ、一は『東亞（ジー・オリエント）』と稱して、この一月より東京本鄉區西方町の反省會から刊行した。『中央公論』は今に繼續して刊行されてゐるものであるが、『東亞』は次下に述べる本會の姉妹會たる普通教校内の海外佛教宣教會より明治二十一年七月以來『亞細亞之寶球』として發刊され來つたもので、その委曲は後に至つて言及するであらう。而して『反省雜誌』の目は京都本部發行の雜誌にとつて『反省』と稱し、專ら主義擴張の機關に備へ、『反省之鏡』と共に、京都高辻大宮西入反省會本部より刊行した。また從來の教育部はこれを擴充して、慈善夜學會なるものを設け、貧窮にして就學し得ないもの、或は商家の子弟にして晝間家業に從ふて修學の暇なきもの等を集め、無月謝無費用で英語・數學・作文・讀書の四科を授けた。更に本部に宣教部を開設して、廣く諸方の招待に應じて出張することゝした。かくて反省會は諸方面に亙つて大に改革するところあり、創立當時の意氣に立ちかへつたのであるが、この翌三十三年には文學寮廢されて佛教高等中學となり、次いで東京高輪に移るに及んで、四圍の情勢に變化を來し、また新しき會合團體の活動期へと轉化したのである。

二　海外宣教會　附　萬國佛教青年聯合會

明治二十年二月の頃、魯西亞新聞誌上に、米國に佛教の傳播せる事情を記載せるを、わが國の諸新聞が轉載したことがあつた。當時米國は基督教國を以つて目されてゐたので、これに不審を抱いた普通教校教

師松山松太郎は、同年三月七日試に米國神智學會にその眞僞を尋ねたところ、五月十九日同會總理ウヰリヤム・キユーヂヤツジは、懇切なる報書と同會發行の雜誌『バツス』とを送致し來つた。よつて前說の眞實を知ると共に、同會が佛敎擴張のために計畫するところあり、而かも日々その業の成就しつゝあるを知つた。こゝに於いて同校職員たる日野義淵・神代洞通及び松山松太郎等同志と相謀り、歐米佛敎通信會を創立し、二十年八月發行の『反省會雜誌』創刊號附錄に簡單な趣意書を載せた。而して廣く海外各地と書信の往復を開始したので、諸國より各々發行するところの新聞・雜誌・書籍を寄せるもの絕えず、米國の如きは傳敎師の派遣を依賴し來るに至つた。これに對し當方よりは南條文雄の英文『十二宗綱要』を寄贈することゝ數十部に達したが、更に英文佛典の送致を乞ふこと頻であるから、松山松太郎は『日本佛敎大意』の英譯に著手した。二十一年一月『反省會雜誌』第二號を刊行するや、それに「歐米佛敎通信會報」を載せ、數百部を各地の有志に送つたが、反響頗る多かつた。普通敎校監事里見了念は、如上の運動に早くより理解を持ち、その費用等多く彼が負擔したが、前記通信會同人等單に通信のみならず、更に大になすあらんとして里見了念に謀り、通信會を擴張して海外宣敎會を起し、通信に代ふるに英文雜誌『亞細亞之寶珠（ビジヨー・オブ・エシア）』を以つてした。時に二十一年七月二十二日で、この編輯は主として松山松太郎の手になつた。時に前大敎校監事補服部範嶺及び普通敎校敎師手島春治等またこの擧に贊して應援し、前記四名に加つて六名創立委員となり、本會事業の要領其他諸規則を定め、乃ち大洲鐵然・赤松連城・島地默雷等の宿老初め內外緇素の德望ある在京諸士に計つたところ、皆これを贊助し大に奬勵するところがあつた。

かくて八月十一日本會本部を下京區油小路御前通下六番戶に置き、海內有志に趣意書を發送し、海外に發會のことを報じ、また地方に出張してその趣旨を廣布した。創設委員中の會務分擔は、會長赤松連城・幹事長里見了念・幹事內報係神代洞通・會計兼開敎掛服部範嶺・庶務掛日野義淵・外報掛松山松太郎・編輯掛手島春治である。『亞細亞之寶珠』を發送するところは、米國六十五箇所・英國三十三箇所・英領印度八十六箇所・佛國三箇所・伊太利二箇所・ロシヤ一箇所其他合して二百七箇所、部數千三百九十部に達し、內國にて賣り捌き、また寄贈するもの五百六十九部に及んだが、趣意書一萬五千葉を印刷し、一箇月間に一萬葉を頒布し、會員數二百餘名を數へた。

『亞細亞之寶珠』は第二號を二十一年十二月に、第三號を翌年二月刊行したが、これより先二十一年十一月宣敎會本部から、これとは別個に『海外佛敎事情』を創刊した。これは海外に於ける佛敎に關する論說・批判・消息等を和譯輯錄せるものであるが、この企圖は時宜に適して一般の好評を受け、本誌第一集の如きは初刷五千部、翌十二月第二刷四千部を印刷し、更に翌年三月第三刷を刊行した程である。本誌は最初年四回であつたが、漸次回數を增加し、二十四年八月からは月刊となつた。一方內地に於ける會員の擴張は、これ等雜誌の刊行と共に奏功し、二十二年十二月には東京方面の名士や餘宗管長等をも會員に加入せしめた。また二十二年二月米國萬國神智學會總長ヘンリー・エス・オルコットがダンマパラ・ヘバピタラナを伴

つて來朝したが、これには宣教會の努力が多かつたのである。これより先十九年六月の頃普通教校學生有志は毎日曜日赤松連城の指導によりオルコットの『佛教問答』の原書を解讀したことがあり、また前述の如く宣教會と神智學會とは創立當初より深い關係があるので、二月八日神戸に着し、十日入洛するや、本會員初め反省會・傳道會等の會員等これを歡迎し、その各處の講演談話乃至歸國後の消息等をそれ〴〵雜誌に掲げたのであつた。次いで同じき二十二年八月の頃布哇出張中の曜日蒼龍は、宣教會事業の一として該地の布教に從事することになつてゐる。またこの年の末にはフォンデスの希望により、英國龍動に本會英國支部を設け、彼を地方幹事に任じたが、彼はその地の學會や倶樂部に於いて、また講演や著述によつて、佛教の講布に努めたことは顯著で、本會よりは『亞細亞之寶珠』數百部をこれに送致した。フォンデスはその後二十三年十二月わが國への來朝を計畫し、本會またそれを深く待望したのであつたが、該地に於ける一部の妨害によつて遂に實現されなかつた。更に二十四年の初、本會は獨逸スブハドラ比丘著『佛教要論』を薗田宗惠の譯によつて出版した。次いで二十六年五月米國チカゴに於ける大博覽會に際して世界宗教大會の開催されるや、本會は資金を募集し、赤松連城著『眞宗大意說略』加藤正廓著『眞宗問答』本會委員編『眞宗綱要』等の英文冊子を調製して、これを參會者に頒布し、眞宗教旨の宣傳に努めた。

かくて宣教會は活動をつゞけて來たが、二十七年四月に至り、本部を油小路魚棚より東中筋北小路に移し、『海外佛教事情』は廢刊し、本會の記事は『反省雜誌』に報道することゝなり、また昔日の面影を失つた。前述三十二年の反省會の改革に當り、歐文雜誌『東亞』の發刊は、その傳統としては『亞細亞之寶珠』を繼げるものであるが、再び振はず、東京高輪に移つて本會と機關誌は再興の曙光を認めたが、遂に永續しなかつた。然し本會が海外に佛教を傳へ、また彼の地の佛教事情をわが國に認識せしめ、その釀成する雰圍氣の中から、やがて多數の海外傳道者を輩出せしめた功績は特記さるべきものである。

萬國佛教青年聯合會は、高輪大學に開設されたものであるが、前述海外宣教會の傳統を繼ぐものであるから、因みに次に記述しておかう。

明治三十五年五月十六日本會の創立を發表し、九月二十二日發會式を講堂に擧ぐ。先づ櫻井義肇、本學の先身西山教校・普通教校在校者の活動・海外宣教會の經歷・現時海外に於ける本學出身者若くは本願寺派青年僧侶の狀況を語り、萬國青年佛教徒の聯合の必要と效果とを縷述し、次に教授北村教嚴の演說其他祝辭あつて後、恐らく外人中最初の僧侶と云はれる愛蘭人ダンマロカの英語演說があつた。當日島地默雷を會長に推したが、宣言及び會則は邦文・英文を以つて内外に發表した。その會則によれば、世界各國の佛教信徒及び佛教の研究に從事しつゝあるものゝ交通機關となり、互に氣脈を通じて佛教の眞精神を發揚するを目的とし、各國佛教者と聯絡し、各地佛教の現狀及び意見等の通信をなし、日本より海外に赴く佛教徒、及び海外より日本に來る佛教徒に便宜を與へ、また英文にて各地の通信其他を報告し、時々日本その他にて大會を催すこと等を本會の事業とする。會員は内外人中學識德望あり、本會の事業を助くるもの

を特別會員とし、本部及び支部を組織し、本會隆替の責に任するものを會員とし、本會の趣旨を贊成し、應分の金圓を寄附するものを贊成會員とする。而して當日本學々生學つて本會に入會したが、更に地方の各佛教中學その他へ入會の勸誘を初めた。

この後本會は次第に發展し、右各中學より加盟者多く、會員漸く增加し、外國人の來學また尠くなかつた。それのみならずこの年十二月には支那香港・廣東・彼南・濠洲フリスベシ等に支部を設立し、十一月より翌三十六年一月にかけて米國桑港佛教青年會（會長堀謙德）・東京巢鴨眞宗大學丙申會・米國シヤトル佛教青年會（會長中井玄道）・布哇佛教青年會（會長井上慈曠）等と聯合することが約定された。更に三十六年四月には『萬國佛教青年聯合會會報』（第一號）が創刊されたが、これは英文・邦文の會誌・論說及び會報の三欄より成るものである。次いで五月十二日第二回聯合總會の序上會館建設のことが議決され、七月六日の評議員會で夏期休暇中に資金募集にとりかゝることを豫定し、七月講演部の夏期傳道にはこれを實行した如くである。然しこの後間もなく教學問題多事となり、遂に本學の閉止となつたので、これも實現せず、『會報』も續刊されずして終つた如くである。

三　眞宗青年傳道會

普通教校・文學寮の反省會に對比すべき大教校・內學院の團體は傳道會で、具には眞宗青年傳道會と稱する。反省會成立の翌々二十一年以來大教校內に佛教に對する一般關心の高揚せる時運に乘じて、大に熱心と誠實とを持ち、至當の順序と方法とによつて佛教傳道の實を擧げんとの議あり、五月十日第一總會を講堂に開いて諸般の設立準備を整へ、次いで二十一日降誕會を期して花々しく設立式を學內に擧行し、告文・條規を編成し、職員を選擧した。條規は卽ち次の如くである。

條規

第一章　名稱

第一條　本會は眞宗青年傳道會と稱す

第二章　位置

第二條　本會は本部を京都本願寺大教校內に設け、支部を各地に置く

第三章　目的

第三條　本會の目的は、眞宗奉信の青年（緇素と男女とを論ぜず）協同團結して、本宗の教義を擴張するに在り

第四章　事業

第四條　本會は其目的を達せん爲、左の三項を實行す

A 布教　B 教育　C 出版（細則は別に之を定む）

第五章　會員

第五條　本會は會員を分て左の三種とす

A 名譽會員　B 正會員　C 贊成會員

第六條　名譽會員は學識德望ある人に限るものとす

第四十二章　學內の諸團體と學會

第七條　正會員は本會の目的を達するを以て自ら任じ、且毎年會金五十錢を出すものとす
第八條　賛成會員は本會の事業を補助し、且應分の義捐金を出すものとす
第九條　正會員たらんことを欲する者は、入會申込書を會長に送り、會長之に證票を送附し、毎月雜誌を配與すべし

第六章　職　員

第十條　本會は本部に會長一名・副會長二名・會計二名・布教教育出版長各一名・書記若干名を置き、以て會務を整理せしむ
第十一條　本部の職員は、總て在校會員の中より撰擧（ママ）するものとす。但任期六ヶ月

第七章　出　納

第十二條　本會の出納は、半年毎に決算表を製し、之を會員に示す
第十三條　本會の費用は、會金及義捐金を以て之を支辨し、若し餘贏あれば資本金に充て、以て增殖を謀る
第十四條　會金及義捐金は、會計の名稱を以て受領證を交附す
第十五條　本會の職員は、會員の義務なれば總て俸金を給せず

（已上）

かくて本會は成立され、會長は未定なるも、副會長には金谷盡奥・大島照順が就任し、其他職員が決定された。本會の事業は既に條約中にある如く、布教・教育・出版の三種である。卽ち布教は第一法話會（下京猪熊木津屋橋）・第二法話會（下京丹波口突抜町）・第三法話會（下京油小路御前通）の三箇所の法話會と第一演說會（大津分營下士官英學會）・第二演說會（大津婦人慈善會）・第三演說會（下京第廿九組衞生會）・第四演說會（上京小川通中立賣）の四箇所の演說會に於いて、本部より人を派して屢々これを行ひ、また休暇中には地方に出張して布教した。教育部は、第一英學會（下京御前通堀川）・第二英學會（大津分營）・第三英學會（下京大宮七條）・第四英學會（下京烏丸中）・第五英學會（下京二貫町）・第六英學會（京都府下葛野郡西山）等を設け、同じく本部より教師を派遣した。出版部は最初は雜誌の刊行のみで、創立の翌月六月二十三日に『傳道會雜誌』を創刊し、順次月刊して、布教と共にその主旨を宣說し、會員を募つたので、創立後間もなく地方支部が設けられるものあつて會員も增加した。この『雜誌』は論說・講義・雜錄・雜報等を載せてあるが、本誌初期の論說はまた頗る生新の氣に富み、時としては學生にして集會を批評し、大學林の學風を論ずること等の如きあり、物議を釀したこともなしとしないが、ともかく輿論と希望を標語として一派の思潮を指導してゆく立場にあつた。然し前述『反省會雜誌』は、論點は寧ろ一般外界を對象とせるに對すれば、本誌が頗る宗內的であることは、その性質上また已むを得ないであらう。

さて創立の翌二十二年三月には、將來圖書館建設の準備として本部に雜誌縱覽所を開設し、日曜大祭日以外は毎日午前九時より三時まで公開して一般の讀書に供したが、二十二年六月には、單身布哇に航して佛教會堂を建てんとする曜日蒼龍の事業を助け、資金及び書物を募集してこれを寄贈し、同年六月二十三日には京極の大劇場で大演說會を開いて一般の注目を集めた。また同年九月十津川の洪水に際しては、昨年八月設くるところの五條支部を通じて罹災兒童四十餘名の教育を圖つた。更に二十三年五月には當時文學寮にあつて『宗教革命論』『佛教組織論』の二著を以つて有名であつた居士中島牛郎の『宗教論』を刊行した。然しこの後一時會務の不整頓により『雜誌』も休刊したが、やがて十月より佐々木狂介が會長に就き、一二三盡演が編輯長として再刊した。かくて二十五年六月、傳道會と『雜誌』とは二部に分れ、『雜誌』は『傳道新誌』と改題したが、出版としてはこの後二十八年十月頃熱田靈知の『原人論講義』等を刊行した。

また教育部は、既述の如く最初英學會を經營したが、二十九年三月に至り更に大きな計畫を實現した。卽ち緇素を問はず入學を許し、教育は大學林教授及び同高等科生本科生に囑托し、東中筋花屋町蓮光寺を校舍とし、午前九時より午後三時迄開講する。學科は宗乘部は『易行品』『淨土論』『往生論註』『選擇集』『正信偈』『三帖和讃』『二卷鈔』『領解文』であり、餘乘部は『起信論』『四教義集註』『百法問答鈔』『西谷名目』『觀心覺夢鈔』『七十五法記』『因明入正理論』六合釋とし、束修金五拾錢・月謝三科以上金五拾錢、二科以内金四十錢・會費五錢である。而して十名以上の希望があれば右の宗餘乘十六科中何れの書にても開講する規定である。かくて四月一日開業式を行ひ、同四日より開講したが、當時生徒は二十餘名であつた。然しその後次第に發展し、この六月には東中筋御前通柳町一〇に教場一棟を建て、天台部・三論部等をも設置したのであつた。

この後明治三十二年十月に至り、傳道會は内部の大改革を行ひ、主義綱領等を定め、規則を新にし、會員の制を整備したが、この時從來同會一部の事業として繼續し來れる出版部を傳道新誌社に合し、傳道會と新誌社とは斷然分離した。次いで武田篤初執行に任せられ、三十五年四月本山内に布教會を組織するや、『傳道新誌』はその機關誌となつて本山に屬することゝなり、翌年正月より『布教叢誌』と改題して刊行されることゝなつた。而して『信仰界』『親鸞教』『佛教精神』等は、傳統としてはこの『傳道新誌』、『布教叢誌』の後を承けるものであつて、その後身に當るのである。

四　佛教大學の諸學會

明治三十七年高輪大學の廢止と共に、佛教大學が成立したが、この頃から一方では後の學友會たる壬寅會の活動が注目されると共に、また學内に於いて學問的研究的な諸會合が頻に開かれつゝあることは看過出來ない。壬寅會の活動は次章に說くこととして、こゝには先づ佛教大學時代の右の如き諸學會を概觀しておかう。

學問的研究的な學會として、當代に於いて早く現れて來るものに丁未研究會があり、次いで佛典研究會・佛教研究會・庚申學會等がある。

丁未研究會は、明治四十年二月の頃本學講師脇谷撝謙・考究院學生井口龍猛・湯次了榮等が發起となり、各自研究の結果を發表すべき機關として設立したもので、考究院を中心として廣く本學々生に働きかけた。その第一回研究發表會は四十年二月二十四日で、當日第三教室に於いて開會し、脇谷撝謙先づ本會開設の由來を述べ、杉紫朗・井口龍猛・湯次了榮の研究發表があつた。同第二回は三月十日開催され、月足圓月・中西智勇・花田凌雲等の研究が發表され、その後殆んど毎月開催された。本會は最初は會員も少數であつたが、次第に增加して發展し、本學教職員や學生の研究が公にされ、この年五月三十日の例會からは、研究發表の講演の外に討議をも行ひ、學内に於ける眞面目な學的會合として顯著な存在をつゞけ、

大正四・五年頃まで繼續した。

次に、佛典研究會は、同じく考究院學生を中心として組織されたもので、その發會は今詳かにし得ないが、大正五年十一月二十四日に例會を開き、玉置韜晃「玄奘の成唯識論釋釋に就て」、菅原眞成「信因行緣の異計に就て」の研究發表があつた。この後數回毎月開催されてゐるが、これは考究院の代表的學會として大正八年頃まで繼續された。

佛教研究會は、大正八年二月十三日第十番教室に於いて第一回例會が開かれ、禿氏祐祥「異本實悟記に就て」、染野光瑞「孫綽の道賢論に就て」の研究發表があつた。これは教授及び考究院學生を以つて組織され、六條學報社の主催になるもので、當時考究院學生は前述佛典研究會を組織してゐたので、その成否は懸念されたが、その後相當永く繼續し、この年十二月には既に第七回の例會を開いてゐる。

庚申學會は、以上の如き諸學會の傳統を承けて、教授及び講師の間に組織されたもので、庚申の年即ち大正九年の創立であるが、發會の月日を今詳かにし得ない。然しこの年十月二十九日には第十五番教室に於いて例會を開き、小山法城「南溪師の行信論」、菅原眞成「見佛三昧に就て」の研究發表があつた。この會はこの後本學一部の代表的學會として永續され、昇格の後大正十四年頃まで開催されたのである。

大正九年講座制が布かれ、各講座の教授と專攻學生とが各々學會を結成した。十一年五月昇格當時學會として存したのは、上述の如き諸會を除けば、史學會・社會學會・哲學會・英文學會等であるが、これ等の中早く活動したのは、史學會とその前身である史蹟研究會や社會學會等である。

史蹟研究會は、大正八年五月史學に趣味ある者の間に結ばれた會である。この五月十日教授禿氏祐祥が「近江に於ける蓮師の遺跡」及び「錦織寺成立考」を講演したのが初めての會合である。而して翌日有志學生等約三十名は禿氏祐祥の指導によつて錦織寺に詣し、また近江に於ける蓮師の古蹟を辿つた。本會はこの年の降誕會に六條學報社と合同主催で、先哲遺墨・巡禮行脚圖書展覽會を開いたが、やがて史學會の成立と共にそれに攝せられた。史學會は大正九年四月佛教史講座の開設と共に、史學同好學生によつて組織されたもので、この年六月十三日には三井寺及び山科本願寺等の史蹟を踏査し、同十八日午後三時より第十番教室に於いて研究會を開き、禿氏祐祥「德川時代に於ける本派の教學」・佐々木功成「支遁論」の研究發表があつたのを最初として、史蹟踏査や研究發表會等を屢々開催した。

社會學會は、その創立は大正九年四月社會學講座の開設によるのであらうが、この年暑中休暇を利用して十日間大阪市弘濟會の諸施設を見學したのが、その事業の最初である。その後研究の發表に、また諸方の見學に、種々活動して現在に及んでゐる。

以上の諸學會と共に、佛教大學時代に於いて、注意すべき會合が猶外に二三存する。即ち讀書會・思潮研究會・哲學研究會等である。

讀書會は、明治四十二年の中頃學生有志の間に設立された會で、初回はこの年七月六日第三教室に開催

され、能令徂雲・道元翠溪・津山北溟・清原秀惠等の新刊宗教書・文藝書・哲學書等の紹介批評があつた。蓋し印刷術の進歩は出版界を賑はし、月々の新刊書は到底一人にて讀破し得なくなつた爲に催されるもので、これは頗る時宜を得たものとして學生間に好評を博し、右の第一回にも聽衆場外に溢れる盛況であつた。第二回は十月十七日に開催されたが、講演後知識對信仰の問題について討論し、議論百出して頗る活氣のある會合であつた。

右の讀書會は第二回例會の際、次回はブラグマチズムを中心に研究すべきことを申し合せたが、遂にその後開會されず、中斷の形となつてゐた。思潮研究會はこの讀書會の變形とも見らるべきもので、明治四十四年十月の頃壬寅會文藝部に組織され、廣く宗教・哲學・文藝諸般の思想問題に關する批評・紹介・討究を主旨とする研究會である。而してこの年内に第一回を本學第十教室に開會し、清原秀惠・梅原眞隆・白石寬爾等の倫理・宗教・藝術その他に關する講演を行つたが、翌四十五年一月二十七日第二回を開催、爾後毎月例會が催され、大正三年頃まで繼續した。この後思潮研究に對する一般の興趣著しく普及し、例會開催毎に多數の聽衆を集め、相當盛んであつた。

哲學研究會は、大正元年の末、壬寅會の文藝部と講演部との提携下に、從來存した前述の思潮研究會を更に發展せしむるの議が起つたが、この機運は思想研究會とは別個に哲學研究會を組織せしめた。而して翌二年四月三十日第九番教室に於いて發會され、清原秀惠（文藝部長）「菩薩處胎經について」・森川智德（講演部長）「十九世紀に於ける獨逸哲學概觀」の講演があつた。次いで第二回が同年十月二十一日に、更に第三回が翌三年六月十九日講堂に於いて開催された。

上記の外、佛教大學時代に、學問的乃至思想的會合として、存在したものはないではない。然し比較的長い期間に亙つて相當顯著な存在をつゞけたものは、凡そ右の如きものであらう。たゞこゝに一言附加すべきは、有志法話會で、これはまた信仰談話會とも稱され、全く學問的會合ではなく、寧ろ修養的なものであるが、學生の間に結成されて、相當長い間繼續したものである。即ち明治四十年十月學生高木信龍の發起によつて學生間に設立されたもので、毎月一回講堂に於いて本學講師の法話を乞ひ、法義談合をもなし、本學唯一の修養機關として次第に發展した。明治四十三年三月右發起者高木信龍の卒業に當り、二月七日例會を兼ねて送別茶話會を開いた。かくてこの會は時々信仰談話會等と稱することもあつたが、その後永く繼續された。また四十五年より支部會を設け、六月六日には室町松原西川方に示談會を開いたが、その後支部は醒ケ井魚棚下ル昭善寺に置かれた。この會はその後相當永く繼續され、大正二・三年頃に及んだ。

以上は教授並に學生の間に結ばれた研究團體であるが、教授有志によつて組織されたものに龍谷學會がある。これは云はゞ『佛教講義錄』發行のための會であるが、因みにこゝに記しておかう。即ち明治四十五年正月鈴木法琛・森川智德・朝倉曉瑞等三講師が發起惣代となり、蘭田學長を會長とし、本學諸講師を編

輯顧問として組織された會で、一般派内僧侶の智識啓發に資するため、毎月一回『佛教講義錄』を發行することを目的とした。猶役員は右の外大谷尊由外十五名を顧問に、龍口信了外十九名を名譽賛助員に推し、熱田靈知・弓波瑞明・森川智德・朝倉曉瑞・清原秀惠等が理事に當り、會を猪熊魚棚下ル樽屋町三七九番地に置いた。その第一年度『講義錄』掲載の科目及び講師は次の如くで、その初號は一月二十日に發刊したところである。

眞宗々學一班	勸學　鈴木法琛
正信偈講義	勸學　松島善海
淨土和讃講義	勸學　是山惠覺
佛教概論	司教　山内晉卿
八宗綱要講義	司教　森　達立
五教章講義	勸學　熱田靈知
佛教史要	勸學　薗田宗惠
因明本作法講義	輔教　湯次了榮
哲學宗教一班	佛教大學普通學擔任講師
布教新資料	編輯顧問及編輯員
質疑應答	

本會の企圖は當時一般の需要に合して非常に好評を博し、會員凡そ二千名に達する盛況であつたと云ふ。それで翌二年一月次の如き内容を以つて第二年度を發行し、十二月に至つて完成した。

宗要安心論題	勸學　鈴木法琛
阿彌陀經講義	勸學　松島善海
入出二門偈講義	勸學　赤松連城
高僧和讃講義	勸學　是山惠覺
八宗綱要講義	司教　森　達立
五教章講義	勸學　熱田靈知
經論大意	輔教　清原秀惠
印度支那佛教史要	勸學　薗田宗惠
哲學宗教一班	佛教大學諸講師

五　龍谷大學の諸學會

大正十一年五月佛教大學が昇格して龍谷大學となり、文學部に諸講座が開設されると、講座毎に、關係教授・講師と專攻學生との間に學會が組織されることゝなつた。各學會の事業は、それ〳〵學會の性質上異るものがあるが、教授・講師及び學生が研究を發表し、互に指導批判する謂はゆる例會が、普遍的な行事である。史學會・社會學會等佛大時代より存した學會は、昇格と共にそうした會合を益々數多く開いたが、その他では、十一年十月國文學會が成立し、次いで印度學會が十二年から例會を開き、早く顯著な存

在を示した。然し學内で最も多數の會員を有する眞宗學會は、十二年十月創立が公にされて第一回例會を開き、佛教學會は翌十三年六月最初の例會を開いてゐて、學會としては、その活動が比較的遲れてゐる。これは、當時外に教授や研究科生を主とする前述の庚申學會があり、眞宗學や佛教學に關する研究が、その機關を通じて屢々發表されてゐたによるのであり、十四年以後、庚申學會が何時しか絶えたのも、眞宗・佛教兩學會の成立によるところもあるであらう。また宗教學會・支那學會・哲學會等も、この十三年頃から例會を開き、少しく遲れて英文學會や教育學會が活動を始めてゐる。更に多く一年一回行はれる學會の大會は、十四年十月佛教學會が初めて開き、翌十一月には、史學會・印度學會・眞宗學會等がこれを催して居り、それ以後各學會でも例年行はれることが多くなつた。

學會の機關誌の刊行は、昭和三年七月、史學會が『會報』を創刊したのが最初であるが、翌四年春には眞宗學會からも『會報』が刊行され、五年六月には佛教學會からも同じく『會報』が創刊された。この外、國文學會からも續いて『會報』が刊行された。『史學會々報』は、その後四年六月第四號から『龍谷史壇』と改題し、一年二回刊行して現在まで繼續してゐる。『眞宗學會々報』は、昭和七年以來一時中絶したことがあるが、『眞宗學會々報』は十一年二月から復活續刊され、『佛教學會々報』は十三年一月『佛教學會々誌』（新第一號）として再刊され、十四年一月『佛教學報』と改題した。かくて兩者共一年に一回宛刊行してゐる。

學會の出版としては、佛大時代に、史學會が『一休骸骨』『蓮如上人法語集』その他を刊行したことは既に前章に述べた通りである。この後昭和七年七月、史學會は栗原信充の『法隆寺寶物考證』を覆刻したことがあるが、この方面で最も顯著なのは、國文學會で、國文學會では、出版部を設け、昭和四年『龍谷大學國文學未觀稀覯本叢書』の出版を開始し、久世通章著『有職故實寫眞圖解』を第一編とし、第七編『異本方丈記』までを刊行し、翌五年より十三年にかけて、『榮花物語』以下『千代尼句集』に至るまで二十餘部の『國文學會教科用叢書』を發刊して來たのである。

學内の例會や大會のみでなく、學外の大衆に對して働きかける公開講座や講習會は、また學會の手によつても開催された。國文學會は、昭和二年五月久世通章を講師として風俗研究短期講習會を開いて一般に公開してより、四年十一月には第二回公開講習會を行ひ、五年四月には書道講習會を開いた。佛教學會でも五年十月芦屋佛教會館に於いて公開講習會を催し、羽溪了諦・深浦正文が出講し、九年十一月には三條寺町大毎會館で公開講演會を開き、湯次了榮・月輪賢隆・深浦正文・佐々木憲德等が、各々釋尊を中心とした講筵を開いた。

現在各講座には、それ〴〵學會が附設されてあるが、學問の分化と共に、學會内に更に各々小會が結ばれてゐるところもあつて、研究上の便宜としてゐる。從つてその事業にしても、如上の外、讀書會・輪讀會その他が催されることもあり、更に學外に出て見學や踏査を行ふことも屢々である。更に、文學部學生

は或る意味に於いて、この學會によつて統制される點があり、學會は學友會と共に、學生々活の重要な一面を形成してゐるのである。

景後に、一言附記すべきは癸酉學會である。これは上述の學會と多少趣を異にし、學内の教授・講師有志によつて組織されてゐるもので、學生は加つてゐない。昭和八年十月佛教研究を目的として成立した學會であるが、爾來研究の發表や、見聞の談話・時事問題についての意見交換等がなされて、繼續してゐるところである。

第四十三章　學友會と同窓會

一　法話會・乙未會・學而會

教職員學生相互の間の親睦を圖り、また心身を錬磨し、學校精神の高揚に資する謂はゆる學友會が、充分な體制と組織とを以つて本學に誕生したのは可なり後のことである。然しその前身と見るべきものは相當早い時代から既に存してゐた。卽ち如上の意味の會合の先蹤は、先づ第一に眞宗學庠法話會に指を屈すべきであらう。この會の結成は明治十九年六月で、その概則は次の如くである。（『日本宗教新聞』二九）

第一條　本會は道德を涵養するが爲に、之を設るものにして、本庠教員役員は勿論、一般生徒を以て組織す

第二條　本會の會同を、大會小會の二種とし、大會は一月一回、小會は一月二回以上開設するものとす

第三條　大會は會員一同出席して、碩學高德の耆宿を請じ、その垂誨を仰ぐものとす

但し會同時日は、その都度幹事より報告すべし

第四條　小會は會員中に於て組畫を定め、每組各別に會同するものとす、但し會同日割は別表の如し

第五條　本會に幹事若干名を置き、會同一般の庶務を總理せしむ

但し幹事は當分二名として、その一名は本庠參事を以て之に充て、その一名は會員公選を以て之を定む、公選の幹事は任期六ヶ月とし、期に至て再選するを得るものとす

第六條　每組に世話係を置き、組内の事務を處辨せしむ

但し世話係は組内會員順次之を勤むるものとす

第七條　本會會員たる者は、品行正良他の標準となるべきは勿論なれば、每組に於て之が規約を結び、實踐躬行以て本會開設の旨趣を達せんことを期すべし

小會會同日割表

組	内	每月定日	組	内	每月定日
第一組	一日	十五日	第二組	一日	十五日
第三組	一日	十五日	第四組	一日	十五日
第五組	八日	廿二日	第六組	八日	廿二日
第七組	八日	廿二日	第八組	八日	廿二日

以上の本會の主旨・組織・事業等は、現在の學友會とはかなり趣を異にするも、その趣旨には相類するものがあり、學友會の濫觴として注意すべきである。この翌二十年二月發布された『眞宗大教校附則』の卷

頭に「法話會規則」があり、この後繼續されたことが推察出來るが、その詳細は明かでない。

普通教校に歩兵操練科の設置されたのは明治十九年で、次いで大教校にも及んだ。宗内學校で體育が問題となつたのは恐らくこの頃に始まるであらう。萬事に嶄新であつた普通教校では、當時としては珍らしい運動會も屢々開いたものであるが、たとへば明治十九年十二月二十四日の年末閉校式の當日には、午前十一時半より運動會を催し、射的競走・繩引・巾飛・高飛競走等を行ひ、午後四時散會したが、優勝者十二人には蝙蝠傘を賞として與へたことがある。斯うした體育尊重の校風は、普通教校がやがて文學寮となつても變化せず、京都内諸學校の對校競技に選手を送ることは、文學寮では相當早くより行はれたところである。從つて運動部を持つた學友會の出現は、先づ文學寮に期待さるべきであるが、明治二十八年十月頃、寮内學生一同の組織した乙未會は、卽ち斯うした機運の中に成立したのである。この十月文學寮では、陸上運動と水上運動とを合して運動部を作つてゐるが、それは乙未會の成立によるのであらう。乙未會の會則は今詳かにし得ないが、翌二十九年九月の頃には、端艇部・ベースボール部・新聞購讀部・演說部等があり、今學期より益々内容體制を充實して活動せんとしてゐる。因みに端艇部はこれより先同年七月下旬既に琵琶湖聯合競走會に於いて優勝した程である有力な存在であつた。

大學林に於いては、二十五年十月大學林尙志會なるものが組織され、各自獨立心を行ひ、道心を深くし、その議論を上下し見識を高め、品位を重んじ、社會の妖雲を拂ひ、教界の濁浪を清め、大に將來なすあらんことを目的とした。これも學生間の會合で學友會に似たものであるが、文學寮の乙未會に對立し得る會の生れたのは、更に後のことである。卽ち二十八九年の頃から學内一般の氣風が頗る運動に向ひ、學生間にもボート會・ベースボール會の如きが組織され、新しき服裝を以つて練習する風が盛んとなつた。こゝに於いてか、遂に學而會が結成された。學而會は二十九年九月大學林全體によつて組織されたもので、本會は會員を名譽會員・贊成會員・正會員の三種に分ち、本科生はすべて正會員となし、その主旨は大學林從來の弊風を排除し、健全なる道德・智識・體格を得て、大に將來に資せんとするもので、その事業としては、文章部・詩歌部・畫學部・新聞縱覽部・陸上運動部（ベースボール・器械體操・柔道等）、水上部（ボート・水泳等）の諸部を設け、委員二十五名を置いて事務を進捗せしむることゝなつてゐる。

二　高輪學友會

既に文學寮に學友會として乙未會の存したことを述べたが、明治三十四年六月九日高輪佛教高等中學の移轉開校式の行はれるや、その翌日講堂に於いて學友會の發會式を擧げた。その目的は學生と教職員との關係を親密ならしめ、智德體の三育を全うして本學特有の精神を涵養するにあるが、その組織は部を分つこと四、各部更に科を分ち、部に部長一名と理事二名を置き、また別に各級より委員一名を出して會議に與らしむる。發會當時の部及び科は次の如くであるが、その後、庶務部が置かれた。

第一文藝部
（一）閲覧科　新聞雜誌其他有益なる出版物の閲覧
（二）文學科　懸賞作文雜誌編輯等
第二講演部
（一）演説科　演説討論朗讀等
（二）講話科　講義説教法話等
第三武藝部
（一）撃劍科　（二）柔道科　（三）端艇科
第四運動部
（一）野球科　（二）テニス科

當時講演部は毎週土曜日演説會を開き、時々名士を聘して講演を乞ひ、毎月一日と十五日の御造夜勤行後には、學生を選出して説教を行ふ。武藝部は撃劍・柔道共日々行はれ、運動部では野球最も盛んで、テニスこれに次ぐ。本校の機關誌『高輪學報』は明治三十四年十月の創刊で、最初は隔月刊行であつたが、翌年一月より月刊となり、この發行主體は學友會で、文藝部に於いて編輯したのである。

學友會の事業としては、この外に法話會や慈善夜學校等があり、明治三十五年頃から開かれたやうである。法話會は毎月二回これを開き、外部より宗教的經驗の深い人々を招いて法話を聞く。求法倶樂部と本學講堂の兩所に開き、前者は校外者のために、後者は學生のためにしたのであるが、常に出席者は五十名を下らなかつたと云ふ。慈善夜學校は、その詳細明かでないが、一般に就學し得ないものゝために夜間これを開き、大學部の學生が教授したので、相當盛んであつたやうである。

また學友會の大會は春秋二回行はれ、降誕會も盛大に營まれ、世人の注目を惹いた。運動部は、斯うした大會には、餘他の學校との對抗試合を行ふことがあつた。學友會各部の中で、最も活動したのは講演部で、本學の性質上、屢々この種の會は開かれ、また外人が來演して英語演説の行はれることも珍らしいことではなかつた。夏期傳道の如きも、教授・學生の間に早くより行はれたところであるが、明治三十六年七月には、講演部の主催で近畿・北陸等を數班に分れて巡回し、併せて圖書蒐集や佛教會館建設の趣旨を傳達した。

學友會との關係は明かでないが、因みにこゝに記すべきは樂習會である。これは早く學生の間に發起され、音樂學校講師天谷秀が指導したもので、明治三十五年十二月四日、講堂に於いて發會式を擧げ、天谷秀や學生のオルガンの獨奏があつた。この會に對しては學校當局が便宜を與ふること多く、その後次第に發展し、翌年二月にはオルガン數臺を購入し、會員を聲樂部・器樂部に分ち、前者には會員二十三名、後者には三十名あり、唱歌・風琴使用法・オルガン練習等日時を定めて行つた。明治三十六年五月二十一日降誕會並に鏡如宗主傳燈の祝賀會の催された時、本科二三年の有志が沙翁の夏の夜の夢を上演して喝采を博したことがあるが、斯うした演劇や如上の樂習會の存在は、當時の本學々生の動向を暗示するものとし

て興味深いものがあらう。

三　壬寅會・學友會

明治三十五年四月佛教大學は佛教専門大學と改稱された。この時に當り、教職員並に學生及び卒業生等相互の親交を保ち、また本學氣風の刷新・本學特有の精神の涵養等を目的として組織されたのが壬寅會である。時に佛教専門大學壬寅會と稱したが、この後校名の變更の度毎に壬寅會に冠する校名も改められた。

創立當時の壬寅會は文藝部・講演部・運動部の三部より成り、會長には學長小山憲榮・副會長には監事岩橋興隆を推し、文藝部長に妻木直良・講演部長に吉村成覺・運動部長に高野長明等が各々就任し、また學生中から各部二人宛の理事を選出した。さて本會の結成は、本山の許可を得て發會式を擧げたのは、この年五月三十一日で、佛教専門大學講堂に於いて執行された。當日は教學執行武田篤初・學長小山憲榮・教授足利義山・前綜理赤松連城、其他の出席あり、また各々祝辭や訓辭があつて、本會の前途を祝福したのであつた。

佛教専門大學壬寅會總則

第一條　目的　本會は専門大學職員學生間の關係を親密にし、將來宗教界に立ちて有用の人物たらしめんが爲め、身體と才幹と資德との健全發達を期し、本學特有の精神を涵養すると共に、内外會員の氣脈を通じ、統一を圖るを以て目的とす

第二條　名稱　本會を専門大學壬寅會と稱す

第三條　組織　本會を分て文藝・講演・運動の三部とす

第一　文藝部を分て左の二科とす

二　閲覽科　二　文學科

第二　講演部を分て左の二科とす

一　演說科　二　講演科

第三　運動部を分て左の二科とす

一　テニス科　二　旅行遠足科

第四條　會員　會員を分て正會員・特別會員・賛成會員の三種とす

一　正會員　本學現在職員學生及び西山教校以來眞宗學庫に學籍を有するものに限る

二　特別會員　教學の事に功勞あるの士にして本會の推選にかゝる者

三　賛成會員　本會の趣旨を賛成し應分の寄附金をなす者

第五條　役員　本會に左の役員を置く

會長（一名）　副會長（一名）　部長（三名）　理事（六名）（但各部二名つゝ）

書記・主計（各一名）　委員（若干名）

第一　會長は現佛教専門大學長を推す

第二　副會長は現佛教専門大學監事を推す

第三　部長は會長の指名を以て職員中より之を選定し、其任期を一ヶ年間とす

第四　理事は學生中より正會員の選擧により之を定む、其任期を一ヶ年間とす

第五　委員は各級學生より若干名を互選し、其任期を一ヶ年間とす
第六　書記及主計は會長の囑託を以て本學の職員之に當り、其任期を一ヶ年間とす

第六條　責　任

第一　會長は本會諸般の事務を總括し、各部の規則を行はしめ、兼て金錢を監督す
第二　副會長は會長を輔佐し、諸般の會務を整理す
第三　部長は會長を助けて部員を統轄し、部則を執行し、會長の許諾を得て金錢の出納を主計に命ず
第四　理事は部長を助けて各部の發達を計り、庶務を整理す
第五　委員は本會に關する各級諸般の事務を擔當し、併て各部の決議を同級生に傳達す
第六　書記は會長の命に從ふて本會全部に涉る處の記錄に從事す
第七　主計は會長の命に從ひ、會計に從事し、且各部長の通牒を得て金錢を出納す
第七條　會　合　本會は每學年の初に於て總會を開きて諸般の報告をなし、本學紀念日に於て全部大會を開き、講演運動の二部に於ては每年一回大會を開く、但し時宜により臨時大會を開くことあるべし
第八條　會　費　本學教職員は在職中每月々俸の百分の一出金し、學生は每月五日迄に金拾錢を會費として本會主計係に納附するものとす、但特別會員は任意に若干の金額を本會へ寄附するものとす
第九條　會　計　本會通常費は正會員會費の幾分を以て之に充て、各部配當金は部費の多少に由り、每學年の初に於て部長及理事の決議を以て之を豫定し、各部大會の臨時費は正會員の會費及特別會員の寄附金其他有志の義捐金を以て之に充つ
第十條　資　格　正會員は隨意に各部の技藝を修むることを得、但各部特殊の規則に從ふことを要す
第十一條　給　料　本會の役員は總て無給とす、但書記及主計には報酬を與ふることあるべし
第十二條　制　裁　本會員にして本學の名譽を傷け本會の特性を損し、又は規定の條項に牴觸するが如き所爲ある者は、部長及理事の決議を經て會長に申告し退會を命ず

第十三條　部　則　本會各部の部則は各部に於て委員若干名を互選し、部長其會議長となりて之を起草し、會長の認可を受くべし
附　則　此總則の改正は、本會の部長・理事及委員の總會に於て、出席員三分の二已上の同意を經て、會長の認可を受くべきものとす

發會後間もなく、各部はそれ〴〵行事を開始し、活動に入つたが、翌三十六年二月九日初めて壬寅會臨時大會を講堂に開き、明如宗主追悼の讀經・法話・講演等があつた。而してこの時地方幹事の設置が決議されたので、翌三月には二十四地方の幹事を任命し、地方事務を囑託することゝなつた。この頃既に各部の活動は著しく、爾來新しく科や部の設けられるものあり、壬寅會としての發展には大に見るべきものがあつた。以下そうした各部の狀況を簡單に摘記しておかう。

先づ文藝部の構成は、閱覽科と文學科で、高輪の學友會文藝部と同じであるが、この部の主要な事業は『六條學報』の刊行である。この『學報』は本學同窓會の『會報』の發展したもので、壬寅會の成立と共に、同窓會より受けついだものである。『會報』『六條學報』發刊の由來は次下同窓會の項に述べる如くであるが、壬寅會文藝部の成立當時の初代部長は妻木直良で、學生側からは杉紫朗・八尋慈薰が理事として、これを輔佐した。然し、從來の『學報』は財政を顧慮しない大規模な編輯で大冊であつたので、間もなく經濟的破綻が生じ、また七月以來部長は病んで鄕里に靜養したので、漸く刊行が困難となつた。よつて三十五年十月・十一月は休刊の已むなきに至つたが、三十六年には內田宏道が新に部長に任じ、また一部には本誌存

續の要望が強かつた。さればこの年二月明如宗主の御葬儀參列のため同窓生の入洛し來るや、その手によつて、本誌維持金醵出の制が作られて、こゝに復活することゝなり、二月二十一日に第十七號を刊行した。その後、三月には特に學報部が設けられて、主として編輯に當り、庶務會計を別にした。かくて同窓生の維持金・學校の補助・學生の醵金等を財源として、その後は順調に刊行された。その初期は、原稿も多くは卒業の同窓生より投せられてゐたが、專門大學の發展、次いで高輪大學の合併等もあつて、凡そ三十八年の頃からは、原稿も多く學内で整へられるに至り、文字通り本學の學術發表機關として月刊され、學界に堅實な地位を占め來つた。本誌が文藝部の手によつて刊行されたのは、大正八年末までゝ、爾後庶務部に移されたが、それは更に後に至つて言及しよう。

講演部は本學の性質上早くより存し、壬寅會に先立つ學而會に於いても既に有力な存在であつた。從つて壬寅會の成立と共に、この部は重要視されたところで、毎土曜日に演說會を開き、地方にも出講し、月二回法話會を開いた。また三十六年九月二十一日には淳風會館で講演大會を開き、近來六條に於ける最も盛大なるものとまで稱された。然るに何故か、その後他の部に比して餘り振はなかつた如くであるが、明治三十八年頃より漸く挽回されて再び盛んとなつた。卽ち學内の講演會のみならず、外部への出張をも再興し、毎月數回二三人の辯士を市の内外に派遣して講演または說教を行つた。この出張講演は明治四十年には暑中休暇中も休まず行はれてゐるが、四十一年二月十九日には既にその回數七十一に及び、四十五年二月十五日には第二九六回を行つて居り、更にその後も繼續されてゐる。

元來本學には古くより講演部としてゞはなく、本學として傳道旅行をなす如きことあり、既にそれは明治三十年代よりあつたことであるが、四十一年四月三科制度が布かれ、第二科が將來の布敎家を養成することを目的とされたについて、一層本學の布敎講演は盛んに行はれた。たとへば明治四十一年四月九日より豫修された大谷の宗祖六百五十回大遠忌に於ける傳道、同十一月二十一日より行はれた本山の戊申詔書渙發紀念傳道への參加、乃至四十三年七月十五日の韓國臨時傳道學生班の渡鮮、翌四十四年三月十六日よりの本山宗祖大遠忌の傳道布敎等、數へ來れば本學としての大規模な傳道・講演・布敎が屢々敎職員及び學生の手によつて組織され實踐されてゐる。斯うした雰圍氣の中にあつて、講演部の發展躍進は云ふまでもないことである。明治四十年代の講演部の行事について先に一言するところがあつたが、更に當時のこの部の氣慨を示す一二の事實を例示しよう。

明治四十四年十一月二十九日、市議事堂に於いて關西學生雄辯大會を主催開會した。當時としては講演部の獨力企圖になつたこの擧は、廣く一般の注目を引いたもので、新聞紙はこれを最近に於ける敎育界最大の事業とまで稱揚して報道したと言ふ。午前八時理事綿川況城の開會の辭についで八名の講演あり、午後は一時再開して十三名が雄辯を振ひ、部長森川智德の閉會の辭を以つて式を閉ぢた。本學よりは武田利見梅原眞隆・佐々木憲德等が出演したが、餘他の出演學校は關西に於ける大學・專門學校・高等學校等十七

校に及ぶ當時としては大規模なもので、聽衆は前後二回を通じて無慮二千三百と稱された。この後この種の大會は、この部としても屢々開催し、また他校にも催されて本學からも辯士を送つた。

關西學生雄辯大會と共に、當時の講演部の一面を推察すべきものは『熱吾』の出刊である。卽ち大正元年夏講演部では各所の雄辯大會や學生大會に、部から出演した辯士の演說原稿を蒐めて『熱吾』と題して出版することゝなり、この年夏中休暇には理事綴川滉城が在京してその編輯に當り、十月に至つて刊行された。四六版假綴二百五十頁、興敎書院の發兌で、內容は次の如くである。

眞風の興隆	杉　榮　朗
輕便の宗敎	西谷順誓
現代の宗敎的感味	梅原眞隆
現實の宗敎	武田利見
隱れたる努力	綴川滉城
意義ある生活	玉置韜晃
裏づけられたる生の味ひ	原田順圓
新綠の幽景	西光義遵
醒めたるもの、群れ	法山隆文

附錄・講演部活躍史・雄辯大會記事

運動部は、創立當時はテニス科と旅行遠足科とであつた。就中一般的なものは體力の强健化を主眼とする旅行遠足科で、發會間もなく三十五年六月十三日には、運動部として敎職員學生等石山に一泊旅行し、翌三十六年十月三十一日より叡山・鞍馬・石山・瀨田川・宇治・八幡・柳谷・西山・愛宕等に二泊三日の旅行を行つた如きは、早いこの科の行事であり、この後にも時々この種の旅行遠足等が催された。庭球は當時一般に盛んで、學生の間にも好んでこの技が練られたものである。テニス科は創立以來かなり盛んであつて、明治末年までこの科は京都學生間では相當有力な存在であつた。壬寅會創立の翌年九月に至り、運動部に柔道科が新設され、新敎場階下に道場を造つたが、翌年十月頃磯貝一が師範となり、次で宮川三段が迎へられ、練習も盛んであつた。斯うした間に學生間にも有段者が現れるに至つたが、中にも國武慈恩の如きは、四十二年五月頃には二段として諸方に轉戰して常勝し、關西青年柔道界の覇者とまで稱された。この外にも有段者があつたが、かくの如き柔道科の盛況は、やがて柔道部獨立の機運を醸成した。四十三年二月壬寅會は會則を變更して、運動部には庭球科と野球科の二科を置き、從來の柔道科は柔道部として別立せしめた。國武二段は次いで三段に昇格し、四十四年十二月には柔道部助敎として學生の指導にも當つたが、この頃道場は新築された。四十三年二月に新設された野球科は、この年五月十六日平安中學校庭で發會式を擧げたが、この後太秦に運動場を造り、明治の末より大正の末年までこゝを練習場とした。大正二年九月二十六日例年の部長・理事等の改選に當り、會則の變更を行ひ、運動部の名稱を廢し、庭球・野球の兩科を各々分立せしめて庭球部・野球部となした。而してこの時ピンポン部を新設し、庭球部に附屬

せしめたが、この部は翌年より大に擴張を行ひ、學外への遠征をも試みてかなり活動した。また三年六月には相撲部を設けて柔道部に附屬せしめた。柔道部の道場は、翌四年新敎室の南に新築され、二月十一日に落成式が擧げられた。この建築は、元來學生協議のところとして造られたものであるが、中途變更して柔道部道場とされたのである。この年相撲部にも相撲屋形が建てられてゐるが、この年の降誕會記念の相撲は、破天荒と稱される盛況であつて、爾來降誕會の有力な行事となつてゐる。この頃は、京都相撲界の大關とされた磯風を招いて師範としてゐた。相撲部が柔道部より分れて、獨立したのは、大正八年六月のことである。

日曜學校・宗敎々育の研究が、壬寅會の事業とされたのは、大正六年からのことである。然し本學々生が、この種事業に關與したのは、更に以前からのことである。即ち明治四十年度本科第二年學生が組織した曙光倶樂部は、日曜學校・出張講演・講話等を事業とせるものであつて、結成後半歲を經た明治四十年五月五日淳風會館に於いて大會を催し、日校生徒の唱歌や名士の講演等を行つたことがある。宗敎々育に學生が關心を持つたのは、この倶樂部が早い例であると思はれるが、この後次第にこの種の事業は發展した。されば明治四十三年二月頃には、本科二年は六角堂の京都日曜學校に於いて、また本科一年は京極平等講の起信日曜學校に於いて、毎日曜各七八十名の兒童を集めて宗敎々育を施してゐるが、同年八月頃には市の内外に日曜學校（少年會）を開いて居り、またそれに必要な佛敎唱歌も學生の手によつて編纂されてゐる。この翌四十四年三月十六日より十日間修行された宗祖六百五十回忌には、學生の經營せる日校の活動は著しく、道光日校は法要の前後、施本傳道・讃歌傳道等を行ひ、起信・京都・深草・久遠等の四校は聯合大會を催し、お伽話大會・旗行列等を行つて兒童宗敎々育の必要を一般に認識せしめた。

かくて大正四年七月十五日本山は御大典記念として日曜學校規程を發布し、この事業を組織化したについて、一般に日校經營は盛んとなつたが、斯うした機運は遂に壬寅會に宗敎々育研究部を成立せしめた。それは大正六年四月のことである。即ちこの四月八日壬寅會宗敎々育研究部主催として京都佛敎日曜學校聯合の釋尊降誕祝賀花祭りを行つたが、五月一日には講堂で、この研究部の第一講座が開かれ、谷本富が「兒童の宗敎々育について」講じた。秋の集りもこの後間もなく行はれ、花祭りと共に爾來この部の重要な年中行事となつた。この部は日曜學校の經營と共に、音樂科・實習科の二科を作つて音樂やお伽話の練習を行つた。音樂科はこの六年十二月四日より毎週火曜日を練習日と定め、オルガンの練習から聲樂等に及んだ。また實習科は同八日に第一回の實演として法話・お伽話・讃佛歌敎授等が行はれたが、その後主としてお伽話の實習を行つた。かくて研究部は漸次發展し、大正八年十月にはこの部關係の日校は市の内外に十八校あり、研究部員は七十餘名に及んだ。この部が日校部と改稱したのは、大正十年六月のことであり、更に十四年九月宗敎々育部と改めた。

明治三十八年五月十三日壬寅會總會の席上、庶務係を置くことに決し、選擧の結果湯次了榮・中島慈照

が當選した。次いで翌三十九年これを庶務部と改め、會計事務並に本會諸般の事務を總括することゝなつて、爾後繼續された。この部が總務部と改稱されたのは大正十二年十二月であるが、これより先、大正九年劍道部・弓術部・山岳部はこの庶務部の附屬として成立し、またこの年一月文藝部から『宗教と藝術』の刊行されるや、『六條學報』は庶務部から發行されることゝなつた。從來『六條學報』には、學内の文藝作品も揭載されたが、本誌の主體は研究論文にあつた。それで明治四十一年六月文藝同好會が組織され、また『六條文學』を廻覽したこともあつて、一二年繼續した。その後大正に入つてからは、學内の文藝熱は次第に盛んとなり、その作品は、時に學外の雜誌に投稿することもあつたが、こゝに機緣熟して『宗教と藝術』の刊行となつたのである。それで『六條學報』は庶務部から刊行されることゝなり、學内の異常な發展に相應するため、十一年十一月頃より改題の議が起り、翌十二年二月二十八日『佛教大學論叢』と改め、隔月發行とした。而してこの十一年五月本學が昇格し、龍谷大學と改稱するや、本會また龍谷大學壬寅會と稱し、本誌も『龍谷大學論叢』と改めた。

大正十年十二月應援團を總務部の附屬としたが、十二年六月劍道部を總務部より獨立せしめ、音樂部を總務部に附屬せしめた。更に十三年六月、弓術部・洋樂部は總務部より獨立し、卓球部は庭球部より獨立した。而してまたこの年端艇部・馬術部を新設し、邦樂部を總務部に附屬せしめ、翌十五年六月には陸上競技部及びスキー部を附屬とした。

大正十五年は、宛かも壬寅會創立二十五週年に相當するので、五月二十一日宗祖降誕會並にその記念祝賀式を擧行した。而して六月二十三日の總會の席上、壬寅會の名稱を改めて學友會となした。當時本會は總務部・文藝部・講演部・宗教々育部・庭球部・野球部・柔道部・相撲部・劍道部・弓術部・洋樂部・端艇部・馬術部・卓球部の十四部と、總務部附屬の論叢社・山岳部・邦樂部・應援團・陸上競技部・スキー部等あり、會長一名・副會長一名・部長十四名・理事二十名・評議員三十九名・應援團長・副團長三名あり、會員は賛助會員一〇二名・正會員八四八名に布び、大正十四年の歳費は金貳萬圓を超えてゐる。

昭和二年一月京都日々新聞は五千號記念として旬刊の學生版を刊行し、本學よりも學生委員が編輯に參加した。この委員と、前年來本學同窓會より刊行中の『龍谷大學時報』の同人との間に、本學の新聞發行が議せられた。而して二月一日學生間に新聞研究會が成立し、同窓會の『時報』の編輯に携り、この年五月『時報』第十五號よりは、紙面も新聞紙型となし、内容も刷新され、十一月には社屋を學内の一隅に建て、また講演會を催す等新聞思想の普及につとめた。この後『時報』は再び小型となつたが、翌三年六月には來る十月以後の『時報』は同窓會の手を離れて學友會の手に移ることが決定された。而して十一月遂に學友會に新聞部が新設され、十一月二十五日『時報』第三十號より『龍谷大學新聞』と改題し、月二回刊行となつた。爾來この部にも隆替はあり、回數や紙型に變化があつて現在に及んでゐる。また昭和三年二月五日城崎神鍋山スキー場に於ける第一回全關西學生スキー選手權大會には、本學スキー部が優勝し、次いでこの

部は總務部の附屬から離れて獨立した。更に五年五月には劇研究會が成立し、宗祖降誕會に第一回の上演を公開したが、この頃また映畫研究會も誕生した。而してラグビー部が總務部の附屬となつたのも、この年九月のことである。

學友會の會費は、大正十一年昇格當時年額金二十四圓であつたが、昭和二年六月金二十圓に、同四年四月金十八圓に減額され、更に九年九月金十五圓となつた。これは學友會に對する學生側の批判の結果であつて、一部には學友會を解散し、倶樂部制となすべしとの說も行はれた程である。從つて學友會としては一部部員の獨占より學生大衆への普遍化が企圖されねばならなくなつた。從來學友會では、每年旅行を行つて來たが、昭和六年これを廢し、十一月四日より五日間第一回學生週間が催され、各部は一般學生の參加を歡迎した。この後學友會の旅行はまた復活されたが、學生週間は今に繼續してゐるのであつて、このことも如上の學友會普遍化の一顯現であつたのである。また翌七年十月役員總會の席上、各部の豫算は削減され、その剩餘金を以つて、共濟部設立の第一步として、學生課を通じて貧困學生の救濟が企圖せられた。更にこの時、從來學友會から發行し來つた『龍谷大學論叢』と『宗教と藝術』とを廢し、新に學藝部を設け、機關誌として『龍谷文苑』を刊行することを決定した。『文苑』の編輯は『宗藝』時代の理事を廢して部員制となし、また學長・學監・各學會代表敎授一人を顧問とすることを定めた。同じくこの時の總會で、同窓會の寄附、學友會年々の積立等による學友會館設立の件を促進するため、委員會を作つた。會館設立資金の積立はこの後も繼續されたが、建設は容易に實現しなかつた。因みに、昭和十一年十一月新圖書館の完成するや、舊圖書館を學友會の事務所に充て、現在に及んでゐる。

永い間壬寅會・學友會から刊行された『龍谷大學論叢』は、右の如くにして、學友會から存在を消したが、元來本誌は本學の代表的な研究發表の機關であるので、何等かの形に於いて繼續されねばならなかつた。かくて成立したのが、龍谷學會で、七年十二月一日眞宗學・佛敎學・史學・印度學・支那學等の學會員四百五名の支持によつて發會し、翌八年二月下旬『龍谷學報』の名に於いて『論叢』の號數を繼續し、年三回發行として、第三〇五號を續刊した。然しこの後情勢は變化し、全學生が會員に加はり、學友會から年々一定の金額を提供して、これを購讀するの制となり、また一年三回を四回刊行に改めて、現在に至つてゐる。

昭和八年六月三日開かれた學藝部主催の座談會以來、文化部設立の機運が急に動き初め、同十四日第一回の會合を行つて文化會の會則草案が作られた。卽ち學藝部・新聞部・美術部其他四つの會がこれに參加して學友會に附屬し、文化的活動を通じて、學友會の目的を遂行せんとするものである。この文化會は、やがて文化部と改め、委員は學友會理事これを兼ね、幹事は各部より選出された。而して九月二十六日の評議員會に於いて、ラグビー部・競技部の獨立と共に、文化部の設立が可決され、次いで禿氏祐祥部長となり、文化部理事として五名が選擧されたが、この部に屬する會は、學藝部・新聞部・音樂部・美術部・映畫研究會・劇研究會・カメラ倶樂部・エス語會・文化研究會等で、十月二十六日華頂會館に於いて、第一

同文化大會を開催した。『龍谷文苑』は刊行の後『龍谷文學』と改題續刊したが、九年十月に至り、その内容の一部から問題が起り、發行を停止された。こゝに於いて十月十二日の緊急評議員會が開かれ、遂に學藝部は廢止されることゝなり、學友會から失はれることゝなつた。

然しこの後『龍谷文學』復活の機運は次第に動きつゝあつたが、十年十月十九日の豫算總會の席上、學藝部を復活して『宗教と藝術』を刊行することゝなつた。而してこの時また美術部・カメラ部も獨立し、新聞部は別立して、事實上文化部は解散された。かくてこの大勢にして學友會は現在に及んでゐるわけであるが、學友會の現狀は凡そ次のやうである。（昭和十三年六月）

所屬の部

總務部・講演部・柔道部・庭球部・相撲部・學藝部・新聞部・艇道部・弓道部・野球部・端艇部・洋樂部・馬術部・宗教々育部・スキー部・陸上競技部・ラグビー部・美術部・カメラ部

右の外總務部には、應援團・邦樂部（都山流尺八部・琴古流尺八部・巷巷部）・エスペラント・映畫研究會・劇研究會・水泳部・射撃部等附屬す。

役員

會長・副會長各一名　部長二十名　理事二十五名　評議員二十四名　應援團長一名　同副團長二名

賛助會員　一二六　正會員　一〇五〇

豫算　一八三三五圓

四　同窓會

大學林例の發布されてより歳月を經ること十三、明治三十二年の頃には、その卒業者の數漸く四百に近く、教界一方の勢力を形成するに至つた。されば同窓會設立の機運は動きつゝあつたが、色々の事情のため容易に實現しなかつた。然るにこの三十二年夏有志の熱誠によつて同窓名簿が編纂されるや、俄然その議が强くなり、十月には同窓會の結成が有志の間に計畫されるに至つた。乃ち大學林高等科及び本科生の中より創立委員を選擧し、幾度かの集合に會則及び方法等を討議し、また改めて幹事及び委員を選び、十一月初旬には地方散在の同窓にその旨趣を傳へた。かくて十一月十一日午後一時より講堂に於いて開會式を擧げたが、當日は朝來學內裝飾を施し、號砲を以つて式を開き、田島敎惠の樂隊の一行オルガン及びピアノの合奏・君が代三唱の後、祝電二十餘通の披露、本科生・高等科生及び在京會員等の代表の祝辭あり、次に會員護城惠猛開會の旨趣を述べ、更に副會長前田慧雲・來賓藤島了穩・會長赤松連城等の演說あり、式後食堂に於いて立食・餘興等あつて午後五時散會した。當時定むるところの會則は次の如くである。

大學林同窓會々則

第一條　本會は大學林同窓會と稱す

第二條　本會は明治二十一年大學林例發布已來の本科卒業生並現在學生を以て組織す

第三條　本會は大學林同窓生の和親を圖り、其勢力を統一し、本林の面目を發揮するを以て目的とす

第四條　本會は毎年四回機關雜誌を發刊す
第五條　本會は春秋二期京都に於て總會を開く、但し時宜により臨時會を開くことあるべし
第六條　本會は本部を京都本願寺大學林内に置き、支部を各府縣に設く
第七條　會員を分て名譽會員・特別會員・正會員の三種とす
第八條　名譽會員及特別會員は正會員の推薦によるものとす、但し本林に關係あるものに限る
第九條　正會員中二種を分ち、本林卒業生を以て甲種會員とし、現在學生を以て乙種會員とす
第十條　本部には左の役員を置く
　正副會長　各一名　大學林正副綜理を推薦す
　評議員　若干名　特別會員中より推薦す
　幹事　若干名　在京の甲種會員中より選任す
　委員　若干名　在京の正會員中より選任す
　會計　二名　在京の正會員中より選任す
第十一條　本會の經費は、會費と有志者の寄附金とを以て支辨す、但し會費は別に之を定む
第十二條　支部には幹事一名を置く
第十三條　會員にして本會の面目を汚すの行爲ある時は、役員の決議を以て之を除名す
第十四條　本會の規程は、本會總會に於て出席會員過半數の可決を經るに非れば、變更することを得ず

この時選ばれた役員は會長赤松連城・副會長前田慧雲・幹事光明正音・編輯護城惠猛・妻木直良・姫宮大圓・高木丹成・渡邊搖謙、會計江田常照・新開普行、庶務前田德水・吉田隆道・梁瀨齊聖等である。

この後總會等は、大體會則通り實行されたやうであるが、本會の機關誌は『會報』の名に於いて、この年十二月三十日附で創刊された。内容は、會說・論議・思潮文苑・敎務大觀・其他彙報等菊版四十六頁で、編輯には妻木直良・高木俊一等主としてこれに當り、富井隆信・藤田順道・花田衆甫・紀開藏等が論議や思潮に執筆してゐる。この『會報』は當時としては、本學の學生・同窓の輿望を負つて刊行されたもので、後の『六條學報』はこれの發展したものに外ならぬが、同窓會の文化的事業として、先づ第一に注意すべきものであるから、次に本誌發刊前後の消息を記しておかう。

元來、本學々生の文學・論文等については、明治二十年定むるところの本學規則には、新聞掛があり、學生一名その任に當つた。これは學内に到着する新聞を整理し、これを閱覽に供すると共に、また學生の新聞への投稿を取り扱ふもので、優秀なものには學校より賞與を出すことになつてゐる。然し別項叙述したやうに、大學林内に傳道會が生れ、その機關誌に『傳道會雜誌』(傳道新誌)が刊行されると、その編輯には學生も携つたし、また論稿をも投じたのである。凡そ斯うした時代が、明治二十年代から三十年の初頃まで續き、その間學生側からは、この傳道會の雜誌を、研究雜誌化せんとの主張が强かつたが、本誌の幹部は寧ろ布敎雜誌として賣行をよくせんとし、屢々編輯方針について論議された。然し三十年の初頃から、學生間にも本誌への關心が次第に薄くなり、また本誌は漸く布敎雜誌として、旗色を鮮明にして、やがて本山布敎會に攝せられて『布敎叢誌』となつたのである。斯くの如く推移しつゝあつたから、大學林同窓會が成立し、『會報』第一號が創刊されると、在學生及び一部の同窓卽ち大學林高等科學生は、これに多大の期待を

持ち、年二回刊行して三十四年七月第五號に及んだ。然るに、翌三十五年四月を以つて、佛教大學の學生はすべて卒業し、本學は制度を改めて佛教專門大學となり、新入生を以つて組織されることゝなるので、三十四年十一月下旬同窓會委員は『會報』の進退を相議したが、赤松會長（綠理）岩橋興隆（監事）等は、佛教專門大學も學術の系統を同じくするのであるからと云ふ理由で、その學生をも團結し、大學の機關誌として『會報』を用ふべきことを說いた。こゝに於いて維持金の募集を始め、誌名を『六條學報』と改めて、第六號より續刊した。これは學說・評論を內容とする純學術雜誌として編輯され、月刊の豫定であるが、頁數百四十、當時としては珍らしい大冊で、國內には雜誌『太陽』以外に比肩すべきものなしとまで稱された。而してその衝に當つたのは、主として妻木直良であつたが、これは一面に於いて、當時同窓會が漸く不振に陷らんとしつゝあるを挽回せんとし、また他面にはこの年十月刊行の『高輪學報』に對抗せんとしたものでもあつた。かくて翌三十五年一月第七號を出し、順次續刊したが、この四月大學の制度は更改され、『會報』以來支持して來た高等科生は全部卒業し、全くの新入生によりて佛教專門大學が組織されるので、『學報』の進退がまた問題となつた。然しこの年五月壬寅會が成立し、『學報』はその文藝部によつて繼承されることゝなつて、この問題は解決したのであり、その後の消息は既に前節に述べた通りである。

これより先、文學寮には既に同窓會があり、普通教校以來の同窓を糾合して隱然教界に於ける一勢力を形作つたのであつたと云ふが、その詳細は文獻を逸して明かでない。それはともかく、文學寮が佛教高等中學となり、更に高輪佛教大學となるに及んで、文學寮同窓會また改造さるゝことゝなつた。卽ち明治三十五年一月六日大學三年級は懇話會を開き、同窓統一のことについて熟議するところあり、その結果東京佛教大學同窓會を創設することに決し、要目數條を決定した。次いで十七日右の協定により監事一名・評議員五名を選擧し、更に二十五日夜役員會を開いて會則を制定した。卽ち本會は東京佛教大學出身者の交情と團結とによつて、教界に於ける一勢力を形成することを目的とし、東京佛大三年生及び卒業生を正會員とし、特別會員は評議會の決議によつて定めるが、これは多く本學の教職員である。また普通教校・文學寮及び佛教高等中學の最上級を卒業せしものにして本會の照會を承諾せる時は、これを正會員とする。更に會長一名・監事一名・評議員五名を置くが、會長は特別會員より推選し、監事・評議員は在校會員よりこれを選ぶ。その他詳細會則を決定したが、この時會長は勿論酒生學長が就任した。また二月十九日普通教校等前身學校最高級卒業生百十九名に書を發して會員の承諾を求め、その後續々返信を得た。『高輪學報』第五號以下にはそれによつて卒業同窓の近況を報じてゐる。その發會式は、この年六月二日午後三時より芝三緣亭で開催された。かくて高輪の東京佛教大學同窓會は成立し、爾後繼續した。

大學林に發會した同窓會は、その後永續され、明治三十八年八月「私立佛教大學同窓名簿」を作製し、これを『六條學報』に揭げた。それには教職員二十二名、卒業の會員二百四十名を錄してゐる。

これより先三十七年四月東京の高輪大學と京都の佛教專門大學とは一に統合されて、佛教大學が成立し

た。元來本派の學界には、舊學林の系統と西山教校・普通教校等の系統との二流があり、ともすれば相反目し、感情的に圓滿を缺く傾向がないではなかつた。然るに今や兩者は統合されたのであるから、兩者卒業生の融和が企圖されるに至つた。三十九年十月の頃佛教大學長薗田宗惠を初め、赤松連城・伊井智量・熱田靈知・野々村直太郎・山内晉卿等及び東京の本願寺教學出身者等とによつて組織されたのが、佛教大學學友會である。これは學林・教授校・大教校・眞宗學庠・普通教校・大學林・文學寮・佛教高等中學・高輪佛教大學・佛教專門大學及び現佛教大學に關係ある教職員と學生とを以つてこれに入るべき資格者と定め、互にその交誼を溫め親睦を圖らんとして、十月三十一日右諸氏の會合となり、規則の大體を定めた。卽ち如上の目的の下に佛教大學々友會を組織し、本部を佛教大學内に置き、右の諸學校關係の教職員學生を會員となし、就中名望家を名譽會員に推し、會員は入會に際し金一圓以上を納附し、一定の會員章を交附する。また毎偶數月の十八日には例會を開き、毎年安居開催中には一度總會を催す。更に役員として總裁・副總裁（共に派内連枝を推戴）・會長（佛大學長）・副會長（佛大監事）・其他顧問・評議員・幹事・會計幹事等を置く。かくて十二月十八日午後二時より本學に學友會初會を開いたが、發會式は色々の事情で遲延して、漸く翌年五月十九日午後二時より講堂に於いてこれを擧行した。當日先づ總裁淳淨院連枝及び副總裁梅上尊融の式辭・薗田會長の告示・大沼副會長の會務報告あつて式を終へ、更に茶話會を開いて互に快談したが、また渡邊哲信・前田慧雲等の講演もあつた。右の如くにしてこゝに學友會は發會されたのであるが、永續しなかつたもの

ゝ如くで、その後の消息は絶えて明かでない。

さて佛大の同窓會は、この間依然繼續されたことは勿論であるが、その活動は餘り明かでない。然し大正三・四年の頃から、大會の開催や會則の更改等あつて、漸く活氣を呈して來た。大正四年七月の頃會員名簿の編纂も着手されてゐるが、この七月二十五日には大會が開かれ、席上會長に學長薗田宗惠を推し、また會則を改めて、會員を佛教大學卒業生並にそれ以前西山教校以來の同窓生となしてゐる。またこの後大正十年九月には會員名簿が作製された。

現在の同窓會の體制の整備されたのは、多く昇格以後のことである。大正十四年十一月十八日大會の席上、從來職制のみ存して實行されなかつた委員の選任をなし、各方面に三十四名の委員を定め、就中五名を幹事とした。またこの時『龍谷大學時報』の刊行が決議され、翌年一月二十日附で創刊された。四六倍版十二頁で、毎月一回刊行とし、母校と同窓との聯絡・同窓間の友誼を厚くすることを目的とするものである。然るに、既に前節に述べたやうに、翌三年二月學生間に新聞研究會が生れたので、事實上この編輯・發行はその手に委ね、次いで學友會の經營に移され、六年十二月から同紙附録として『同窓會版』が刊行された。

昭和二年五月七日、明如上人二十五回忌修行に當り、同窓の上京を機として大會を開催したが、その際同窓會館の建設と和洋法服共通の會員章制定の件を可決した。この年十一月十七日の大會に於いて、春秋

二回大會を開催すること、會館設立費を會員より募集すること等を定めた。次いで同年十二月二十五日本學の移轉促進について檄文を會員千六百名に頒布し、移轉問題の先鞭をつけた。また三年三月十二日の委員會に於いて、會則が變更され、「西山教校以來龍谷大學に至るまでの卒業者並に嘗て在籍せしものにして、本會の趣旨に賛成せるもの」を擴大して、「西山教校以來の卒業生並に在籍者」と改めた。更に五年五月十八日の委員會では、右の嘗ての在籍者には、入會承諾を求め、入會金を徴收することゝなし、これを實行した。同窓會館の設立は右の三年三月の委員會では、場所は大體構内西南隅と豫定し、建築基金の額も定めたが、更に五年六月十日の大會では會員の醵金二十五萬圓と豫定した。移轉促進の運動も前述の檄文頒布以來繼續され、殊に五年六月十日の大會には、移轉促進の決議をなした程である。これ等運動は猶暫し續けられたが、共に四圍の情勢の變化から、遂に實現せずして無期延期となつた。

昭和七年六月十四日の委員會に於いて、年來の懸案であつた會員章及び輪袈裟を、勝如上人の傳燈奉告會記念の意味をかねて作製することに決定した。而して翌八年一月の頃に至つてこれが完成した。會員章は純銀燻の中央に母校の紋を黄金色を以つて現はし、疊袈裟また母校を象徴する圖案を施した。同八年一月八日本山より疊袈裟制定について次の如く認可布告された。

今般龍谷大學出身者疊袈裟別記之通相定む

（別記）

色目	地合	地模様	紋章	紋數	紋徑
錆茶	堅地	金茶・龍大・龜甲	白紋六ツ藤	二	一寸六分

昭和九年春本學圖書館の新築が集會を通過して、愈々實現することゝなると、同窓會はその資金の一部醵出を擔當した。この件について初めて委員會を開いたのは、九年二月五日であるが、その後何回か會合して議を練り、一面ではその實現促進のために一般輿論の喚起につとめ、また一方では寄附金募集にとりかゝつた。而して七月三日の大會には、新築完成促進の決議をなし、次いで十年四月明如宗主三十三回忌嚴修に際して地方同窓の上京を機とし、四月十五日本學講堂に於いて、物故恩師同窓追悼會を營むと共に、同夜大會を開催して圖書館完成援助のため同窓會員各々醵出の金額を決定し、更に五月十四日には、寄附金募集方法について、各地方別に有力者に依頼して具體的方策を講じた。かくて寄附金も相當の額に達し、圖書館新築資金の、一方に於ける有力な財源を提供したのである。

現在同窓會は、學長を會長とし、首席學監を副會長とし、若干名の委員あり、幹事は委員中より互選してゐる。而して西山教校以來龍谷大學に至るまでの卒業生及び在籍者を正會員とし、本學現職員を賛助會員としてゐる。かくて會員の數は凡そ四千名を超えてゐる。毎年會報を發行して、諸般の事業・會員の動靜・會計の報告等をなしてゐるが、また一年二回京都に於いて大會を開く。『會員氏名錄』は、最近では昭

和九年十二月刊行されてゐるが、その後毎年追加を發行して、現在に至つてゐる。

第四十四章　學校時代の宗學

一　大教校・大學林時代の宗學

わが三百年の學藝史上、明治以後の宗學界ほど變化の多いものはない。學林後期の宗學の如きは六十餘年に亘る長期間、殆んど同一の傾向を以つて學事が進められ、僅かにその最後に至り明治維新の社會的變動の影響を受けて、如何にこの事態に對處するかに惱むことになつたが、それ以外には別に變化もなく至極單調なる歩みを續けて來たのである。然るに學校時代に入るや、わが學林は目まぐるしき社會の變動に如何に對應するか、換言すれば從來の傳統的宗餘乘の內學の上に、時代色を帶びた國學・漢學・洋學等の普通學（外學）を如何に取込むかといふことが、學校經營上の重大なる問題となつて來た。その結果、學校の制度は屢々改變せられたが、宗學も亦時代の影響を受けて著しき變化を示し、わが宗學史上、この時代ほど學問の態度方法に著しき變革を來したものはない。然もその宗學の變革が、大體に於いて、學校制度の改變に應じて進められてゐることは、制度と學問が相互に相影響して、切離すべからざることを示してゐるのである。それ故にいま學校時代の宗學を概觀せんとするに當り、先づ學校制度の改變に依りて時代を區劃し、その區分に應じて宗學の傾向を叙述したいと思ふ。

學校制度の變遷に依つて、時代を區分すると、明治八年より三十三年に至る大教校・大學林時代が先づその第一期をなすものである。この時期は時代の進運に伴ひ、外學の必要を認め普通學を學庠に取入れながら、その反面に、學庠はあくまで內典專門の道場であらねばならぬといふ思想があつて、兩者は融合せんとして融合し得なかつた時代である。それが爲に、明治八年學校制度の創設とともに設けられた普通學科は、やがて西山敎授校として學庠の外に置かれ、これが更に普通敎校と姿を變へ、文學寮と轉じ、高輪大學となり、常に學庠本校と關係を保ちつゝ、而も外部に置かれてゐたのである。この時代に於ける宗學は學林後期の宗學の連續として、聖典の訓詁的研究及び論題的研究をその主流としながら、外學の影響を受けて漸く歷史的研究・體系的研究の傾向を萠し初めてゐる。

明治三十三年四月大學林を佛敎大學となし、文學寮を廢して佛敎高等中學とし、同九月佛敎高等中學を東京芝區高輪臺町に移した。而して三十五年佛敎大學を佛敎專門大學、東京高輪の學校を高輪佛敎大學と改稱し、越えて三十七年從來の佛敎專門大學・高輪大學を廢し新に京都に佛敎大學を開設した。この時の規則によれば講座制を採用し、敎授法も從來の訓詁的方法を避けて組織的開發的ならしめ、且つその講座表によれば宗乘・餘乘の外に哲學・宗敎學・史學・科學を設け、內外兩學を並び修せしめ、而も內學を中心として外學を統べて行かんとするの方針に向つて來たのである。これ以後大正十一年に大學令に準據す

る龍谷大學の設立となるまでに、多少の變更がなされたが、大體は同樣の狀態を繼續したのである。この頃の宗學は前期の後を承けて訓詁的論題的の研究が依然として爲されてゐるが、それは最早宗學の主流ではなく、宗學の大勢は餘他の學問の影響、殊に哲學・史學等の影響を受け、體系的歷史的研究に占められることになつた。

大正十一年佛敎大學は文部省より大學令に依る單科大學の設立認可を受け、龍谷大學となつた。それと同時に從來の餘乘は佛敎學と稱し、宗乘は眞宗學と名づけられ、學としての宗學の建設を意圖せられるに至つた。

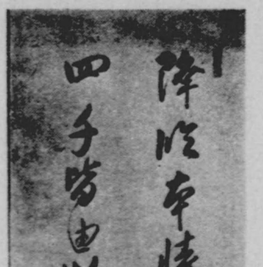

善譲筆蹟　ここに學の自由が叫ばれ、敎權と學問との交涉が問題となり、學界に幾多の新らしき問題が提供せられることになつた。

學校の制度更改に照合しつゝ、宗學の動向の變化に依り、時代の區分をなせば大體以上の如くなし得ると思ふ。

明治八年より三十三年に至る二十六年間、卽ち大敎校大學林時代の安居に、本講を勤めたる學匠を擧げると、針水・玄雄・大周・無涯・善讓・宏遠・慶忍・道晃・宣界・峻嶺・得隣・靑象・印順・圓月・吐月・得聞・芳流・義山・憲榮・隆英・好堅・聞精・鮮妙である。この中、玄雄・大周（一名大安）・善讓・宏遠は前期に於いて旣に安居本講を經歷せる一派學界の長老であつて、玄雄は明治十四年に、大周は十六年に、善讓は十九年に、宏遠は二十三年に歿してゐる。この前代より引續いての老匠を除いて、如上の諸學匠の中より特に注目すべきものを擧げると針水・圓月・義山・憲榮・聞精等で、この中針水・義山・憲榮は本學の學校長に就任し、聞精またその敎授に任じて尤も因緣が深かつたのである。

原口針水は髙潭と號す。初め得慶と名け後今名に改む。文化五年肥後國山鹿郡內田村光明寺に生る。幼にして父及び叔より學を享け、二十二歲始めて遊方を試み、慶恩・都西・到徹等の講肆に列し、後曇龍に謁してその行信の說に服し遂に社中に加はり、爾來十年間函丈に侍し宗學及び國學を傳習した。弘化三年長崎に遊び、外敎師に就いて耶蘇敎の大意を學ぶ。慶應三年司敎となり、明治六年勸學に陞る。二十四年七月大學林綜理となり、二十六年寂、年八十六。見敬院と諡せらる。師は慶應の頃より學林に留錫して、頻りに禦侮の書を講じ、安居本居を勤むること前後四回、別講を勤むること一回、蓋し稀有の光榮と謂ふべきである。（學苑談叢）

東陽圓月は豐前宇佐郡水崎村西光寺の住職である。二十三歲月珠に師事し、二十七歲學林に入つて寶雲に餘乘を學び、又粟田口雷雨律師に從ふて天台を承く。五十七歲司敎に陞り、七十歲勸學職に陞る。その

間乘桂教校に教鞭を執ること十三年、化育大に擧がる。明治二十三年七月安居に『二卷鈔』を講ずるや、二種深信滅罪の義に就いて義解穩かならずと認められ、終に停講を命せられた。爾來十有餘年、自坊に於いて東陽學寮を起し、育英と著述とに努む。三十五年十二月寂、壽八十五。淨滿院と謚す。著書極めて多し。

師の學風は、空華の諸匠が先づ義を立して然る後、文を解するが如きを却け、先づ祖典の文を探つて立義するに努め、居常徒弟に誡むるに無文の臆說の無價値なるを以つてしたといふ。

足利義山は備後國安那郡西中條村勝願寺の住持。幼名護法、後義山と改め皋水と號す。宗學を慧海・泰巖の兩勸學に學ぶ。明治十年出でゝ西山教授校に宗乘教授となり、同十二年博練教校副監兼教授・十四年大教校教授・同年九月學庠教授・十七年進德教校教授・十八年博練教校總監・二十三年內學院教授・三十年大學林教授・三十一年大學林綜理・三十三年佛教大學教員を經歷し、育英に從事すること前後二十餘年の永きに及んだ。その間明治十七年司教を授けられ、二十四年十月勸學に陞り、三十六年四月宗主より多年山務在職の功を賞して院號を願海院と與へらる。四十一年六月員外となり、四十三年六月寂、壽八十七。師の學系は石泉の流れを汲むと雖も敢てこれを株守せず、廣く空華・龍華等の諸先輩の義を研鑽して一家言をなし、滅罪論・二種深信・所歸人法等の問題に就きても、時の學者と所見を異にするや、筆を呵してその說を公にし、宗學界に重きをなしてゐた。（「大辭彙」「龍谷」「週報」七〇號）

小山憲榮は和歌山市本弘寺の住持である。幼名秀旭、後今名に改む。始め芳英に就いて華嚴を學び、後淨眞に就き、更にまた寶雲に從つて俱舍唯識の奧義を極め、宗學は善譲に受けた。明治十八年司教となり、十二年より數次眞宗學庠教授となり、二十五年勸學に進む。三十五年佛教專門大學々長となり、三十六年五月逝く、年七十六。誓願院と謚す。師は明治學界に於ける有數の性相學者であつて、その著書十部、中に著名のものも多い。（「龍谷大學論叢」二九三號）

齋藤閑精は加賀江沼郡山代村に生る。後同郡勅使村願成寺百叡の知るところとなり、同師より宗學を授けられ、遂に願成寺の寺中融信寺に入寺し、齋藤姓を名乘る。餘乘は園城寺の大寶より『法華玄義』及び『起信論』を學び、楞嚴院の秀盛より『唯識述記』を承けた。明治二十二年九月司教となり、二十九年八月勸學職に陞る。十九年二月本山學庠の教授となり、二十四年以來大學林に教鞭を執り、主として法相を講じ、諄々として敢て倦むところがなかつた。二十九年病に依りて大學林を辭し、三十七年六月寂す、享壽六十五。戒忍院と謚せらる。著作數部。（「大辭彙」「教海一瀾」八三九號）

さて如上の宗學者によりて代表せらるゝ此の期の學界の大勢を展望すると、明治初年に於いては排佛棄釋の風浪激しく、佛教徒は齊しく教法破滅の時期到來せりとなし、その關心はすべて政府の政策に注がれ、實際的な對應策に腐心し、落ちついて宗學の研鑽に從事する暇もなかつた。從つてこの時代には宗學に關する出版は殆んど見るを得ないが、これまた當然のことと云はねばならぬ。然るに明治八年四月には神佛合同說教差止めとなり、五月には大教院が解散され、佛教徒は一先づ愁眉を開き、且つ十年には西南

戰爭も鎭定し、社會も安定の緒に就いたので、宗徒も亦思ひを宗學に祕める餘裕を生じて來た。殊に明治八年には學林の制度も更改されて學校組織となり、學徒は氣分を一新して勉學にいそしむことになつたので、宗學はここに復興の氣運に向つた。從つてこの期には著書出版も相當な賑かさを呈してゐる。大敎校大學林時代に刊行された代表的な著書を擧げると大體左の通りである。

註疏	一多證文略釋(明治十三年刊)	遠藤　玄雄
	敎行信證大意略釋(同)	同　鬼木　沃洲
	論註八番問答講說(同)	中臣　俊嶺
	易行品略釋(同)	遠藤　玄雄
	三經往生文類略釋(明治十四年刊)	鬼木　沃洲
	二河譬講箋(同)	水原　宏遠
	淨土論講苑(同)	松島　善議
	敎行信證大意管窺錄(明治十五年刊)	同
	文類聚鈔聞書　六卷(明治十七年刊)	小山　憲榮
	髓頭觀心覺夢鈔(明治十八年刊)	藤井　玄珠
	起信論講述六卷(明治十九年刊)	同
	金七十論校注(明治年二十刊)	同
	七十五法名目標疏二卷(同)	齋藤　開精
	略述法相義註解五卷(同)	
	百法明門論註解(同)	小山　憲榮
	因明三十三過本作法纂解講義三卷(明治二一年刊)	藤井　玄珠
	大乘掌珍論發揮三卷(明治二三年刊)	小山　憲榮
	異部宗輪論述記發軔三卷(明治二四年刊)	同
	愚秀鈔禾人錄　二卷(明治二七年刊)	東陽　圓月
	文類聚鈔非己錄二卷(明治廿八年刊)	同
	選擇集水月記　三卷(明治二九年刊)	同
	本典仰信錄六卷(明治三十年刊)	同
	敎行信證摘解　九卷(明治三三年刊)	足利　義山
論題	宗要開關四卷(明治十五年)	內田　寬寧
	眞宗論要五卷(同)	松島　善議
	五帖寶章綱要(明治十九年刊)	鬼木　沃洲
	寶章五十題二卷(明治二六年刊)	東陽　圓月
	寶章論題後篇　三卷(同)	同
	宗要百論題五卷(明治二七年刊)	同
	廣文類論題六卷(明治二八年刊)	藤岡　覺晉
	本願成就論要四十題二卷(明治三三年刊)	東陽　圓月
概說	眞宗略說(明治二二年刊)	前田　慧雲
	佛敎或問(明治二三年刊)	齋藤　開精
	眞宗問答(明治二四年刊)	前田　慧雲
歷史	三國佛敎略史　三卷(明治二三年刊)	島地　默雷
	佛敎小史(明治二七年刊)	生田　得能
	眞宗學苑談叢(明治三三年刊)	藤井　宣正
	佛敎古今變(明治三三年刊)	前田　慧雲
	眞俗二諦其他	同
論義	不斷煩惱義(明治二四年刊)	東陽　圓月
	眞宗辨疑(明治二五年刊)	足利　義山
	二諦妙旨談(明治二五年刊)	東陽　圓月
	同　後編(明治二六年刊)	同
	三種深信對問	足利　義山
	讀二種深信對問	圓月(以上減罪論)
	行信私憂辨(明治二五年刊)	松島　善海
	讀行信私憂辨(同)	圓月(以上行信論)
	眞宗授義(明治十三年刊)	東陽　圓月
	四恩辨(明治十五年刊)	島地　默雷
	眞宗道德新篇(明治三三年刊)	前田　慧雲
	七釋大綱(明治三十年刊)	東陽　圓月
	タノムタスケタマヘ考(明治二五年刊)	原口　針水

以上はこの頃に出版されたものゝ一部に過ぎないが、これによりて大體當時の學界の傾向を察知することが出來る。維新以前までは宗學研究の主要課題が聖典の訓詁註釋にあつたが、この期に於いてもそれが繼續され、數多の註疏が出だされたが、その中には優秀なるものを發見し得るのである。宗學方面にては善讓の『文類聚鈔聞書』圓月の『選擇集水月記』『愚禿鈔禾人錄』『本典仰信錄』義山の『敎行信證摘解』の如きは、

不朽の名著として賞讃さるゝところであり、餘乘に於いては前掲の憲榮・聞精・玄珠のものせる諸著は、今日に於いても學者の珍重措かざるものである。然しながら宗典の訓詁註釋は已に以前に於いて爲すべきはなし盡され、この頃に於いては、唯僅かに學者の個性によつて取捨の差異を生ずるに止まり、前人未踏の境地を開くといふ餘地が殘されなくなつた。茲に於いて學者の興味は自ら他に向はざるを得ざることになり、その研究の針路が論題の方面に進み、前出の如き數多の論題書の刊行となつたのである。論題を設けて論議する會讀研究法は學林後期より已に盛んに行はれたが、この研究法は今期に於いても採用され、それに對する參考としての論題書が陸續として出版さるゝことになつたのである。論題研究が盛んになつたのは正にこの時代の一特色である。

かくて大敎校大學林時代の宗學の特色は、學林後期の宗學の繼續としての訓詁的研究論題的研究にあると云ひ得るが、その中頃より世間の一般學術界の影響を受けて、敎義全體を綜合統一して組織的に考察せんとする概說概論的な研究法、及び敎義や敎團の變遷の跡を探らんとする歷史的な研究法が、漸次學界にその氣運を現し初めたことを見逃し得ない。これ蓋し從來の斷片的なる論題的若しくは訓詁的研究は、宗學の基礎工作としては是非とも一度はなされねばならぬものではあるが、これのみに終始することは學として許さるべくもない。一般學術界は歐米文化を吸收し、駸々乎として進歩して止まざる有樣であるから、宗學界もそれに並驅して新らしき研究法を採用し、學としての完成を期せねばならぬ氣運に逢着してゐたのである。ここに組織的及び歷史的の研究法が企圖され、漸くその萠芽をきざし初めたのがこの期の後半期である。わが宗學界に於いて、かゝる試みの先鞭を附けたのは前田慧雲で、前掲の同師の著作の外、明治二十四年には京都興敎書院より『眞宗敎史序論』を發行してゐるが、これは眞宗敎史の序論として執筆されたもので、その本論は遂に出來ずに終つてゐる。また同師は明治二十八年『傳道新誌』第八卷第六號に「眞宗學事史談」一篇を載せてゐるが、これによると已にこの頃より、本願寺派の學事史篇述の計畫を進めてゐたのであつて、これが後に『本願寺派學事史』なる雄著として公にされたのである。殊に明治三十三年に發表された『佛敎古今變』は佛敎各宗敎義の變遷を叙したるもので、特に眞宗に就いて詳述されてゐる。本書は敎義の變化を認めず、ただ横的にのみ觀察せんとする當時の宗學者間には種々物議を醸したのである。然しながら當時の宗學界に於ける啓蒙的名著として、本書の存する意義は深い。

以上の外、上掲書目の中には眞俗二諦論・滅罪論・行信論等に關するものを發見し得るが、これらは何れも當然出すべき理由があつて出だされたるもので、その間の事情に就いては、次の學說を述ぶるところに至つて明かにしたいと思ふ。

さて學說について一瞥すると、幕末より明治維新の時代にかけて、わが宗學界に提供され新らしき問題は眞俗二諦論である。これは當時、佛敎は國家社會に對する無用物と見做され、排佛棄釋の氣運が汪盛を極めたので、それに對して宗敎と國家、信仰と道德の關係を論じて、宗敎の人生に於ける役割を明かにす

る必要上より生じたる一研究題目なのである。然るにこの眞俗二諦論は、明治初年に於いては法談試問等の試驗課目として討究されたに止まり、未だこれに關する纏つた學說は餘り公にされなかつたが、漸く明治八年頃よりそれが發見し得るやうになつた。卽ち同年二月發行の『報四叢談』には、島地默雷が「眞俗鉤鎖」と題して不斷煩惱は俗諦、得涅槃は眞諦、その關係は車の兩輪、鳥の兩翼の如しであるといふ二諦併行說をなし、同年二月發兌の『興隆雜誌』第一號には、赤松連城が「眞俗二諦說」と題して眞俗の關係は信心と稱名、歸命と禮拜との關係の如く、眞諦には必然的に俗諦を具するといふ俗諦流出說を立て（同師著「二諦或問」參照）、同十三年には東陽圓月が『眞宗掟義』を刊行し、俗諦は人間本具の性、眞諦は如來回向の法にして、二諦はその本質を異にしながらも、俗諦は眞諦の法德として薰發されるといふ俗諦薰發說を發表してゐる（明治三十四年刊行、「二諦の精神」參照）。また十五年に原口針水の公にした『四恩辨』の如きは、俗諦義を詮明せるものと見て差閊ないであらう。かくて眞俗二諦の問題は爾來昭和の今日に至るまで、各期一貫して宗學に於ける緊要なる課題として、研究され來つたのである。

行信論は宗學の中心問題として依然として研鑽されてゐるが、二十五年に刊行された善海の『行信私憂辨』及び圓月の『讀行信私憂辨』は、何れもその師父の行信學說を高揚せるものとして特に注目に價する。卽ち嘉永の頃、月珠の『行信義』對善讓の『行信辨』の論諍より始まり、月珠門下の圓月・吐月・宣正等の諸師と善讓との間に、行信問題が或は筆により或は口により論究されたことがあつたが、これはその繼續とも見ることが出來る。善海の『私憂辨』はよく父善讓の學說を發揮し、空華行信義の立場より他派の學說を論評し、圓月の『讀私憂辨』また師月珠の主張を擁護し、批判の當らざることを辨明してゐる。ともに行信學上棹尾の好著であつて、行信に關する著述はこの兩書を最後として、注目すべきもの無きに至るのである。

この頃宗學界を賑した問題に、本派には東陽圓月を中心とする滅罪論に關する論諍があり、大谷派には占部觀順を中心とする「タノム、タスケタマヘ」の義に就いての紛諍がある。前者は明治二十三年の安居に圓月が本講として學林に於いて『二卷鈔』を講じたが、その時攝抑二門、信後造罪の問題に就き、その所說に物議を生じ、遂に本山の命により連城・義山兩師の取調べを受け、安心には不正これなしと雖も、解義不通暢の判決を與へられ、安居の講義は停止さゝれるに至つた。この事件を動機として、圓月と義山との間には二種深信及び滅罪論に就いての眞摯なる論諍が展開され、前揭の如き數著が出だされたのである。兩者の主張の要點を云へば、圓月は體滅相存說を立て、信一念に於いて事實に滅罪するが故に、信後には地獄者なる信機なし、信後の二種深信は初起の二種を追憶して相續するのみと云ひ、これに對して義山は法滅機存說を立て、信後に於いても地獄者なる信機の實存することを說き、二種深信は初後を通じて變ることなしといふのである。兩者の論文によりて、二種深信の心相及び滅罪義相が明瞭にされたことは、宗學史上に於ける忘るべからざる事實である。占部問題は明治十五年にその端緒を發し、二十三年に宗主の

垂示が出され、三十二年には觀順は宗外へ擯斥され彼は興正派に轉じたが、問題の要點は『御文章』の「タノムタスケタマヘ」の義に就いて、觀順は大體信順論を取り、本山要路の諸學匠は請求の意を含ましめ、從機向法の心相を確保せんとしたのである。これに對し本派に於いても東陽圓月の如きは明治三十二年『眞宗安心異同辨』を刊行して、宗派の境域を越えて觀順に聲援をなし、わが派傳統の信順說の立場に立ち、嚴正なる批判を下してゐるのである。

この時代にも相當に異安心問題のあつたことは本學圖書館所藏『雜纂』と稱する記錄によつて知り得るが、先づ第一に擧ぐべきは大阪の米田某の稱名正因の異計である。これは弘化の頃本山の取調べを受けた大和の亮惠、濟沖の系統を引けるもので、『末燈鈔』の「彌陀の本願といふは名號をとなへんものをむかへんとちかはせたまひたるをふかく信じてとなふるがめでたきことなり」とある文を謬解して能行信となし、稱名正因の異計に墮したのである。明治九年四月玄雄の教諭を受けてゐる。また明治十三年六月には安藝の某々兩僧が日輪・氏神・大麻・神佛本迹・神佛判然・石塔のことに關し、異說をなし、鮮妙・隆英・玄雄の取調べを受けた事件があるが、これは神道の隆盛を極めた當時に於いては當然起るべくして起つた問題であつたのである。また大阪府下和泉國南郡某寺住職は一念覺知の義を唱へ、聞信一念は意業であるが、三業安心に濫ずるが故に、意業安心と云はざるまでなりと主張した。明治十四年七月內事局監事鮮明・隆英二師の糺明を受けたが、これが動機となり、學林では高級學生が一百日も討論し、また沃洲・義山・

鮮妙の三師がこの問題に關し意見の發表をなしてゐる。本學所藏『南窓小部集』なる寫本にはそれが收められてある。以上三種の異安心問題は單なる安心調査に終らず、それ〳〵の方面で宗學研究に相當の刺戟を與へたのである。

二　佛教大學時代の宗學

明治三十四年より大正十年に至る二十一年間に安居本講たりし學者は、默雷・義敎・智量・連城・善海・義山・慧雲・鮮妙・靈知・法琛・宗惠・了穩・敎遵・惠覺・僧梁・達玄・雷響・範嶺・世眼・達門の二十名である。この中、義山・鮮妙二師は已に前期に於いて本講を經歷せる一派の耆宿として、學界に推尊されてゐたのであつて、義山は明治四十三年に、鮮妙は大正三年に歿してゐる。如上の諸學匠の中、特に眞宗の學界に忘るべからざる足跡を殘せる人を擧げると、鮮妙・智量・連城・善海・慧雲・宗惠・法琛・惠覺等である。この中連城・智量・慧雲・宗惠・法琛は本學に學長たりしことがあり、善海・惠覺は敎授として學生の指導に當り、何れも本學に於ける功勞者としても、その動功を忘れてはならないのである。

利井鮮妙は大阪府三島郡如是村西五百住常見寺の住侶、幼名を弘丸といふ。如々・赤愚・雙非房・春矧・摩訶羅窟等の號あり。天保六年十月十四日誕生、大正三年一月一日逝去、專精院と謚さる。弘化四年二月より美濃行照の提唱を受け、嘉永七年九月より肥後僧亮に從つて宗學を修む。また京都に出でゝ善讓の指

導を受けたることあり、專ら空華の學風に親しむ。明治二十一年司教となり、同二十九年一月勸學に陞る。時に歳六十二。安居本講を勤むること前後二回である。明治七八年の頃より宗乘研究の私塾を設け、專精舍と稱し、同十五年に至り兄明朗とともに行信教校を創設して以つて晩年に至つた。著書十三部あり（常見寺返信）

赤松連城は加賀國金澤市の俗家に生る。幼にして同國金澤組西勝寺の養子となり、後更に周防國都濃郡德應寺の養子に轉ず。號を聽泉と稱す。明治元年三月本山改正につき上京を命せられ、爾來殆んど五十年、數々山務の要衝に當る。明治五年英獨二國へ留學を命せられ、翌六年六月海外諸宗教の視察を了して歸朝す、實にこれ本邦僧侶海外渡航の嚆矢である。歸朝後は神佛分離・學林改正等の事業に關與して大いに功勞あり、明治十三年六月二等執行兼局長となり、その後執行及び執行長として一派の宗政を料理すること數度であつた。明治二十九年七月香川葆晃不在中大學林綜理を命せられ、次で三十二年四月佛教大學綜理に就任、三十六年七月二日勸學職に陞る。その後も依然として學事及び山務の兩方面に活躍、大正八年七月二十日遂に自坊に於いて示寂した。行年七十有九。師は生前院號を圓通院と授與されてゐたが、訃報傳るや、本山より染筆院號を下附し、その功を賞した。師の一生は實に明治佛教の活歴史ともいふべく、殊に明治維新の國步艱難宗運困厄の時に際し、宗の内外に亘りて盡せる勳功は、蓋し大なるものなりと云はねばならぬ（「教海一瀾」一六三、九、六四〇號）

伊井智量は和歌山市雜賀崎極樂寺の住侶である。嘉永四年三月六日生誕、善讓に從つて宗學を修め、司教楠寶觀に就いて華嚴・天台の餘乘を學ぶ。明治十一年學庠副講補に任せられ、同二十五年大學林高等科教員となり、三十七年四月佛教大學長に任じ、三十八年四月これを退く。その間學階は明治二十四年十月司教に、三十四年一月勸學職に陞る。明治三十九年五月生前に院號を晃曉院と授けられ、四十四年三月二十六日寂。行年六十。師は育英の任に當り子弟の薫陶に從事すること三十有餘年、功績顯著なるものがある。またその學風は會讀を以つて研學の中心的手段となし、巧みなること當世に比類を見ざりしといふ。（「教海一瀾」四八七號）

松嶋善海は初め南溟と號し、後無邊道人と曰ふ。大分縣下毛郡大江村大字蠣瀨照雲寺の住侶にして、故善讓の長男である。明治七年三月より十五年まで父に從つて宗學を修し、同二十三年三月大學林教授に任じ、二十五年四月これを辭す。三十八年十月佛教大學講師となり、大正十年四月執行長に就任し一派の宗政を料理す。その間二十五年四月司教を授けられ、三十六年十二月勸學職に陞る。時に年齡僅かに四十九、人皆寵遇と稱す。三十九年生前院號を無邊院と諡せらる。大正十二年三月二十日示寂、享年六十九歲。師はその寺に在つては生徒を家塾信昌閣に聚めて宗乘を講授し、敢て先考の名を恥かしめず、京に入つては學林教授として育英に努め、一宗學界に對する勳功は實に大なるものがあつた。著書十數部あり。（「教海一瀾」六八一號・「學苑談叢」）

薗田宗惠は和歌山市道場町妙慶寺の住職。明治十六年本派大教校を卒業、十七年東京大學豫備門（中途

高等中學と改稱）に入り、二十二年六月全科卒業、同年九月より東京大學文科大學に入り、哲學を修め三年の後卒業。二十五年九月文學寮教授・二十九年四月文學寮長心得を歷任して、三十年七月文學寮長に任せらる。三十二年六月北米合衆國桑港駐在を命せられ、翌三十四年より三年間ベルリン大學に入り哲學・梵語學・宗教制度を研究す。その間歐洲各國を視察し、後印度に入り佛蹟を調査し三十六年末歸朝した。明治四十年九月京都帝國大學文科講師となり、大正四年七月佛教大學長に就任、大正六年五月より同年十二月まで米國並に布哇方面の開教視察のために出張、同十年十月三日學長の任を退き、十一年一月三日寂。行年六十。著書數部。師は明治大正に於ける我が派學界の新知識として、學校の制度・學事の上に功獻せるところ決して尠くはない（「教海一瀾」六六七號・同氏筆屐歷書）。

この時代に於いても出版は相當盛大に行はれてゐるが、出版書の種類は前期と趣きを異にし、註疏部に屬するものが著しく減少し、論題もの・歷史書・概說書が大いにその數を增してゐるのに氣附き得る。左に主なる出版書を擧げてみよう。

註　疏

安心決定鈔講話（明治四一年刊）	是山　惠覺	往生論註講義（大正六年刊）	同
正信偈講話（明治四二年刊）	雲山　龍珠	原人論新釋（大正十一年刊）	湯次　了榮
大乘起信論新釋（大正三年刊）	湯次　了榮	論　題	
三帖和讃講義（大正四年刊）	是山　惠覺	本典詮要百二十題八卷（明治三四年刊）	東陽　圓月
		寶章三十二論題講說（明治三六年刊）	原口　針水
宗要安心論題（明治四十年刊）	米村　永信	唯識要義（大正四年刊）	花田　凌雲
眞宗安心三十題啓蒙（明治四一年刊）	足利　義山	華嚴大系（同）	湯次　了榮
眞宗百題啓蒙（明治四二年刊）	足利　義山	佛教概論（大正五年刊）	高木　俊一
宗要論題決擇篇十卷（明治四三年刊）	利井　鮮妙	俱舍教義（大正八年刊）	同
眞宗要義論題（大正六年刊）	伊井　智量	三論宗綱要（大正九年刊）	前田　慧雲
歷　史		眞俗二諦其他	
本願寺派學事史（明治三四年刊）	前田　慧雲	佛教道德觀（大正三年刊）	蘭田　宗惠
大乘佛教史論（明治三六年刊）	同	眞俗二諦辨（大正十年刊）	雲山　龍珠
眞宗聖教刊行年表（明治四二年刊）	禿氏　祐祥	靈魂論（明治三九年刊）	妻木　直良
眞宗教義及宗學の大系（明治四四年刊）	西谷　順誓	辭書・全書・其他	
西域の佛教（大正三年刊）	羽溪　了諦	佛教辭林（大正元年刊）	藤井　宣正
佛教と歷史（大正八年刊）	圓田　宗惠	眞宗全書（大正二年刊）	妻木　直良
眞宗學史（大正九年刊）	鈴木　法琛	佛教大辭彙（大正三年刊）	佛教　大學
概　說		校訂教行信證（大正九年刊）	中井　玄道
佛教通觀（明治四三年刊）	圓田　宗惠	佛教研究法（大正十年刊）	深浦　正文
天台宗綱要（明治四四年刊）	前田　慧雲		

大教校大學林時代に於いては、普通學科の必要を認めその設置を見たが、兎角外學と內學との融和を缺き、外學は常に學庠本校の外に置かれ、大教校大學林は內典專門の學場たるの觀があつた。かの明治三十五年

の學制更改に於いても、京都の佛教專門大學は宗乘・餘乘及び支那文學の三であり、東京の高輪大學は哲學・教育・歷史の三部に分れ、同轍を繰返してゐたのである。然るに明治三十六年嗣法鏡如歐洲より歸りて本願寺の法統を繼ぐや、六月十五日教學に關する直諭を發し、研究は「餘乘に亘り外典に及ぶも要はた〻宗義を發揚するに外なら」ざる事を明かにし、「方今奎運の日に盛なる人民普通の學を修むる固り其宜き所なりと雖も、僧侶の本分は自行化他に存すれば、專門の考究實に必要とす」と述べて、專門普通兩科の本末を示した。而して三十七年四月從來の佛教專門大學及び高輪大學を廢し、新に京都に佛教大學を開設し、講座制を取り、教授法も從來の訓詁的方法を避け、組織的開發的ならしめ、宗・餘乘の外に哲學・宗教學・史學等の普通學を加へることになつた。ここに内學と外學とは永き葛藤を離脱して相互に手を携へて和融し、學道を步まねばならぬことになり、宗學も亦必然的に勘からざる外學の影響を受けざることになつた。ここに於いて、前期に於いて漸くその萌芽をきざしてゐた新らしき傾向、卽ち歷史的並に組織的研究法の成果たる著書が愈々數多く出版されることになつた。歷史書の中、前田慧雲の『本願寺派學事史』はいふまでもなく本願寺派學事の變遷を叙述されたもので、この種研究の先鞭を附けたる名著であり、『大乘佛教史論』はまた、當時大谷派の村上專精の『佛教統一論』第一篇大綱論（三十四年刊）の中に論じられた大乘非佛說論を中心として、教界の大問題であつた大乘佛說非佛說論の上に、一滴の指針を與へたる記念せらるべき著述である。概說書の中では、花田凌雲の『唯識要義』・湯次了榮の『華嚴大系』・高木俊一の『佛教概論』の如きは、何れも當代佛教研究書中の尤なるものと云はねばならぬ。

訓詁的並に論題的研究は宗學の基礎工作であるから、この時代に於いても、學徒は決してこれを等閑に附したのではない。然しながら、この時期になると訓詁註釋書は甚しくその數を減じ、論題書は著しくその數を增してゐる。これ蓋し訓詁註釋は已に前代に於いて爲すべきは殆んど爲し盡され、この方面に對する著作の興味は宗學者の間に稀薄となり、その反面、前期より甚だしく進出して來た論題書の述作に宗學者の關心が注がれ、ここに數多きこの種著書の出現となつたのである。然しながら論題研究も亦この時期をもつて最盛時となし、次代に於いては殆んどその姿を沒し、學界は全體的に體系を持ちたる論理的なもの、卽ち部分的に切り離されたものでなく、全體として纏つたものを、產出せんとして努力するやうになるのである。猶ほこの期の出版物として、忘れてはならぬのは『眞宗全書』及び『佛教大辭彙』の刊行である。『眞宗全書』は大正二年より五年に至る四ヶ年の歲月を費し、眞宗先哲のあらゆる方面の著述を蒐集し、前後七十四冊の尨大なる叢書をなせるもので、眞宗學界を裨益すること大なるものがある。『佛教大辭彙』は宗祖見眞大師六百五十回の大遠忌の記念事業の一として、わが佛教大學に命じて編纂されたもので、明治四十一年四月始めて學內にこれが編纂の事務所を開設し、大正三年五月第一卷を、大正五年十二月第二卷を、大正十一年一月第三卷を發行したのである。年月を費すこと前後十有四年、その間藺田學長これが編纂所長となり、花田凌雲・杉紫朗・禿氏祐祥等の編纂者の努力により、佛教に關する一切の事

項に亘り、教義は固より歴史・地理・傳記・服具・法式に至るまで細大となくこれを網羅し、四六倍版四六三二頁に及ぶ雄大なる字典を完成するに至つたのである。これによりて佛教を學ぶもの、受くる便宜は、甚大なるものありと云はねばならぬ。また中井玄道の『校訂教行信證』は、古來世に流布する本典の刻本は、何れも文字の誤脫、讀法の通じ難きもの多きを以つて、廣く異本を對照し、嚴密なる校訂を加へ、整備せる善本を作らんと企てたるもので、この種研究の白眉である。

さてこの期に於ける宗學界の特色を瞥見すると、一般普通學との接觸により、宗學の研究法に新らしき傾向を生じたことは已に前期に於いてもこれを認め得るが、この期になつていよ〳〵その濃度を加へて來た。卽ち、從來の註釋訓詁的研究・部分的論題研究・横的敎權的研究、換言すれば會通的研究に滿足し得ず、全體的組織的研究・竪的歴史的研究を採用し、自由に眞理を探究しようとする氣運が澎湃として起つて來たのである。從つて前期末より今期の中頃にかけて、研究法に關する數多の發表を見たが、その主要なるものを摘錄すれば左の通りである。

宗學の研究に就いて	（三寶叢誌　明治三三年）
宗學研究法如何	（大學林同窓會報　明治三四年）
自由討究と信仰	（同上）
宗學研究法に就いての辯	（六條學報　明治三五年）
宗學研究に就いて	（高輪學報　明治三六年）

秋　畝　生
前田慧雲
鷲尾敎導
前田慧雲
服部範嶺

宗學の歴史的體系的研究　（六條學報　明治四三年）

西谷順誓

これらの論文に現れたる思想は大同小異であるが、いまその代表として前田慧雲師のを擧げると、箇條書きをもつて次の如く述べられてゐる。

(1)從來の研究は、此の文は如何なる意味である乎、此の句は如何なる義趣である乎と云ふ、所謂文訓詁的である。
(2)從來の研究は、高祖を中心として、三經も七祖の論釋も、皆それに當嵌て解釋する、所謂横的解釋である。
(3)從來の研究は、或る一の說に就いて、その關係を單に一宗内の祖師論釋にのみ求めて、廣く宗外の學說に求めざる、所謂宗派的解釋である。

(4)從來の研究は、此の論題は如何、此の關節は如何と云ふ、個々別々の研究、所謂分析的解釋である。

そこで是から左の方法に改めたらば如何と思ふ。

(1)此の理は如何、此の物、此の事は如何、卽ち理そのもの、物そのもの、事そのものに就いて、眞理實相を研究することに改めたきものなり、一例を擧げて云へば、十劫久遠の如き、如何なる經文の證據ありや、又は祖師の此の御言は如何なる意味ぞといふ研究よりは、寧ろ此の十劫久遠と云へる中に、如何なる眞理を含有し居る乎と云へる研究に致したし。
(2)三經は三經で解し、七祖は七祖で解し、高祖は高祖で研究し、竪的の關係變遷を研究いたすことに改めたし、從來の研究は、七祖を解釋するも、高祖眼に映じたる七祖にして、七祖そのものゝ當分解釋にはあらざるなり。
(3)或る一の說に就いて、宮に宗内相承の論釋中にのみその關係を求めずして、廣く當時の事情に照らし、遍く當時の學說に照らして、その關係發達を研究することに改めたし。
(4)論題等は、個々別々に之を研究せずして、之を組織的に組立て、脈絡を明にし系統を立てゝ研究することに改めたし。

かゝる進取的なる研究法は、當時の保守的なる一部の學者の非難を受けたるが如く、翌三十五年『六條學

報』に公にした「宗學研究法に就いての辯」は、それに對する同師の辯明である。然したとひ一部に舊株を墨守せんとする保守派ありとも、時代の波は如何とも爲し得ず、わが宗學界は滔々として進むべきところに進んで行つたのである。その結果、新らしき研究法によれる成果は着々として擧げられ、前揭の如き歷史的概說的著書を世に送ることになつたのであり、また當時の『六條學報』やその他の雜誌には、新らしき研究論文が續々として發表されることになつたのである。

右の研究法の外、當時わが宗學界の問題となつたのは、矢張前期と同じく眞俗二諦論であると云はねばならぬ。これに關する單行本は相當發刊されたが、雜誌に發表された論文も亦可成な數に上つてゐる。いま『六條學報』によつて、その注目すべきものを拾つてみると左の如きものがある。

俗諦道德の動機及び修養（明治三五・三六年）	花田凌雲
信心の活動（明治三五年）	富井隆信
俗諦瑣談（同）	高木啞牛
本宗俗諦義系統談に就ての質疑（同）	雲山龍珠
玉法爲本の辨（明治三七年）	鈴木法琛
眞宗の信仰と倫理との關係（明治四五年）	杉紫朗
眞宗俗諦の歷史（同）	西谷順誓
教義上より見たる信仰と人生（大正六年）	同

以上の諸種論文の中、最も注意すべきは花田凌雲師の二諦論であつて、師は『六條學報』第十二・十八・十九の三號に亘つて委細にその意見を開陳してゐられるが、要するところ、道德の實踐には知識と修養を二大要素となし、眞宗の信仰はこれに動機を與ふるとするのである。卽ち道德的知識ありとも、その修養なき時は倫理の履行は完からず、また修養ありとも、知識なき時は人倫の窮行を誤ることがあるから、この兩者は並び具せられねばならぬものである。而して眞宗の二種深信の信仰の中、機の深信の自己無價値の反省は、道德修養の動機となり、倫理實行の基礎となるといふ學說を發表してゐる。これは當時に現れた二諦論中の注目すべき主張たるを失はない。

猶ほこの時代の異安心問題としては、わが派の關係に於いては、小川丈平の問題があつた。その說くところ、眞宗の報恩の行業は稱名に限り、その他に及ぶものではない、從つて金錢手足をもつて報謝とすべきでないといふのである。これは一種の稱名主義であつて、宗學の行信・助正の問題に影響を有つものである。

三　龍谷大學時代の宗學

大正十一年わが校が大學令による單科大學に昇格し、その名を龍谷大學と改めてより、本年卽ち昭和十四年に至る十八年間に於いて、わが宗學界に如何なる人物が活躍したであらうか。いまこれを安居に本講を勤めた學匠に求めると、大痴・保寧・悟峰・大等・瑞明・龍珠・凌雲・了榮・俊一・搗謙・法琛・樂勝・

紫朗・善讓・連城・瑞義の十六名を擧げ得る。この中法琛は前期に於いて已に本講を經歷せる老學匠であり、外に慧雲・惠覺あつて、一派學界の耆宿として派内に重きをなしてゐる。以上の諸學匠の中、大等は昭和二年、慧雲は同五年、惠覺・瑞明は同六年、保寧は同七年、法琛は同十年、搖譲は同十三年に歿して現存しないが、その他の人々は今猶ほ健在で、宗學界に雄飛しつゝあるのである。

嶋地大等は越後國中頸城郡三郷村西松之木勝念寺姫宮家に誕生、幼名等、父は贈勸學滿月院大圓である。幼にして高田市與仁教校及び東京築地積德教校に學び、後更に東京錦城中學に入學。明治二十六年十九歳にして本願寺文學寮本科二年に入り、次で大學林に學び、二十八歳その高等科を卒業、岩手縣盛岡市外北山願教寺島地家に入籍した。明治三十五年東京高輪大學教授となり、十月佛教史調査のため印度に渡航、翌年歸朝して爾來主として叡山及び高野山に在りて研學した。四十年叡山南嶺法曼灌室に入り、座主觀澄大阿闍梨に就きて入壇灌頂し、更に後年權田雷斧大阿闍梨より管弦相成義等の講傳を受けた。三十九年居を東京に移して以來、曹洞宗大學・宗教大學・日蓮宗大學・天台宗大學・東洋大學・東京帝國大學・日本大學・國學院大學・東京高師等の各大學の教授講師となつて廣く佛教學を講じ、東都佛教學界の重鎮として重きをなすに至つた。その間、大正五年本願寺幼主照公輔育の重任を奉じ、爾來夫人とともに輔導の大任に身を獻げ、大正九年四十六歳にして本山より勸學職を命せらる。昭和二年七月四日寂、享年五十三、道遙院と諡せらる。師はその學風能く古典の傳統的解釋と、教學の批判的組織をも貫徹綜合し、以つて東都佛教學界に雄飛して、不朽の感化を遺したのである。（「思想と信仰」所載同師年譜）

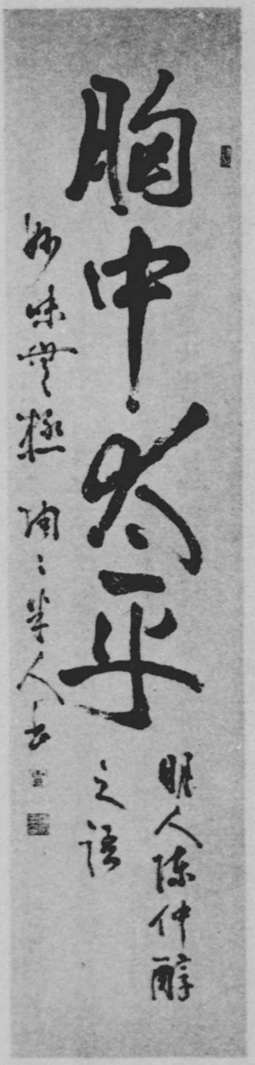

前田慧雲筆蹟

前田慧雲は伊勢國桑名町萱町西福寺に生る。幼名は多聞、後今名に改む。九華閑衲・桑城陳人・止舟齋・夜雨草廬主人、無所住處主人等の號あれども、含潤の號最も常用せらる。幼より故國に在つて漢學佛學の研鑽怠らなかつたが、明治八年十九歳にして上京、學林に入り、翌年西山教授校に移る。十一年九月本山の留學生として三井寺大寶律師（中川守脫）につきて天台教義を專攻、十二年の冬京都に歸り本山教學局の注記となる。十七年四月また本山の留學生として九州に下り、中津の松嶋善讓に從ひ、ここに宗學先哲の書を渉獵すること二年、十八年十二月中津を辭して故山に歸り、同國朝明郡山分村覺王寺に入つて住職となる。二十一年東京に上り、越えて二十四年五月本山の聘に應じて京都に移住、新法主學問所主事として大谷本廟に閑居、七ヶ年の間專心讀書を事とした。三十一年八月四十二歳にして大學林副綜理となり、三十三年東京に赴き、その後高輪高等中學教授に任じ、兼て哲學館・日蓮宗・曹洞宗等各大學の講師を歷任し、更に東京大學文科大學の講師に選任せら

る。三十六年七月文學博士の學位を授けられ、翌年高輪大學問題に連座して僧籍を除かる。三十八年僧籍に復し、四月勸學職を授けらる。三十九年東洋大學々長となり、大正十一年には龍谷大學の昇格と同時に、その學長の任に就く。昭和四年病を以つて學長の職を辭し再び東京に移つたが、翌五年四月二十九日七十四歳を以つて溘焉として示寂せらる。本山は含潤院の院號を贈り、五月九日特旨を以つて正五位を追贈せられた。師は實に明治佛教界に於ける碩學にして、學界の先覺者として斯界を指導したが、殊に訓詁的會讀式の宗學を改め、學としての組織ある宗學を建設すべきを教へたその功績は、わが宗學史上に於いても特筆大書すべきことである。その著書は『前田慧雲全集』の著述目錄によれば、九十餘部の多きに達してゐる。（「前田慧雲全集」略傳）

是山惠覺は廣島縣世羅郡東大田村眞行寺の住職である。明治四年十五歳にして福間淨觀の寮に入り、八年上京して西山教授校に學ぶ。十二年善譲の門に入り研學すること三年、明治十五年に至り眞宗學庠教授となる。十七年顯道學校々長に任じ、二十年進德教校教授となる。二十七年光宣寮を開いて育英に努めたが、二十九年に至りこれを閉ぢて上京、練習場宗教々授となり、學林教授を兼ねることになる。三十二年司教となり、翌年木邊錦織寺法主侍講、及び佛教大學講師を命せらる。三十九年歸國して再び光宣寮を開き、故山にあつて育英と研學を事としたが、四十四年に至り再び上京、佛教大學講師を命せられ、同年八月勸學職を授けらる。大正十四年安居綜理となり、昭和六年一月十日示寂。享年七十五歳。是眞院と諡せらる。師の宗學を學ぶや、一學轍に局執するを好まず、理長爲宗を以つてその方針となしたが、殊に深く石泉に私淑し、その遺著の出版につとめた。今日石泉學説が廣く宗學者間に膾炙せらるるに至つたのは、主として師の力に依るのである。（「是眞院惠覺和上」）

弓波瑞明は新潟縣古志郡長岡町教覺寺毛利家に誕生、明治十九年歳二十にして笈を負ふて京都に遊學、翌年大教校豫備門に入學し、二十七年大學林を卒業、更に同年選抜せられて大學林高等科に入り餘乘の研究を命せらる。前年石川縣江沼郡分校村打越勝光寺弓波家に入籍。その後日清日露の兩役には軍隊布教使として活躍し、平時にありては東京・鹿兒島駐在として地方教化に努めた。明治四十年本山執行所に入り、翌年佛教大學監事長同講師となり、四十五年までその任にあつた。大正六年利井内局の一員として執行に列し、宗門の難局打開に努め、同九年執行在任のまゝ京都女子高等專門學校初代校長に任せられた。昭和四年五月龍谷大學長となり、鋭意校務に盡粹中、急疾を以つて昭和六年一月二十五日逝去、時に享壽六十五。院號を寶海院と贈らる。師は明治四十三年十月司教に、大正十三年六月勸學に任せられ、わが一宗の學事教育の上に多大の功績を遺したのである。（「孤嶽集」所載年譜）

鈴木法琛は兵庫縣印南郡今市村正覺寺の住侶、鐵堂と號し後天游と改む。二十一歳にして釋氏力精勸學の門に入り宗學を學び、二十六歳大教校に入學す。明治十年四月豫備教校教授となり、後十七年十一月眞宗學庠教授を申付らる。二十六年博練教校總監兼教授に任じ、翌年三月文學寮教授を命せらる。三十四年

九月司教を授けられ、三十七年五月佛教大學講師となり、四十四年八月勸學職に陞る。大正十年三月佛教大學長に任じ、十一年五月龍谷大學總長となる。同年八月總長を辭任、昭和五年二月勸學寮頭となる。昭和十年五月三十日自坊に於いて示寂。行年八十有四、本山より院號を「逍遙院」と授與せらる。（「敎海一瀾」八二二號）

當代の學匠の手になる主なる著述を擧ぐれば次の通りである。

註　疏

華嚴五敎章講義	（昭和二年刊）	湯次　了榮
淨土論述義	（昭和三年刊）	花田　凌雲
三論玄義解說	（昭和七年刊）	高雄　義堅
御文章講話	（昭和八年刊）	杉　紫朗
唯識論解說	（同）	深浦　正文
山家學生式新釋	（昭和十三年刊）	佐々木憲德

歷　史

支那佛敎史之研究	（大正十一年刊）	山内　晉卿
眞宗史	（同）	禿氏　祐祥
支那佛敎正史	（大正十二年刊）	伊藤　義賢
佛敎文化史	（同）	禿氏　祐祥

概　說

眞宗綱要	（大正十一年刊）	鈴木　法琛
西鎭敎義概論	（大正十三年刊）	杉　紫朗
佛敎聖典概論	（同）	深浦　正文
唯識概論	（同）	玉置　紹晃
佛敎概論	（大正十四年刊）	龜川　敎信
安樂集概說	（昭和元年刊）	鈴木　法琛
諸宗念佛敎義の概觀	（昭和五年刊）	花圃　映澄
選擇集概說	（昭和九年刊）	鈴木　法琛
華嚴學概說	（昭和十年刊）	湯次　了榮
往生要集概說	（昭和十一年刊）	佐々木憲德

神社問題

神祇と眞宗	（大正十一年刊）	杉　紫朗
神社宗敎論	（昭和元年刊）	伊藤　義賢
現在の神社問題	（昭和二年刊）	花田　凌雲
神社の兩面觀	（昭和四年刊）	伊藤　義賢
神社の本質とその啓蒙	（昭和五年刊）	寺本　慧達
神社問題と眞宗	（同）	同
神宮大麻の檢討	（同）	同
神宮大麻調査文献	（同）	同
神社と眞宗敎徒	（昭和九年刊）	伊藤　義賢

討議異說

宗敎學要論	（大正十一年刊）	野々村直太郎
淨土敎批判	（大正十二年刊）	同
淨土敎批判の檢討	（大正十三年刊）	弓波　瑞明
淨土敎批判の批判	（大正十四年刊）	伊藤　義賢
淺きは深きなり	（同）	野々村直太郎（以上野々村問題）
如來及び淨土の觀念批判	（昭和三年刊）	弓波　瑞明（金子問題）
安心爭議念佛信心論	（同）	伊藤　義賢（伊藤問題）
最近異解異安心問題の檢討	（昭和六年）	花田　凌雲
『最近異解異安心問題の檢討』の檢尋	（昭和八年刊）	安孫子義邃（安孫子問題）

眞俗二其他

眞俗二諦觀	（昭和二年刊）	伊藤長次郎編
日本精神と眞宗	（昭和九年刊）	西谷　順誓
日本精神と佛敎	（同）	深浦　正文
國民精神の佛敎史觀	（昭和十年刊）	西光　義遵

全書辭典

眞宗僧名辭典	（昭和元年刊）	井上　哲雄
眞宗叢書	（昭和二年刊）	同
島地大等全集	（昭和三年刊）	禿氏　祐祥
前田慧雲全集	（昭和六年刊）	同

其　他

校註蓮如上人御文全集	（大正十一年刊）	禿氏　祐祥
古代版畫集	（大正十二年刊）	同
親鸞聖人血脈文集の研究	（同）	梅原　眞隆
末燈鈔の研究	（大正十三年刊）	同
藏漢和譯導校二十唯識解說	（昭和元年刊）	明石　惠達
眞宗學匠著述目錄	（昭和十一年刊）	井上　哲雄
往生禮讚並に前序の研究（本文校異）	（昭和十二年刊）	松藤　了諦

如上の著述の書目を一覽して、誰しも先づ第一に氣附き得ることは、註疏及び論題の部類に屬する書が著しく減少し、歷史及び概說の書が著しくその數を增加してゐることである。これは佛敎學の研究法が註疏

的論題的研究方法より、歷史的組織的研究法に移行する形勢は、已に前期に於いて相當甚しかつたが、今期に至つて益々それが激しくなつたことに由ると云はねばならぬ。而して異安心に關する出版の激增は、龍谷大學昇格の結果、學問の自由獨立が叫ばれ、學問と教權との間に矛盾撞着を生じ、ここに異義異說を發生し、それに關する著書が公にされたに原因するのである。神社問題・眞俗二諦・日本精神に就いての書が多くなつたのは、宗教法案の議會上呈及び、滿洲事變・支那事變等により我國獨自の精神が高揚し始められた事等がその重なる動機となつてゐるのであるが、これらに就いては後に至つて更に詳說することにしたい。

猶ほ當代の出版として注目すべきは全書・全集ものゝ增加である。全書全集の出版が盛んになり始めたのは大正初年の頃で、それより昭和の今日に至るまで引續いて隆行してゐる。これは世間一般の出版界と云はず、佛教圈内の出版界と云はず同樣である。特に佛教關係の主なるものを擧げると、明治四十一年に『淨土宗全書』、大正元年に『大日本佛教全書』、大正二年に『眞宗全書』『西山全書』、大正六年に『國譯大藏經』、大正七年に『佛教大系』、大正八年に『天台宗叢書』、大正十三年に『大正新修大藏經』が發行を開始されてゐるが、かゝる傾向は當代に於いても依然として變りはない。わが宗派關係のみに就いていふても、『眞宗叢書』を初め、前田・島地兩和上の個人全集まで刊行されてゐるのである。

さてこの時代の宗學の特色を見ると、大正十一年五月わが佛教大學は、大學令に據れる單科大學となつて龍谷大學と改稱し、從來餘乘または他部と稱せられてゐたものが佛教學と呼ばれるやうになつた。それと同時に、派内の學究徒の間には眞宗學は學として成立するや否や、若し成立するとすれば、如何なる性質のものなるかが問題として論議され、茲に端なくも眞宗學の性質・研究方法等に關する論文が『中外日報』『文化時報』『眞宗研究』『眞宗學會々報』等に發表されることになつた。而してその上に、龍谷大學に於いては教授野々村直太郎の淨土教批判問題あり、大谷大學に於いては教授金子大榮の觀念の淨土に關する問題あり、この兩事件に關連して、學の獨立・大學の自治・眞宗學の研究法等の論愈々熾烈となつたのである。この種の問題に關する論文として、當時發表されたものは五十を以つて數へ得られるが、その中の代表的なものを擧ぐれば

教權の性質及び價値について　（中外日報　大正十二年）
教權の自由討究　（中外日報　大正十三年）
眞宗學研究所の發生及教權と自由研究の考察について　（親鸞聖人研究　大正十三年）
眞宗學徒の使命　（中外日報　大正十四年）
宗門大學と自由討究　（文化時報　昭和三年）
教權の確立と運用　（中外日報　昭和四年）

眞宗學に關する諸種の論文は、大體自由派と教權派とも稱すべき兩說に分れてゐる。自由派は主として學校側の人々で、その說くところは眞宗學は既に學たる以上、何物にも制肘されずに眞理を探究すべきで、

花田凌雲
赤松智城
梅原眞隆
大原性實
花田凌雲
梅原眞隆

ここに學の自由が保持されねばならぬ。從つて眞宗學は從來の宗乘の如く、所謂教權に支配せらるべきものではなく、教權そのものは却つて學の對象となり、その本質を開顯せられねばならぬといふのである。これに對し教權派は主として學校外の人々で、その說くところは、自由といふことには自ら限度がある。國家の大學がその研究を國法によつて制限されるやうに、宗門の大學は教權の範圍内に於いて、その研究を許さるべきである。學問の自由にも亦限度ありといふのである。眞宗學の研究法・眞宗學と教權・學の自由等が盛んに論議されたのは、龍谷大學昇格より四・五年間の宗學界の一大特徴であつた。

さてこの眞宗學の自由研究より生じたる問題が、龍谷大學の野々村教授の「淨土教批判」問題であり、大谷大學の金子教授の「淨土の觀念」問題であつて、宗派は異るが相互に宗派を越えて可成の影響を與へ、宗學界の論壇を賑したのである。野々村問題といふのは大正十二年一月二十五日より二月二十七日まで、『中外日報』紙上に十數回に渉り、野々村直太郎が「淨土教革新論」と題して「封建時代と淨土教」「現代とヒユマニズム」「往生思想は宗教にあらず」の三篇を發表し、更にこれに「淨土教は何故宗教なるや」（上下）「過去の宗學と將來の宗學」の三篇を加へて一書となし、五月十五日『淨土教批判』と名づけて上木せるに始まるのである。これより先き同氏は大正十一年六月『宗教學要論』なる書を公刊し、實質的並に形式的の兩方面より、宗教の定義を下してゐるが、それを表示すれば左の通りである。

宗教
- 實質的定義
  - 積極的定義——宗教とは自律的自我の建立を理想とする實踐法なり
  - 消極的定義——宗教とは他律的自我の破壞を理想とする實踐法なり
- 形式的定義
  - 積極的定義——宗教とは人生の矛盾的理想に到達せんとする實踐法なり
  - 消極的定義——宗教とは人生の矛非的理想に到達せんとする實踐法なり

右の定義の中、積極的定義は思想原則の隨一たる矛盾律を破壞して、亦有亦空の境地に到達せんとするものであり、消極的定義は同じく他の隨一たる拒中律を破壞して、非有非空の境地に到達せんとするものである。而してこの宗教的本質を表現するに哲學的・文藝的・神話的の三種の表現ありとなし、これを佛教・基督教に就いて說明したのである。いま『淨土教批判』はこの『宗教學要論』の學說を和らげ、淨土教を論評したもので、その主張は大體左の通りである。淨土教は封建時代の遺物であつて、往生思想は現世を目的とし人生を本位とする近世思想、卽ちヒユマニズムとは合致せざるものである。而して往生思想は宗教そのものにあらず、また法藏菩薩の修因感果の歷程は一種の神話に外ならずとなし、この神話的往生思想は淨土教の宗旨を說示する言葉であり表現である。凡そ宗教とは人間をしてその計らひに囚れたる生活より脫出せしむるもので、これが爲には吾人の分別取捨の計らひの形式を打破する必要がある。計らひの形式とは何ぞ、曰く或は有ならば無ではなく無ならば有ではないと計らつて行き、或は有ならずば無であり無ならずば有であるなどと計らつて行く形式である。この計らひの形式を打破せんが爲には、亦有亦空・非有非空等の雙亦的若しくは雙非的新統一の形式に依るの外なく、この新統一の形式こそ宗教の實踐理想で

ある。いまこれを淨土教に就きて云へば、機法二種の深信が卽ちこれで、浮び得べからざるものを浮ばしむるといふ反論理形式こそ、その本質でなければならぬ。往生的神話は畢竟するに、この本質を表現する一形式に外ならぬ。これが野々村氏の思想の大略である。

さて一度この『淨土教批判』が公にされるや、俄然わが宗學界の論壇は沸湯し、『中外日報』『文化時報』等の誌上を中心として、三十餘部の論文が陸續として發表され、果ては基督教の某氏までもこの渦中に投ずるといふやうな狀態であつた。いまその中、反野々村の立場に於ける諸論文の主なるものを擧げると、

淨土教成立の基礎を一言して梅所氏に質す（中外日報　大正十二年）　梅田讓敬
野々村梅所氏の眞宗義批判を讀みて（同、同年）　杉榮朗
眞宗教義の三大難を讀みて（同、同年）　伊藤義賢
彌陀淨土思想の必然性（同、同年）　源哲勝
淨土教批判の檢討（文化時報　同年）　弓波瑞明
「淨土教批判」に對する私見（親鸞聖人研究　大正十三年）　梅原眞隆

これら諸氏の見解は概して、二種深信をもつて論理上の矛盾相とする野々村氏の說を否定して、罪の救ひを表現する二種一具の統合態となし、往生思想彌陀成佛の歷程等は、單なる宗教的本質を表現する素材たるに過ぎざるが如きものにあらずして、淨土教の本質的なる要素を爲すものなることを强調したのである。

かくて一宗の公論は野々村氏の所說は傳統の眞宗教義に違戻するものなることを認め、同氏は遂に大正十二年八月奪度牒に處せられ、僧籍を剝脫されることになつたが、ここに端なくも惹起せられた問題は學の自由と教權との衝突である。本山を中心とする教權擁護の人々は、一宗教義に違害するが如き學說の所有者は、その僧籍を離脫せしむるのみならず、大學の教職にも止まるを許されずと主張し、これに對して大學の有力なる教授團は、大學は自治せらるべきものであり、學問は自由たるべきものであるから、縱令野々村氏の學說が眞宗教義に反することあるも、それは單に僧籍剝脫のみで處分を終るべきものであつて、學校の教職までも免脫すべきではないと强調した。而してこの淨土教批判問題をもつて大學の自治を確保する試金石となし、その目的達成のために猛進したのである。ここに兩派の正面衝突となり、本山は遂に傳統の教權保持に任ずる機關として勸學寮を設立し、更に大正十二年十二月に至り、野々村氏は依願解職の處分を受けることになつた。その後もこの問題は繼續され、大正十三年二月集會はこれが爲に解散となり、內局また總辭職するに至つたが、十三年二月龍谷大學教授團は辯明書を發して、大學の性質及び教授團の態度を明かにした。その要旨は

（一）龍谷大學は大學令により設立された以上、帝國大學と等しく研究の自由を生命とする。換言すれば、一宗派の教權により支配せらるべきものではなく、教權の內容そのものも研究の對象となすものである。

（二）研究の自由は決して教法を破壞するものではなく、却つて教權の眞實性を確立し、大法の生命を開闡するものである。

（三）野々村氏が本願寺派の教權に牴觸せるため、一宗の僧侶としての制裁を受けたことは異議はない。法し本願寺教權に牴觸せりとの

理由で、龍谷大學の教授の地位を動かすことは不合理である。

(四)野々村氏に對する不當の罷免を拒否したのは、龍谷大學の生命としての自由研究を確立すべく、教授の地位を擁護したのである、秋彗も野々村氏の思想及び學説を是認したものではない。

(五)今後も益々この方針を以つて進むこと

われ〳〵はこの辯明書に依つて、當時のわが大學内に汪溢せる、大學の自治・學問の自由を確保せんとする思想傾向を察知し得るのである。

大谷大學の金子大榮氏の問題も亦、野々村事件とその趣きを同じくし教權と學の自由との間の綻れであつたのである。金子氏は大正十四年『淨土の觀念』を、翌十五年には『如來及淨土の觀念』を著し、觀念の淨土を説いたが、これが昭和三年四月に至り、漸く同派一部僧俗の問題となり、同氏は終に大谷大學を去るの運命となつた。この時も宗學界の論壇は著しく賑つたが、わが派の方よりも弓波瑞明、源哲勝等の諸學者がこれに參加してゐる。然しこの問題はわが派わが大學としては直接のものではないから、詳記することを避けることにし、唯學の自由と教權との問題のあつたことを述べ、もつて當時の宗門大學が等しく抱いた悶えを知るだけに止めて置きたい。

以上野々村・金子の問題は、宗門大學に職を奉ずる學徒の上に惹起されたるものであるが、これに對し一般末寺の宗侶の上に、引起された異解異安心問題を、梁瀬齋聖・安孫子義遵等の事件とする。

梁瀬齋聖は大和五條町寶滿寺住侶で、南溪の學系を引ける我聞勸學を伯父とせる學徒であるが、大正十五年六月『念佛之信心』と題する謄寫版刷日本紙十枚のものを公表し、自己の所信を披瀝して大方學者の批判を乞ふた。是山勸學は同年十月これを勸學寮に招きて法義を談じ、後更にこれに雲山勸學を加へて、前後四回の會見をなし、法義を研究するところあつたが、遂に梁瀬の領得するところとならず物別れとなつた。以上の會談はすべて私的のもので、何等公的の意味をもつものではなかつた。然るにこの頃、梁瀬は『法義問答』と題する謄寫版刷日本紙五枚の小冊子を印刷して近親の間に頒ち、その後昭和二年六月前記『念佛之信心』を訂正して、四號活字四六版十二頁のものを印刷し、『念信の信心』と題して廣く天下にその主張を問ひ、また自己の信仰の宣傳に努めた。ここに於いて公然教界の問題となり、『中外日報』誌上に於いて伊藤義賢と梁瀬との間に論戰が展開され、昭和二年八月より翌三年二月まで前後四回に及んだ。伊藤義賢は後に『安心評議念佛信心論』と題して、この辯難を綜合出版した。外に梅田謙敬等も亦この問題についての所見を發表し、次第に眞宗全般の大問題と化し、遂に梁瀬は本山の安心調査を受け、異安心と決定、昭和三年七月これを本山に招喚し教諭することになつた。然るに當日に至り同人は病氣の故を以つて出頭延期願を出し、一方自己の還俗願と新發意の住職願を提出した。本山は還俗願及び住職願を保留し、同年七月二十一日本人缺席のまゝ「脱度牒」に決した。梁瀬の主張するところは、此身このまゝお助けぞと信ずることは間違である、若しこのまゝのお助けならば、十劫正覺の時既に助かつて居る筈である、如來の本願は『末燈鈔』に示すが如く「名號をとなへんものをば極樂にむかへんとちかはせたまひたる」ものであるから、

念佛往生が所信の法である、この念佛往生の本願を信じて、念佛申さんと思ひ立つとき正定聚に住するといふのである。これは畢竟するところ能稱に執する機執を離れ得ざるが故に、異安心と判定された譯なのである。梁瀨問題の結果、當時のわが派學界に行信論研究の機運を勃興せしめ、昭和三年には『龍谷大學論叢』が行信論に關する特輯號を出し、その他の諸雜誌新聞にも亦この種の論文が數多發表せられたのである。（「眞宗研究」第十五號藤永清徹氏論文）

安孫子外數名の異解異安心問題といふのは、昭和五年夏の頃より、わが派内に於ける各種の異解異安心者が、本山監正局に招喚取調べを受け、或は奪度牒に、或は停說教に、夫々輕重の處分を蒙つたのをいふのである。これらの人々は一二の特例の外は、相互に何等の關係なく、各々獨立してその主張を宣傳してゐたのであるが、花田凌雲は昭和六年十二月より以來『宗學院論輯』第八・九・十一の三號に亘り、「最近異解異安心問題の檢討」と題して、これら異解者の各種の立義を叙述し、これに詳細なる批判を試みた。いまこの論文によりて、當時の各種の異解異安心の主張の概要を見ると大體左の通りになる。

（一）機受の信相を說けば、聽者をして却つて信心の捏造に苦心せしめ、自力に墮せしむるが故に、唯所聞の法を說けば、充分なりとなし、（二）「地獄を免れて極樂に參りたい」と思ふを爲樂願生となし、これを道樂病欲樂病と呵責し、（三）本願は凡夫の見生厭苦欲樂の情想に應ずるに非ず、唯これを遮せざるのみと云ひ、（四）正定聚を主益となし、往生はその自然の結果となし、（五）未信者に惡人正機と說くは不可なりと說き、（六）罪惡觀の徹底が獲信なりと敎へ、（七）獲信の覺知を強調する等その他數條の異說があつたのである。

これは各人の立說を箇條書にして略說せるまでゝ、これによつては何人が如何なる主張をなしたるかは明かにし得ないが、當時行はれたる異解異安心の大體の傾向を窺知し得るのである。而して、これらに對する正統派の批評は、（一）は機受信相を說く多くの經論釋の明文に違し、（二）は往生を目的として求むることを禁じ、受法の器を破壞するものにして、求法の道を塞ぐことになり、（三）は爲凡の敎意を失し、（四）は往生淨土を敎格とする淨土門の本意に違し、（五）は惡人の他力救濟を說く眞宗としては斷じて許さるべきことでなく、（六）は捨自歸他の信機信法とは遠く隔たるものであり、（七）は機執に墮せしむる失があるといふのであつて、これは大體學界に於ける公論であつた。

安孫子氏は昭和八年八月『最近異解異安心問題の檢討』の檢尋』なる一著を公刊し、花田勸學の批判に應酬し、また雲山龍珠勸學は昭和八年七月『往生淨土の意義』を、同九年一月には『往生意義辨義』を上梓して安孫子說を批評し、宗學界は爲に賑かな論戰を展開することになつた。その結果、信願論・往生淨土の意義・罪惡觀と信仰等の諸問題が論議され、宗學としては尠からざる成果を收めたことを認めねばならぬ。猶ほ今回の異解異安心者の主張を微細に檢尋すると、共處には見遁すことの出來ない近代的な色彩のあることに、注意せしめられる。卽ち彼等が、從來の布敎法は、「地獄遁れて極樂に參りたい」といふが如き道

樂的求法を肯定し、本願はこれを滿足せしむるものなりと說示するから、俗諦の履行が完からざることになると云ひ、或は往生よりも現生正定聚を主益となすべしと云ふが如き、これ皆現實重視の思想的傾向の顯れであつて、宗學としては大いに反省の具に供すべきものがあるのである。

猶ほこれは大谷派に屬し、本派のことではないが、石川舜臺が大正十二年に著した『眞宗安心の根本義』なる一書に關し、眞宗の所歸は名號なりや、佛體なりやの論戰が交へられたことがある。この問題に就いてわが派よりは伊藤義賢・鈴木法琛の二師がその所見を『中外日報』誌上に發表されたことがあるが、何れも本派傳統の所歸論を開陳されたる迄で、別に宗學としては注目すべき收獲はなかつたやうである。

最後にこの頃の宗學として特記すべきものは、神社問題・眞俗二諦論・現世利益等の諸問題が盛んに論究された事情である。神社問題とは祈禱問題・神棚問題・大麻問題・神社宗教非宗教問題等をいふのであつて、これらの諸問題は眞宗史上に於いては早くより關心を持たれた問題であるが、特に宗學界の中心に登場したのは明治末葉からで、それ以後當代に至るまで宗學の重要なる課題として論究され來つたのである。祈禱問題は明治天皇、大正天皇の御崩御の頃より、無祈禱を標榜する眞宗に於いて祈禱を如何に取扱ふかが問題となり、殊に滿洲事變・支那事變に及んでは、國民一般の戰勝祈願等に關聯して、愈々學界の重要課題となつて來た。神棚問題・大麻問題は今上陛下御大典當時、地方によつては大典紀念事業として神棚・大麻の設置奉安を奬勵したが、この時眞宗教徒の態度を如何になすべきかが問題となり、次で滿洲事變

以後の國家非常時に於ける國民精神統一運動と並行して、一層の重大性を帶びるに至つたのである。宗教非宗教問題は大正十五年六月以來宗教法案調査會に於いて論究され、これがやがて宗學界の一課題として研究されるに至つたのである。その後眞宗十派協和會に於いては、昭和四年四月以來神社問題調査會を設け、神社法案の研究調査をなし、相當の成果を擧げたのである。

眞俗二諦の問題は明治初年より引續いて論究され來つたが、この期に於いても、依然として宗學の重要なる課題たるの地位を占めてゐる。何となれば現實尊重の時代的精神の影響を受けて、眞宗の現實性を强調するが爲には、特に二諦論を明確に主張する必要があり、また、國家の非常時意識に並行して　勃興し來つた日本精神の高揚運動に應ずる爲にも、この二諦論は缺くべからざる眞宗の立場であるからである。

現世利益の問題は、現實重視の時代思想と、新興宗教の隆行に對處するが爲には、眞宗にも現世利益あることを主張し、且つその現世利益の意義を明確にする必要がある、ここにこの問題が學界論議の重要問題となり來つたのである。

以上の諸問題に關する論文は、各宗教新聞雜誌の上に陸續として發表され來つたが、今日に於いても宗學の中心的研究題目は依然としてここにある事を認めねばならぬのである。

三百年に亘る長き宗學の歷史を回顧すれば、飽くなき努力を以つて宗義の研鑽につとめ、時代相應の宗義莊嚴の重責を果し來つたのである。わが國現在の精神界は、國民精神の自覺・國體意識の高揚をもつて

一貫せられてゐる。過去に於いて見事にその任務を盡し來つた宗學は、現在及び將來の社會に於いて、如何にその進路を開拓し行かんとするか、われらは、大いに濶目してそれを眺めたいと思ふ。

第四十五章　安居及び學階制度

一　安居と學制改革

夏中の安居及び夏間の三講は往古よりわが學林に於ける講學の制度として採用せられ、爾來多少の隆替はあつたが、終始發展の一路を辿り、その内容充實を企圖せられて來た。殊に學林後期に於いては文政元年本講の外に副講を創設し、次でこれを宗部と他部との二名に增加し、また夏間の講事は秋講冬講春講の制を整へ、大いに見るべきものがあつたのである。然るに明治初年に至るや、社會の目まぐるしい變化に伴ひ、學林の制度にも亦更改を餘儀なくされ、その結果、明治五年には先づ附講が姿を消し、更に明治八年學林の組織に一大刷新が斷行されるや、從來の講學制度も亦その影響を受けて、大變革を招くに至つたのである。

明治五年赤松連城等は海外留學生として派遣せられたが、彼等は間も無く歸朝するや、學林制度更改の必要を感じ、終に明治八年四月明如宗主の命により、赤松連城はその任に當ることになつた。この時の學制更改の要は、學林に專門普通の二科を置き、學級制度を取り、學生をして順次に履修せしめんとするのである。その結果、從來安居及び夏間三講に於いて講せられてゐた宗乘及び餘乘の學は、他の普通學と相並んで學級別に學生に教授せられることゝなり、從つて安居は一般講義とは獨立せる特別講義となり、夏間三講またその必要を見ない運命となつた。卽ち八年及び九年の安居は本講のみに縮少せられて副講なく、夏間の三講は八年の秋講に、針水が『三經往生文類』を講じたるを最後として翌九年より廢絕せられることになつた。九年三月西山別院内に學林の分庠を設け、專ら普通學科を授け、これに對し學林を以つて專門の本校とし、次で同年十月本派學制發布せられるや、學林を大教校と稱し内典教授の制を定めた。而して一年を三分して一月より四月までを第一限、五月より八月までを第二限、九月より十二月までを第三限となすことは、既に明治八年四月より行はれてゐるが、明治九年大教校を以つて内典講究の場所と定められるや、翌十年はこの三限制に順じて宗餘乘の教授が爲されてゐる。『講書目錄』によつてその講本及び講者を掲ぐれば左の通りである。

第一限

玄義分	司教行	善
因明大疏	助教僧	梁

第二限

二卷鈔本講	勸學大	周

選撰集別講　勸學寬寧
起信論義記　副講　司教宣界
第三限　　勸學寬寧
論註　　助教寶觀

因明三十三過、七十五法

卽ちこれを學林の舊制に比較すれば、第一限第三限は春秋冬の三講に相當し第二限は安居に相當するものである。

然るに明治十一年に至り專門學科卽ち內典の學級別敎授の法が實施されることゝなり、大敎校は學校組織の實を示すことになつたので、安居は茲に全く學校制度以外の特種なる講習會の如き觀を呈するに至つた。卽ち明治八年まで學林に於ける學事の主流であり、學徒養育の最大行事であつた安居は、これより以後、わが學園に於ける夏期の附帶的な講事となり、それに代ゆるに學校組織に分ける一般講義が主流となり、學徒指導の任に當ることになつた。寬永創業以來永き歷史を有する安居の意義は、學林の學校組織を契機として一大變化を來し、爾來今日に至つてゐるのである。猶ほ十一年より安居は副講を廢し本講一人となり、明治二十年までこの狀態を持續するのである。

二　安居制度の刷新

學林が學校組織に改變せられると同時に安居の規模は縮少せられ、安居は次第に衰微の傾向があつたが、明治二十年に至り副講を復興し、論議服制等の諸般に至るまですべて維新以前の舊制に返し、且つ安居中は學庠平生の授業を休んで學生をして聽講せしめ、またその期間を五月二十一日より六月四日までと定められた。卽ち同年三月三十一日末寺一般に對し發せられた通達は左の通りである。

今般大敎校安居本講、每年五月二十一日より六月四日迄被レ定候に付、安居中は學庠平生の授業を休み、本副講論議及服制等に至る迄、諸般維新已前の舊制に復し、且學階懸席に關する事務は、右安居中に限り取扱候條、老若を不レ問、精々上京結夏可レ致此段諭達候事

而して翌二十一年四月二十六日には、安居條例が規定され、門末一般に布告されてゐる。安居の規定は古くより、時に應じ機に臨んで簡單なる規約が設けられたことはあつても、未だ整備した規則が具備してゐなかつたが、こゝに至つて始めて、その條約が制定されることになつたのである。その全文は左の通り。

第一條　安居は每年五月二十一日より六月四日まで學庠に於て之を行ふ
第二條　本講の開繙式は法主臨場して之を行ふ
第三條　安居中左の職員を置き、都錄已下をして安居に限る事務を取扱はしむ

本講師	勸學	一員
都錄	輔敎助敎の中にて	一員
簡察		二員
厨司		一員
副講者		司敎　一員
錄事		二員
知藏		一員
典座		二員

第四條　本講師副講者及び講本は法主の特命を以て之を定む

第五條　毎日午前七時本講同十時副講午後一時より會讀を開く
　但昇階試驗を施行する日は會讀を開かず
第六條　昇階試驗は竟講前に之を行ふ
第七條　懸續籍に關する事務は安居中に之を取扱ふものとす
第八條　安居の法衣は麻衣黃袈裟とす

卽ち安居には本講師・副講者・都錄・錄事・簡寮・知藏・厨司・典座等の職員を置くこと、昇階試驗及び懸續籍の事務は安居中に取扱ふこと、安居の服裝は麻衣黃袈裟たるべきこと等が規定せられたのである。こゝに一時衰頹の徵のあつた安居は再び再興の氣運に向つたが、更に明治二十三年四月二十五日安居條例の改定を行ひ、且つ聽講者徵集の方法を制定し、本山より路費賄料を支給するの制を設くるに及び、愈〻復興の歩を進むるに至つた。この時の規則改定の主要點は、安居の期日を本講は七月十九日より八月二十一日まで毎日午前七時より開講し、副講は七月二十日より八月二十日まで毎日午前九時より開始することに定め、且つ聽講者を特別徵集者と一般聽講者との二類に分つてゐるところに存する。この二類の聽講のなか、第一類は輔教より得業までの昇階者を全數の五分の一づつ毎年巡次に徵集せるものをいひ、第二類は派内一般の僧侶にして學階の有無に拘らず、聽講の爲に上京せるものを指すのであつて、第一類に對する徵集方法は、同日別にその規定が發表せられてゐる。それは左の通りである。

安居聽講者徵集方法

第一條　安居聽講者、第一類特別徵集の者は、本山に於て預め其順番を定め置き、毎年一月中に之を指名す
　但昇階者の增減に拘らず、五年毎に必ず指名上京せしむるものとす
第二條　前條指名の方法は、教區毎に昇階者の員數及昇階年時の新舊を計り、其人員年々平均に且つ新舊昇階者交互上京せしむるものとす
　但明治九年（西山敎授校開創の時）前後を以て當分新舊の區別をなす
第三條　徵集の順番に當り指名を受る者、故なくして上京を否むことを得ず
　但示談の上、非番の者と操替をなすは妨げなしと雖も、十ヶ年間一回も上京せざるものは、其情狀に依り處分することあるべし
第四條　年齡六十以上の者は願に依り順番上京を辭することを得
第五條　指名徵集の者に限り幾分の費用を給す

安居副講は明治二十年再興せられてより以來、毎年一人づつ宗部他部交互に開講せられてゐたが、二十六年に至つて二人となり、一は宗部一は他部を講ずることに改められ、この制は大正十一年まで相續したのである。且つこの年より開講期間は七月二十一日より八月二十三日までに變更せられ、爾來十年間これに從つてゐたが、明治三十六年三十七年の兩年は六月十五日より七月十五日までとなり、三十八年より四十三年まで六ヶ年間は五月十五日より六月十五日までに改められてゐる。この間明治三十一年七月には「他宗派之者安居聽講に關する件」が規定せられ、越えて四十三年三月には安居條例の更改が行はれた。そしてこの年の安居より科外講義を開設せられることになり、その講師として松本文三郎・薗田宗惠・山內晉卿の三氏が囑託を受け、夫々二日間乃至五日間午後一時より開講したのである。

かくて安居は法規も整備し次第に隆盛の氣運に向つたが、翌四十四年に至り、安居創始以來、未だ曾て見ざる大規模の計畫が實行せられることになつた。それは卽ち內國の五箇所に會場を設け、各地に於いて安居を開設せんとするの企圖である。これより先、わが派に於いては內國敎團を五敎團に分ち、布敎の擴大と充實を圖つたが、今回の計畫はその各敎團に一箇づつ安居を開設し、もつて全國に散在せる末寺住職子弟の聽講の便を計らんとしたのである。これが爲に安居條例の更改の必要を感じ、同年一月二十一日「安居講習會規程」なる名の下に新條例の發布を見た。「安居講習會」なる名稱は恐らくこの時に始まるのであらう。その規程の要點は、開設地を內國布敎々團管下に於いて一箇所づゝとせる事、講師に本副兩講の外、若干名の囑託講師を置ける事等であるが、更に同年一月三十日に至り、「安居講習會施行細則」なるものが布告された。それは左の通りである。

安居講習會施行細則

第一條　講師及職員の職務分掌を定むること左の如し

一本　講　師

一　御選定の講本を講述す
一　會讀に臨席して論議の判決を爲す
一　覺試に臨席して採點を爲す
一　徵集者中學力優等なる者を鉴考し、之を學務總監に上申す
一　翌年の會讀論題を選定し、之を學務總監に上申す

一副　講　者

一　御選定の講本を講述す
一　會讀に臨席して講師を輔く
一　覺試に臨席して採點を爲す
一　徵集者中學力優等者選定の議に參與す
一　翌年の會讀論題選定の議に與る

一囑託講師

一　適宜の時間に於て科外講義を爲す

一都　錄

一　安居開會中一切の事務を處理す
一　會讀に臨席して專ら義の疏通と其進行とを計る
一　覺試に臨席して成績表の作製を監督す
一　徵集者中學力優等者選定の議に參與す
一　翌年の會讀論題選定の議に與る
一　殿試御施行の時受驗者を引率し、且つ試驗場の監督を爲す
但本項は第三敎團管下の安居講習會都錄に限り之を司る

一錄　事

一　都錄を輔けて安居事務の進捗を計る
一　安居講習會記錄を作製す
一　學籍規定中「第五條」の事務を司る

第四十五章　安居及び學階制度

一　會計の事務を司る
一　會讀に臨席して都錄缺席の場合之が代理を爲す
一　覆試に臨席して成績表の作製を爲す

二簡　寮

一　徽集者の勤怠を調査し、其出缺簿を作製す
一　徽集者の席次を定む
一　會讀の番組表を作製す
一　覆試に臨席して受驗者の順番を定む
一　徽集者の勤怠と其旅程とを參酌して手當の交附額を定む

一典　座

一　佛前に關する一切の勤務を爲す
一　時間の報告を司る

第二條　開會の日に開繙式を、閉會の日に閉繙式を行ふべし

第三條　本講は每日午前七時（開講の際は別に之を定む）、副講は午前八時に之を開く
但十六・十八兩日は休講し、又覆試施行當日は副講に限り休講する事あるべし

第四條　會讀は每日、科外講義は適宜之を開く、其時間は都錄之を定め、豫め學務總監の認可を受くべし

第五條　聽講者を分て左の二類とす

一　特別徽集者　　一　一般聽講者

第六條　第一類は學務總監より指名召集を受けたる者を云ひ、第二類は各內國布教團長の選擧に依り、特に聽講の許可を得たる者を云ふ

第七條　學務總監は安居徽集者として、各內國布教團管轄區域內に於ける輔教より得業までの正准有階者中より、其全數の三分の一（若くは二分の一）を每年巡次に指名召集す

第八條　召集を受けたる者は故なくして之を拒むことを得ず
但年齡六十歲以上の者は、願に依り之を辭することを得

第九條　指名召集は每年二月之を發す

第十條　徽集者は開講前日迄に來會し、竟講の後に至らざれば歸鄉するを許さず、一般聽講者は前項の限りにあらすと雖も、出缺常ならざる者は聽者の許可を取消すことあるべし

第十一條　一般聽講者にして會讀希望の者は、特に之を許可することあるべし

第十二條　覆試は竟講前に之を行ふ

第十三條　開會中出席僧侶の法衣は麻衣黃袈裟とす
但連枝及本山役員は此限りにあらず

第十四條　徽集者には幾分の手當を支給す

第十五條　都錄は閉會後十日以內に日記勤怠簿會計簿を學務總監部に差出すべし

同年六月十日更にまた從來三十日間であつた安居開會期間を、十五日以上三十日以內に更改せられた。

さてこの規程により當年の安居は內國五箇所に於いて催されたが、その概況は左の通りで、各地とも相當盛會であつたことが報せられてゐる。

第一教團	東京別院	自六月十五日至七月十四日
第二教團	名古屋別院	自七月十七日至八月十六日

第三教團　京都佛教大學　自七月十七日至八月十六日
第四教團　廣島別院　自六月十五日至七月十四日
第五教團　小倉永照寺　自七月十九日至八月二日

科外講義

第一教團　維新佛教史話　阿部珀琳
　　安居の由來　大內青巒
第二教團　歐亞旅行談　高楠順次郎

第三教團
　禪學（信心銘）　臨濟宗永源寺管長　蘆津實全
　眞言（釋摩の十殊勝）　新義眞言宗僧正　齋藤龍源
　日本之佛教　桑原隲藏
第五教團
　梵唄作法　瀧川寬了

この全國五箇所に於いて開催するといふ制度はその後二年間實行せられたが、大正三年より再び舊制に復し、中央の佛教大學講堂に於いて一箇所開催せられることになつた。安居講習會の規程及び施行細則は、明治四十五年五月二十三日に多少の斧鉞を加へられたが、別に特記すべきものがなかつた。然るに大正三年舊制に復せられるや、規程の更改が斷行され、期間を六月十五日より八月十五日に至る間に於いて十五日以上三十日以内となすこと、會場を京都に定むること等が定められ、施行細則にも些少の變更が爲された。

大正十二年の安居は副講三人となり、爾來、年により或は二人或は三人の副講者を見るが、これは從前數回發布された安居規定に、副講若干名といふことになつてゐるに由るものである。大正十四年三月十日にはまた〳〵安居規定が更改されたが、その特色は會期を七八兩月の間の三週間に定めたること、講師職員に典議・綜理・評議員・主事等の新らしき制度を設けたること、別科を設置せること、聽講者に種々な特典を與へたること等がその主なるものである。今回の規定は從來のそれに比して、大いに特異あるものであるから、左にその全文を揭げて置かう。

安居講習會規程

第一條　安居講習會は學事研鑽を以て目的とし、毎年七・八月の間に於て三週間京都に開設し、期日は執行之を定む
　但し別科を設くることを得
第二條　安居講習會に左の講師及職員を置く
　講師
　　本講師　勸學　一名　　副講者　司教　若干名
　　典議　司教又は輔教　一名　　囑託講師　若干名
　職員
　　綜理　一名　　評議員　若干名
　　主事　若干名　　典座　一名
第三條　本講師・副講者・綜理の任命は特命とす
　但し綜理の任期は三年とす

第四十五章　安居及び學階制度

第四條　安居講習會聽講者は輔教以下の有階者中より之を召集す
第五條　前條の外、學階の有無に拘らず、教師及教士は願に依り聽講を許可す
第六條　聽講者中篤學にして學力優秀なる者に對し、左の特典を附與す
一　教師にして安居講習會に聽講し、三回以上の修了考査を經たる者は、得業の豫試を免ず
一　得業にして安居講習會に聽講し、三回以上の修了考査を經たる者は、助教の豫試を免ず
一　助教にして安居講習會に聽講し、研究發表をなすこと三回以上に及び、成績優秀なるものは輔教の豫試を免ず
一　輔教にして安居講習會に聽講し、研究發表をなし、其成績優秀なる者は之を表彰す
第七條　安居講習會別科の講師は別に嘱託講師中より之を選任す
第八條　本規程に關する細則は別に之を定む

附　則

本教示は發布の日より施行す
本規程に抵觸する從前の諸規程は之を廢す

更に同日安居講習會施行細則が發表せられた。左の通りである。

第一條　講師及職員の職務分掌を定むること左の如し

一　本講師
　一　御選定の講題を講述す
一　副講者
　一　御選定の講題を講述す
一　典議
　一　會讀論議に出席して專ら義の疏通と其進行とを計る
一　徴集者中學力優秀者の選定の議に參與す
一　翌年の會讀論題選定の議に與る
一　嘱託講師
　一　適宜の時間に於て科外講義を爲す
一　綜理
　一　安居講習會の計畫及事務を統括す
　一　徴集者中學力優秀なる者を詮考し、之を執行に上申す
　一　翌年の會讀論題を選定し、之を執行に上申す
　一　評議員會議長の任に當る
一　評議員
　一　安居講習會の計畫及事務に關し綜理の諮詢に應ず
一　主事
　一　綜理の指揮に從ひ一切の事務を處理す
　一　安居講習會記錄を作製す
一　學籍規定中「第五條」の事務を司る
一　會計の事務を司る
一　安居講習會開會中徴集者に關する一切の事務を司る
一　典座
　一　佛前に關する一切の勤務を爲す

第四十五章　安居及び學階制度

一　時間の報告を司る

第二條　開會の日に開繞式を、竟講の日に滿講式を行ふべし

第三條　聽講者を分て左の二類とす

一　特別徴集者　　一　一般希望聽講者

第四條　第一類は執行より指名召集を受けたる者を云ひ、第二類は教師以上の者にして特に聽講の許可を得たる者を云ふ

但し別科は此の限りにあらず

第五條　執行は安居徴集者として輔教より得業までの有階者中より、其全數の三分の一若くは二分の一を毎年巡次に指名召集す

第六條　召集を受けたる者は故なくして之を拒むことを得ず

但し年齢六十歳以上の者は願に依り之を辭することを得

第七條　指名召集は前年十二月末日迄に之を發す

第八條　徴集者は開講前日迄に來會し、竟講の後に至らざれば歸鄉するを許さず

一般聽講者は前項の限りにあらずと雖も、出缺常ならざる者は聽講及考査受驗資格を取消すことあるべし

第九條　徴集者又は一般聽講者中、安居規定第六號の研究發表を希望する者は、三月末日迄に其大要を教學部に提出すべし、教學部は四月中に相當人員を定め本人に通知す

第十條　一般聽講者にして會讀希望の者は特に之を許可することあるべし

第十一條　開會中出席僧侶の法衣は麻衣黄袈裟とす

但し連枝及本山事務員は此限りにあらず

第十二條　徴集者には幾分の手當を支給す

第十三條　主事は閉會後十日以内に、日記勤怠簿會計簿を教學部に差出すべし

この規定は同じく十四年四月二十八日細則の第一條第一號中一項の次に、「一會讀に臨席して論議の判決を爲す」の一項が加へられ、更に同日別科の規定をも設定してゐる。それは左の通りである。

第一條　安居講習會別科は、主として教師試驗科目規定同等若くは以上の佛教科を授く

第二條　安居講習會別科は、毎年安居講習會開會の日より向ふ四週間開設す

第三條　別科聽講者は左の二種とす

一　準教師の者

一　中等學校又は同等學校卒業の者

第四條　別科に五回以上出席し、學力優秀なる者は教師認定審査會の議に附することを得

第五條　別科聽講希望の者は、聽講願書に履歴書並に聽講料金五圓を添へ、七月十日迄に學務部へ提出すべし

昭和五年六月十六日前掲安居講習會規程は、第六條第三號の次に「一、三回以上會讀優秀に付受賞したるものは、前各號に準ずることあるべし」の一項を加へたが、それ以後は別に變化なく、もつて今日に至つてゐるのである。

かくて安居は寛永の創始以來今日に至る三百年、その間多少の隆替、意義の變遷等もあつたが、常にわが派に於ける重要なる學事の一つとして、毎年本學講堂に於いて開かれ、門末宗侶の學問向上の上に重要なる任務を果しつゝあるのである。

三　講本の特色

安居の講本は准玄・西吟の項には、『和讃』『大經』『小經』等の手近なる典籍が講せられたるに止まり、廣く

餘他の經論疏が擇ばれてないが、これは宗學草昧の時代に於いては蓋し止むを得ざることであらう。然るに知空の頃になると一段の進歩を示し、宗典・餘典に渉り廣く各種のものを羅し來り、次第に擴充の方向に進んでゐることが看取し得られる。かゝる形勢は若霖・法霖時代に更に拍車を加へ、能化闕員時代を經て義教・功存の頃に至つては、宗乘・餘乘の兩方面に亘りあらゆる典籍を涉獵してこれを講本となし、殆んど整備の域に達したかの觀がある。三業惑亂以後學林後期に於いては、宗學に多分の力を注いだ結果、宗學の方面では精徹を極めてゐるが、餘乘の方面は多少萎微したかの如く感せられるが、然し安居の講本の選擇範圍は極めて廣く、相當の努力が拂れたることを認めねばならぬ。殊にこの時代の末期には社會の狀勢に促されて、國學・儒學・基督教等の典籍が講本に選ばれてゐることはその一大特色であつた。

いま學校時代の安居は制度上に於いては、前代の安居とは相當の相異點を有することを認めねばならぬが、講學の内容に至つては著しき變化なく、殆んど前期の繼承に過ぎざるの觀がある。これを講本選擇の方面より觀察しても、宗餘乘を通じて特筆すべき特色を見出し得ない。然しながら餘乘の方面に於いては前時代に現れなかつた新らしき講本を十數部數へ得るから、それを左に列擧して置くことにしたい。

唯識二十論述記　　中　　論
法句經　　百　　論
佛遺教經　　瓔珞本業經
金光明經　　入楞伽經無常品
能斷金剛般若波羅密多經　　極樂莊嚴經
佛頂尊勝陀羅尼經　　終習止觀坐禪法要
不空絹索神變眞言經　　梵網菩薩戒經
梵本阿彌陀經　　山家學生式
百法明門論　　究竟一乘寶生論

この時代の安居講學の内容は大體に於いて前期の繼承に過ぎないが、その中で注目すべきものを擧げると、明治十三年と十五年とに他宗の學僧を招いて別講を開けること、及び概論風の講義が爲されたることなどである。前者は『大衆階次簿』によると左の如く講本及び講者を擧げてゐる。

明治十三年
十不二門指要鈔(附教戒律義)　　天台寺内日光院住職　中教正　中川守脫
大乘起信論(附悉曇字記)

明治十五年
成唯識論　　滋賀縣總持寺住職　權中教正　楞嚴院秀盛
法華玄義　　三井日光院住職　權大教正　中川守脫

安居開創以來、他宗他派の學匠に依頼して講筵を張らしめたるは、これをもつて嚆矢とするのであらう。概論風の講義を設けたのは、『安居講業記』によれば左の三回である。

大正十二年
大乘論部の緣起說　　副講　司教　花田凌雲

大正十三年
西嶺教義の救濟の原理と其認識
副講　司教　花圃映澄

昭和五年
淨土門餘流の教義概要
副講　司教　杉紫朗

かゝる傾向は、明治中期より宗學の學風に一新軌軸を出し、教義の歴史的若くは組織的研究が發生し、その結果として現れた特異の成果と見るべきであらう。

猶ほ明治四十四年の安居より科外講義が設けられ、各方面の知識を來聽者に獲得せしめて來たが、何れも短時日の講演で茲に特筆すべき程のこともないであらう。

四　學階制度の整備

わが宗の學階制度は文政七年勸學を置き、翌八年司教・主議・助教・得業の四階を設けたるに始まり、天保三年八月に至り初めて登科の制が定められたが、これは一種の推薦形式に依れるものであつた。次で天保七年六月には覺試殿試の制が創められ、爾來昇階制度は再三改正を爲されたが、常に覺試は學林に於いて行はれ、昇階試驗はその重要なる行事になつてゐたのである。然るに明治四年開卷試驗の制が採用せられるや、覺試は廢止され試問は本山に於いてこれを行ひ、たとひその試驗場に本副兩講・都錄・錄事・檢事等の學林講師職員が臨席するとは云へ、昇階試驗は一先づ學林より本山へ移つたのである。

さて明治十五年三月二十九日司教の次に輔教の一階を置き、次で七月十日學階定員を定めて勸學八名・司教二十五名・輔教五十名・助教・得業並に無定員と爲し（申渡書）、更に十二月二十二日得業助教昇階方法を規定し、輔教・司教・勸學は本山の特選と定めた。この時の規定も本山に於いて試驗を爲すもので、昇階試驗は學庠の行事とされてゐない。然しながら學庠在學若くは卒業の者に對しては、一般普通の昇階希望者に比して特典を與へ、左の如く示されてゐる。

學庠に入學し豫備科第四級に進み年齡二十才に滿るもの、安心門一題を試驗し得業に、豫備全科を卒業し年二十五才に滿つるものは、安心門一題を試驗し助教に昇階することを許す
但し學庠滯在の昇階者二名の薦擧あらざれば許さず

昇階規定は今後十數回に亘り更改されるが、わが校に對してはその時〳〵の學制に應じて、それ相當の特典を與へることを例としてゐるのである。明治十六年九月二十八日前年設定された助教得業昇階試驗に對する採點法を定め（黃林拾葉）、越えて十九年一月三十一日に發布された宗制寺法中には、普通學奬勵のために勸學以下五階級の外に准司教・准輔教・准助教・准得業の四階を置き、三月十七日石見菅了法・攝津小野正巳が准輔教に、五月十七日安藝田坂聞號が准得業を授けられた。

明治二十年九月十三日得業助教の昇階規定を改正し、學力試驗は安居中學庠に於いてこれを行ふことになつた。その時の規則は左の通り。

第一條　本派の僧侶にして得業及び助教たらんと欲する者は、本國若くは同教區内昇階者三名已上の薦擧狀を添へ、學庠を經由し本山

に願出へし

第二條　得業助教の學力驗定は安居中學庫に於て之を行はしめ、義理通暢の者は講師並に都錄錄事より本山へ具狀す

第三條　學庫より義理通暢あるときは、本山に於て宗要論題の試問を爲す

第四條　得業驗定の科目左の如し

七祖部　四論題　二題講案

（受驗者の志願に依り上三祖より之を選び、或は下四祖より之を選ぶ）

第五條　助教驗定の科目は左の如し

宗祖部　二論題　二題論義

餘乘部　二論題　講案

（受驗者の志願に依り、華嚴部或は天台部或は法相部より之を選ぶ）

第六條　試驗問題は封書を以て法主より之を執行長に交付し、執行長より教學科長に、教學科長より學庫都錄に、都錄より受驗者に下附す

第七條　能驗者は昇階者に限る

第八條　試場は教學科長之を監督す

第九條　大教校豫備門卒業の者にして得業たらんと欲し、本科卒業の者にして助教たらんと欲する者は、平素受持の宗乘餘乘教師の卒證を添へ、安居講師並に都錄錄事を經て本山に願出で、直に宗要論題の試問を受くべし

第十條　宗要論題試問は講究局員教學科員立會の上本山に於て之を行ふ

第十一條　年齡五十已上にして學力優等の實績あるものは、特に本山より相當の學階を授くることあるべし

明治二十一年四月學庫の特典に對する規定を修正し、その後二十七年五月二十四日得業助教昇階規定を更改發布したが、この時の規定はその骨子は二十年九月のそれと大した變りはないが、安居中學庫に於いて爲す學力試驗を覺試と名づけ、本山に於いてする安心試問を殿試と名づけて天保以來の舊名に返し、且つまた覺試論題百題を選定してゐる。

學階試驗を覺試殿試の制の下に取行ふことは、その後明治四十五年五月の規則變更まで持續されるが、その間數回にわたり規程の更改が爲されてゐる。その年度期日を擧ぐれば左の通りである。

明治二十九年三月二十四日　明治三十四年十月
明治三十八年五月　明治四十年八月三十日
明治三十五年八月十一日
明治四十四年一月二十日

以上の變革に於いて覺試の試驗科目、學校卒業者に對する特典等が規則更改の要點をなしてゐるが、それを一々こゝに屢述するの煩を避ける。ただ數度の更改に於いて注意すべきもののみを擧げると、明治三十四年に勸學司教に員外を置けること、明治三十五年に覺試を筆答口答の二とされたこと、明治四十四年に五教團の安居開催地に於いて覺試を行ふことを規定せること、司教以上の學階は正准を論せず特命とせること（從來は輔教以上が特命であつた。）これまで七十名なりし輔教の定員を百二十名とせること等であるが、殊に注目すべきは明治四十年八月に「學階授與手續」を規定し、審査會を設けて學階授與に關する事項を審議せしめ、且つ從來の試驗法の外に論文に依る昇階を認めたることこれである。左にその「學階授與手續」の規程を載せておく。

第一章　審査會

第一條　學階授與に關し審査會を設く

第二條　學階の授與は審査會の議を經るものとす

但勸學職は特命に依る

第三條　審査會は左の八名の委員を以て組織す

學務總監　一　佛教大學長

勸學　二(特命)　執行所費事

學務總監付費事　二

第四條　審査會には學務總監付費事學務總監の承認を得て議案を提出す

第五條　學務總監を審査會長とす

第六條　審査會は委員の半數以上出席するに非れば成立せざるものとす

第七條　審査會の決議は多數に依る、可否同數なる時は會長之を決す

但學階規則第十七條に依り薦擧せられたる者、本規程第十條及特に得業助教を經歷せずして輔教以上に薦擧せられたる者、並に准階より正階に轉ぜらるゝ者に對しては、出席者三分の二以上の同意を要す

第八條　審査會は每年左の二期に開き學務總監之を召集す

六月　一

十二月　二(特命)

但學務總監必要と認めたるときは臨時に開設することを得

第二章　定年

第九條　昇階定年を定むること左の如し

一、得業より助教に進むは滿三年

但規定の學科を修了して昇階する者は此限に非ず

一　助教より輔教に進むは滿五年

一　輔教より司教に進むは滿十年

准階定年も本條に準ず

第十條　論文を提出し特に審査會に於て學業著しき進歩を認めたるものは、前項の定年に拘らず昇階することを得

第三章　拔擢名簿

第十一條　拔擢名簿は每年六月十五日十二月十五日學務總監付費事之を作成し、議案として審査會に提出すべし

第十二條　拔擢名簿は正准兩階に分ち、左の諸項を類別記載すべし

一　規定の學科を終了し又は試驗を經たるもの

一　薦擧に係るもの

一　定年滿了のもの

一　論文提出のもの

第四章　審査手續

第十三條　論文の調査は審査會に於て、二名以上の調査委員を互選し、調査せしむべし

但調査は四ヶ月以內に終了すべきものとす

第十四條　助教得業の經歷なくして輔教以上に薦擧せられたる者、左の二項の一に當るに非ざれば、審査の議に付せざるものとす

一　著述を公にして學界に貢獻せし者

一　本山立學校教員たりし者

第十五條　審査會は拔擢名簿に就て昇階適否及順序を審査詮衡するものとす

第十六條　審査會に關する事務は學務總監部に於て取扱ふ

第四十五章　安居及び學階制度

覺試殿試の制度は殿試は本山に於て覺試は安居中本學に於いて之を執行し、殊に明治二十九年規則更改以來、願書は安居役所を經由して本山に提出され、覺試の試驗問題は本山執行學務科員並に大學林綜理臨監の席に於いて抽籤を行ひ、覺試々場は安居講師都錄々事これを掌り、執行・綜理・學務科員これに臨監し、且つ覺試能問者は本山より選定することに定められてゐるから、學階試驗は本山の監督の下に安居・學林相倚つて執行することになつてゐたのである。然るに明治四十年「學階授與手續」が布告され、本山學務總監を會長とし、佛教大學長・勸學・本山贊事を委員とする審査會を設け、昇階に關する諸件を商議せしむるの制を設くるに及び、いよ〳〵學階制度に對する本山の監督權は增大するに至つた。殊に明治四十五年五月二十三日の學階規則更改以來、覺試殿試の制は廢せられて本試豫試の制これに代るに及び、かゝる傾向は愈々その濃度を加へるのである。

明治四十五年五月の規則更改によれば勸學十名・司教二十名・輔教以下無定員となり、その昇階は勸學は法主の特命、司教以下の正准學階には豫試本試の二種を設ける。而して豫試は論文、本試は卽題となし、本試は豫試通暢者に對する學義の試驗及び宗意安心に關する殿試を行ふことに定められてゐる。ここに於いて安居中本學に於いて覺試を行ふといふ規程は廢止され、爾來學階試驗は安居より離脫することになつたのである。その後今日に至るまで學階規定は更改されること數度に及び、その年度期日は左の通りである。

大正三年三月二十四日　大正四年五月
大正十一年六月一日　大正十二年三月十二日
昭和二年十二月　昭和九年一月九日

右の中著しき更改は、大正九年に勸學十名・司教三十名・輔教以下無定員となし、且つ審査會長を佛教大學長とし、豫試は審査會に於いて、本試は本山に於いて行ふことに定めたること、大正十一年に勸學は定員十名以內、正准司教以下無定員とし、司教は論文又は刊行著述により、輔教以下は試驗（本試・豫試）によりて昇階せしむることになしたること、及び昭和十年に勸學定員を十五名以內と定めたること等である。

大正九年四月
大正十五年五月七日
昭和十年四月十四日

以上は既往に於ける學階試驗の概觀であるが、今日に於いてもその連續に外ならず、審査會の如きも

龍谷大學長	監正局長	
山立學校職員	二名	勸學　二名

を以つて組織し、龍谷大學長これが會長として統括に當り、本學教授また審査員としてこれに加はるのであるから、學階制度は本山主催の下に、これに本學及びその他の人員が加入して運用されてゐるのである。

第四十六章　本學の現狀

一　校地と營造物

上來、縷々として三百年の歴史を叙し來つたが、最後に本學の現狀を概觀して、もつて筆を納めることにしたい。

本學の校地・營造物を、その所在地に從つて分てば、本營・附屬圖書館及び運動場寄宿舍の三となすことが出來る。左にその一々につき、校地及び營造物等に關し、その大略を記してみよう。

（一）本　營

位　置　京都市下京區猪熊通り七條上る

敷地面積　四、二七一坪一四

建　物　主なる建物につき、その用途・構造・建坪を表示すれば左の通り。

建物	用途	構造	建坪
本館	講堂及事務室	煉瓦造	一四五坪五〇
南舍（南寮）	教室及事務室	木造	二〇八坪三〇
北舍（北寮）	教室	木造	二〇七坪〇〇
學友會事務所	各部室	木造	七三坪八〇
北舍（東營）	教室	木造	八五坪〇〇
南舍（東營）	教室	木造	八四坪〇〇
新館	教室	鐵筋コンクリート造	六九坪四三
木造新館	教室	木造	六〇坪〇〇
土藏（三棟）	物置	木造	四八坪四四
學生集會所	學生生徒の各種集合	木造	八三坪四七
食堂	食事	木造	九五坪八六
道場	柔道・劍道	木造	五九坪五三
弓術道場	弓術	木造	一八坪〇〇
典座及給仕室		木造	三〇坪二五
面會所	學生生徒面會	木造	八坪三〇
守衞所	守衞控室	煉瓦造	八坪三〇
使丁控室（二棟）		木造	三九坪〇六
保存庫	書類保存	木造	一五坪〇〇
銃器庫	銃器保管	木造・煉瓦造	一五坪〇〇
便所（五棟）		木造	二九坪二三

（昭和一四年六月現在）

(二)附屬圖書館

位　置　京都市下京區本願寺派本願寺境内
敷地面積　一、〇三五坪七六
構　造　鐵筋コンクリート　三階造
各階平面積　地階　三二七坪
一階　三七〇坪
二階　二六二坪
三階　一七七坪
屋上塔屋　九・五坪
他に書庫は平面積七〇坪(七階建とす)
用　途　研究室・閲覧室・事務所
藏書數　和漢書　四一、七一七部　二〇四、九五四冊
洋　書　一一、八九六部　三〇、四四一冊
合　計　五三、六一三部　二三五、三九五冊　(昭和一四年六月現在)

(三)運動場・寄宿舍

(運動場)

位　置　京都市下京區唐橋川久保町
面　積　三、八〇四坪四一
用　途　運動用地

(寄宿舍)

位　置　京都市下京區唐橋川久保町
名　稱　樹德寮
建　坪　五二二坪〇〇
構　造　木筋コンクリート　二階建
設　備　講堂・事務室・新聞閲覧室・寮監室・醫務室・應接室・卓球室・食堂・浴場・病室・理髮室・賣店・一般寮生室百八室
用　途　本學豫科專門部第一學年生を總べて入寮せしむるを原則とす。寮生訓育方針は、寮訓に
一　佛祖を尊信し國恩を感戴すべし
二　師長を敬重し學友を親愛すべし
三　品性を陶冶し體位を向上すべし

とあるにより、明かである。

二　龍谷大學財團

本學は龍谷大學財團によりて、經營及び維持せられるものであるから、左にその寄附行爲に關する條規を掲げて置く。

龍谷大學財團寄附行爲

第一章　目　的

第一條　本財團は龍谷大學の經營及維持を圖るを以て目的とす

第二條　前條の外本財團は中等教育又は專門教育を行ふ學校を設營することを得

第三條　本財團の經營する學校は淨土眞宗の精神に依り教育を施すものとす

本財團の經營する學校に關する規定は眞宗本願寺派の學校に關する法度に依る

第二章　名稱及事務所

第四條　本財團は龍谷大學財團と稱す

第五條　本財團事務所は京都市下京區堀川通花屋町下る本願寺門前町官有地本願寺内に置く

第三章　資　産

第六條　本財團に屬する資産を分ちて基本財團及通常財産の二種とす

第七條　本財團の基本財産は左の金員より成り如何なる場合と雖も費消する事を得ず

一　設立者たる眞宗本願寺派本願寺より寄附したる金壹百萬圓

二　第九條第二項に依る通常財産より處分編入せらるべき金員

三　第十條に依る寄附金員

第八條　本財團の通常財産は左の金員及物件より成り規定に依り處分することを得るものとす

一　基本財産より生ずる果實

二　第十條に依る寄附物件

三　前年度剩餘金

四　雜　收　入

第九條　基本財産は國債證券若くは其他の公債に替へ又は主務官廳の認むる確實なる方法に依り供託するものとす

通常財産は評議員會の議決を經て之を基本財産に處分編入することを得

第十條　本財團は設立の趣旨を贊成して寄附をなす者あるときは之を領受す

第十一條　基本財産より生ずる果實は百分の三を本財産の經常費に充て百分の九十七を龍谷大學の經費に充つ

第十二條　本財團の會計年度は每月四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第四章　職　員

第十三條　本財團に左の職員を置く

總　裁　一　名　　顧　問　若干名

理　事　四名以上八名以内　　評議員　六十三名以内

監　事　五　名

理事の内一名を理事長とす但理事長は眞宗本願寺派本願寺執行長之に當るものとす

第十四條　總裁は眞宗本願寺派本願寺管長を推戴す

第十五條　顧問は學殖德望あり本財團の目的を贊助する者の中より總裁之を囑託す

第四十六章　本學の現狀

第十六條　顧問は總裁の諮詢に應じ本財團の事業を援助す

第十七條　理事は左の通り總裁之を選任す

眞宗本願寺派本願寺執行中より五名以内

龍谷大學長

評議員中より一名

龍谷大學學監中より一名

第十八條　評議員は眞宗本願寺派本願寺集會の會衆を以て之に充つ

第十九條　監事は寄附者中より理事長の申請により總裁之を任免す

監事の任期は四箇年とす但補缺者の任期は前任者の殘期とす

第二十條　第十七條及第十八條に依り職員となりたる者は其職務を去りたる時は當然其職を失ふものとす

第二十一條　本財團職員は總て名譽職とす

第二十二條　理事・評議員・監事更迭の場合は後任者へ引繼を了する迄執務するものとす

但總裁の特命ある時は此限にあらず

第二十三條　評議員會は理事・評議員・監事を以て組織す

第二十四條　評議員會は定時並に臨時とし定時は毎年一月若くは二月之を召集し前年度決算並に翌年度豫算其他理事長より提案する必要なる事項を議するものとす

臨時評議員は定時評議員會以外臨時の必要を生じたる場合之を召集するものとす

第二十五條　評議員會は理事長之を召集す理事長事故ある時は理事會議の上之を召集することを得

第二十六條　評議員會は總員の半數以上出席するに非れば開會することを得ず若し之に充たざれば更に之を召集すべし

但し再召集と雖も總員の三分の一以上出席するに非れば開會することを得ず

第二十七條　理事長は評議員會の議長となり議事は出席者の過半數を以て決し若し同數なるときは議長の定むる所による

第二十八條　理事長は本財團を代表して其事務を掌理し理事は理事長を輔佐し理事長事故あるときは合議の上理事長の職務を處理す

第二十九條　評議員は本財團の資産及業務の狀況を監査することを得

第三十條　監事は本財團の資産及事務の狀況を監査するものとす

第三十一條　本寄附行爲に規定せざる事項は凡て民法の規定に依る

第三十二條　本財團は法定の解散事由發生するに非れば解散することを得ず

第三十三條　本財團解散するに至りたる時は評議員會の議決を經、總裁の承認を得て其資產の全部を眞宗本願寺派本願寺に寄附す

第五章　附　則

第三十四條　本寄附行爲は評議員會の議決並に總裁の承認を經、主務官廳の認可を得るに非れば之を變更することを得ず

第三十五條　前例の議決に際しては第一條・第七條・第九條及本條の規定を變更すべからず

第三十六條　第三十四條の議決は評議員會員三分の二以上出席し出席者の三分の二以上の同意あるに非れば議決すべからず

三　教育方針と構成

本學の教育方針及びその構成は「龍谷大學規則」第一章總則に規定されてゐる。その總則とは

第一條　本學は佛教學・宗教學・哲學・史學・文學に關する諸學科を教授し並に其蘊奧を攻究するを以て目的とし兼て人格の陶冶に留意す

第二條　本學の學部は文學部とし研究科を置く

第三條　本學には大學豫科を置き別に專門部を設く

但し專門部に關する規則は別に之を定む

(一)教　育　方　針

第四十六章　本學の現狀

本學は大學令に依る大學であるから、その教育方針としては、大學令第一章に規定されるやうに、國家に須要なる學術の理論及應用を教授し、並にその蘊奥を攻究するを以て目的とし、兼て人格の陶冶及國家思想の涵養に留意するはいふまでもない。而してまた本學は、龍谷大學財團の經營維持にかゝるものであるから、その「龍谷大學財團寄附行爲」條規に規定されたる方針に遵據する。卽ちその第三條に定められた通り、淨土眞宗の精神に依り教育を施すのである。然もその教授科目としては、前掲「龍谷大學規則」第一章總則第一條に示せる如く、佛教學・宗教學・哲學・史學・文學を擧げうるのである。

（二）構　　成

「龍谷大學規則」總則第二條第三條に定むるところによれば左の通りである。

學部（文學部・研究科）
豫科
專門部

四　職　　制

本學の職制は左の通り。

第一條　本學に左の職員を置く

學長	一名	
文學部教授	若干名	
文學部助手	若干名	
豫科教授	若干名	
專門部教授	若干名	
學生監	一名	
司事	若干名	
學監	若干名	
文學部講師	若干名	
文學部副手	若干名	
豫科講師	若干名	
專門部講師	若干名	
圖書館長	一名	
書記	若干名	

本學に功勞あり又は學術上功績あるものには名譽教授の名稱を與ふることあるべし

第二條　學長は本學を統理す

第三條　學監は學長の命を承け本學全般の事務を掌理す

第四條　文學部教授及び講師は擔任學科を教授し併せて學生の研究を指導す

第五條　文學部助手は研究室の事務に從ふ

第六條　豫科專門部の教授及び講師は各部科に於ける擔任學科の教授を掌る

第七條　學生監は學生の監督及び訓育に任ず

第八條　圖書館長は圖書館に關する事務を掌る

第九條　司事は教務課庶務課會計課學生課及び圖書館に分屬し事務の整理を掌る

第十條　書記は上職の指導に從ひ諸般の事務に服す

第一條に規定されたる職員の中、學長・學監・文學部主任教授・學生監・圖書館長の名を擧ぐれば左の通りである。